

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p style="text-align: center;">里庄町地域防災計画 （風水害等対策編）</p> <p style="text-align: center;">令和<u>3</u>年<u>3</u>月 里庄町</p>	<p style="text-align: center;">里庄町地域防災計画 （風水害等対策編）</p> <p style="text-align: center;">令和<u>8</u>年<u>7</u>月 里庄町</p>		<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<h2>第1章 総 則</h2>	<h2>第1章 総 則</h2>		
<p>第1節 計画の目的</p> <p>(略)</p> <p>なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。</p> <p>また、災害対策の実施に当たっては、町の<u>果たすべき役割を的確に実施していくとともに、国、県及び指定公共機関は、相互に密接な連携を図る。</u>併せて、町を中心に、町民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、町及び町民に加えて国、公共機関、県、市町村、事業者等が一体となって最善の対策を講じる。</p> <p>さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていく。</p> <p>こうした防災対策の実施に当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映することが重要であり、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 計画の目的</p> <p>(略)</p> <p>なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめ、<u>災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備を行うものとする。</u></p> <p>また、災害対策の実施に当たっては、<u>地域防災計画において里庄町国土強靱化地域計画及び岡山県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、町が災害時等に担うべき役割、連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係るそれぞれの機関との連携強化</u>を図る。併せて、町を中心に、町民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために、<u>自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、町及び町民に加えて国、公共機関、県、他市町村、事業者等が一体となって最善の対策を講じる。</u></p> <p>さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていく。</p> <p>こうした防災対策の実施に当たっては、<u>災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備を始め、</u>地域における生活者の多様な視点を反映することが重要であり、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第2節 計画の性格及び構成、用語の定義</p>	<p>第2節 計画の性格及び構成、用語の定義</p>		
<p>第1 計画の性格及び構成</p> <p>(略)</p> <p>また、本計画は、「風水害等対策編」であり、「災害の予防」、「災害の応急対策」及び「災害の復旧」の3本柱で構成し、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち風水害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上における基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、更に関係機関において別途具体的に定めることを予定している。</p>	<p>第1 計画の性格及び構成</p> <p>(略)</p> <p>また、本計画は、「風水害等対策編」であり、「災害の予防」、「災害の応急対策」及び「災害の復旧」の3本柱で構成し、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち風水害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上における基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、更に関係機関において別途具体的に定めることを予定している。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第2 災害の想定</p> <p>本計画の作成に当たっては、本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化、産業集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案した上で、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。なお、地震対策は別編とした。</p>	<p>第2 災害の想定</p> <p>本計画の作成に当たっては、本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化、産業集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案した上で、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。なお、地震・津波災害対策は別編とした。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(略)</p> <p>第3 用語の定義 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町本部・・・・・・里庄町災害対策本部をいう。 2 県本部・・・・・・岡山県災害対策本部をいう。 3 県地方本部・・・・岡山県地方災害対策本部をいう。 4 消防組合・・・・・・笠岡地区消防組合をいう。 5 本部長・・・・・・里庄町災害対策本部長をいう。 6 県本部長・・・・・・岡山県災害対策本部長をいう。 7 県地方本部長・・・・岡山県地方災害対策本部長をいう。 8 県警察・・・・・・岡山県警察をいう。 9 防災計画・・・・・・里庄町地域防災計画をいう。 10 県防災計画・・・・岡山県地域防災計画をいう。 11 防災関係機関・・・・里庄町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。 <p>(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 17 避難行動要支援者・・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。 	<p>(略)</p> <p>第3 用語の定義 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町本部・・・・・・里庄町災害対策本部 2 県本部・・・・・・岡山県災害対策本部 3 県地方本部・・・・岡山県地方災害対策本部 4 消防組合・・・・・・笠岡地区消防組合 5 本部長・・・・・・里庄町災害対策本部長 6 県本部長・・・・・・岡山県災害対策本部長 7 県地方本部長・・・・岡山県地方災害対策本部長 8 県警察・・・・・・岡山県警察 9 防災計画・・・・・・里庄町地域防災計画 10 県防災計画・・・・岡山県地域防災計画 11 防災関係機関・・・・里庄町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関 <p>(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 17 避難行動要支援者・・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。 	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p>		
<p>第1 実施責任 (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 岡山県 岡山県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。 <p>(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 指定公共機関及び指定地方公共機関 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。 	<p>第1 実施責任 (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 岡山県 岡山県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。 <p>(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 指定公共機関及び指定地方公共機関 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性に鑑み、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。 	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、<u>平素</u>から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。</p>	<p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、<u>平時</u>から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 里庄町 (略)</p> <p>(6) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>又は<u>避難指示(緊急)</u>の発令を行う。</p> <p>(7) 被災者等の救助を行う。</p> <p>(8) 被災者の広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。</p> <p>(9) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。</p> <p>(10) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。</p> <p>(11) 被害の調査及び報告を行う。</p> <p>(12) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</p> <p>(13) 水防活動及び消防活動を行う。</p> <p>(14) 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。</p> <p>(15) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。</p> <p>(16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。</p> <p>(17) 農産物、家畜及び林産物に対する応急措置を行う。</p> <p>(18) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。</p> <p>(19) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。</p> <p>(20) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</p> <p>(21) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 岡山県 (略)</p> <p>(7) 水防法、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づく<u>避難の勧告</u>、指示を行う。</p> <p>(8) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</p> <p>(9) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する<u>指示</u>、調整を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 里庄町 (略)</p> <p>(6) 高齢者等避難、<u>避難指示</u>又は緊急<u>安全確保</u>の発令を行う。</p> <p>(7) 被災者等の救助を行う。</p> <p>(8) 被災者の広域<u>避難及び広域</u>一時滞在に関する協議、被災者の<u>受け入れ</u>を行う。</p> <p>(9) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。</p> <p>(10) <u>復興事前準備を行う。</u></p> <p>(11) <u>災害時におけるボランティア活動の支援を行う。</u></p> <p>(12) 被害の調査及び報告を行う。</p> <p>(13) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</p> <p>(14) 水防活動及び消防活動を行う。</p> <p>(15) 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。</p> <p>(16) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。</p> <p>(17) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。</p> <p>(18) 農産物、家畜及び林産物に対する応急措置を行う。</p> <p>(19) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。</p> <p>(20) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。</p> <p>(21) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</p> <p>(22) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。</p> <p>(23) <u>被災者からの申請に応じて、住家被害などの被害状況を調査し、罹災証明書の交付を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 岡山県 (略)</p> <p>(7) 水防法、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づく<u>立退き</u>の指示を行う。</p> <p>(8) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</p> <p>(9) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する<u>助言</u>、調整を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正 表現の見直し</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>町の取組内容の反映</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(24) 市町村が実施する被災者の広域一時滞在の調整、代行を行う。</p> <p>(25) 指定行政機関又は指定地方行政機関に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(27) 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 県警察（玉島警察署）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 救出救助及び避難指示を行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 笠岡地区消防組合</p> <p>(1) 災害予防及び防災活動</p> <p>(2) 予警報等の通報、連絡及び情報収集</p> <p>(3) 災害救助及び救急活動</p> <p>(4) 町本部との連絡及び調整</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>[中国四国農政局]</p> <p>(略)</p>	<p>(24) 市町村が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。</p> <p>(25) 指定行政機関又は指定地方行政機関に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じるよう要請等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(27) 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送の要請、指示を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>(30) 災害廃棄物処理計画の実効性向上を目的とした広域的な技術的支援に関すること。特に、市町村域を越える広域調整の円滑な実施のため、関係部局間で連携し、避難所におけるし尿処理及び仮設トイレの衛生管理並びに災害廃棄物処理に関する指導・助言（訓練機会の提供を含む）を行う。</u></p> <p>3 県警察（玉島警察署）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 救出救助及び避難誘導を行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 笠岡地区消防組合</p> <p>(1) 災害予防及び防災活動を行う。</p> <p>(2) 予警報等の通報、連絡及び情報収集を行う。</p> <p>(3) 災害救助及び救急活動を行う。</p> <p>(4) 町本部との連絡及び調整を行う。</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p><u>[中国四国管区行政評価局]</u></p> <p><u>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</u></p> <p><u>(2) 被災者への生活支援情報の提供を行う。</u></p> <p><u>(3) 専用電話を備えた相談窓口や特別行政相談所を開設する。</u></p> <p>[中国四国農政局]</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

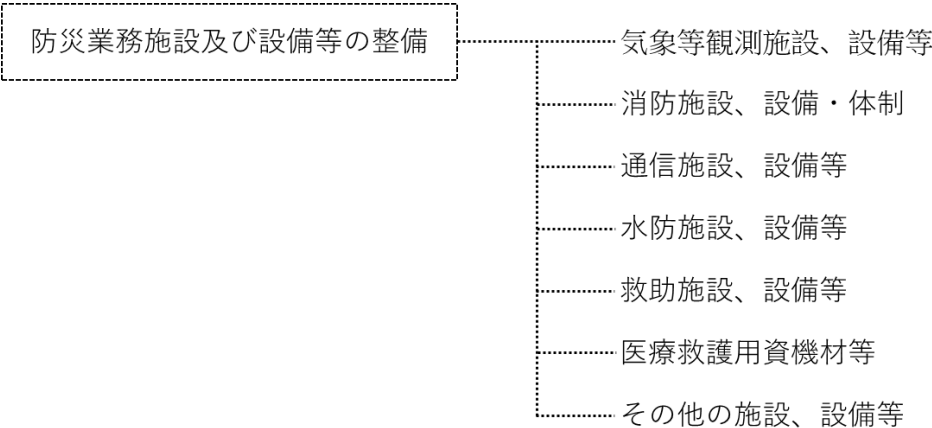
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(11) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行う<u>など</u>、迅速な調達・供給に努める。</p> <p>[近畿中国森林管理局岡山森林管理署岡山森林事務所] (略)</p> <p>(3) 国有林内河川流域<u>及び貯木場</u>における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。</p> <p>(略)</p> <p>[大阪管区气象台（岡山地方气象台）] (略)</p> <p>(2) 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて町民に提供するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(6) <u>気象庁本庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</u></p> <p><u>(7)</u> 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。</p> <p>(8) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</p> <p>(9) 町が<u>行う避難勧告等</u>の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。</p> <p>(10) 知事からの要請により職員を派遣し、防災情報の解説等を行う。</p> <p>[自衛隊（陸上自衛隊<u>第13</u>特科隊）] (略)</p> <p>(1) <u>避難の援護救助</u>を行う。</p> <p>(2) <u>遭難者の捜索、救助</u>を行う。</p> <p>(3) <u>水防活動</u>を行う。</p> <p>(4) <u>消火活動</u>を行う。</p> <p>(5) <u>道路又は水路の応急啓開</u>を行う。</p> <p>(6) <u>診療防疫への支援</u>をする。</p>	<p>(11) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行う<u>等</u>、迅速な調達・供給に努める。</p> <p>[近畿中国森林管理局岡山森林管理署岡山森林事務所] (略)</p> <p>(3) 国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。</p> <p>(略)</p> <p>[大阪管区气象台（岡山地方气象台）] (略)</p> <p>(2) 気象、<u>土砂</u>、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて町民に提供するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。</p> <p>(7) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災<u>体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、</u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</p> <p>(8) 町が<u>発令する避難情報</u>の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。</p> <p>(9) 知事からの要請により職員を派遣し、防災情報の解説等を行う。</p> <p>[自衛隊（陸上自衛隊<u>中部方面</u>特科<u>連隊第3大隊等</u>）] (略)</p> <p>(1) <u>被害状況の把握</u>を行う。</p> <p>(2) <u>避難の援助</u>を行う。</p> <p>(3) <u>遭難者等</u>の捜索救助を行う。</p> <p>(4) <u>水防活動</u>を行う。</p> <p>(5) <u>消防活動</u>を行う。</p> <p>(6) <u>道路又は水路の応急啓開</u>を行う。</p> <p>(7) <u>応急医療・救護・防疫</u>を行う。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災気象情報の見直しに伴う修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(7) <u>通信支援をする。</u></p> <p>(8) <u>人員及び物資の緊急輸送を行う。</u></p> <p>(9) <u>炊飯及び給水の支援を行う。</u></p> <p>(10) <u>救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。</u></p> <p>(11) <u>交通整理の支援をする。</u></p> <p>(12) <u>危険物(火薬類)の除去を行う。</u></p> <p>(13) <u>その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 指定公共機関</p> <p>[日本郵便株式会社(里庄郵便局)]</p> <p>(略)</p> <p>[西日本旅客鉄道株式会社(JR西日本岡山支社)]</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害により線路が不通となった場合、<u>臨時列車の運転又はバス</u>等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。</p> <p>(3) <u>死傷者</u>の救護及び処置を行う。</p> <p>(4) 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。</p> <p>[西日本<u>電信電話</u>株式会社(岡山支店)]</p> <p>(略)</p> <p>[株式会社<u>NTT</u>ドコモ(岡山支店)、KDDI株式会社(中国総支社)、ソフトバンク株式会社(九州・中四国総務課)]</p> <p>(略)</p> <p>[日本赤十字社(岡山県支部)]</p> <p>(1) 必要に応じ所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の<u>救助</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>[日本放送協会(岡山放送局)]</p> <p>(略)</p>	<p>(8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。</p> <p>(9) <u>給食及び給水を行う。</u></p> <p>(10) <u>入浴</u>支援を行う。</p> <p>(11) 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。</p> <p>(12) 危険物の<u>保安及び</u>除去を行う。</p> <p>(13) その他、<u>臨機の必要に対し</u>、自衛隊の能力で対処可能な<u>ものについては、所要の措置をとる。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 指定公共機関</p> <p>[日本郵便株式会社(笠岡郵便局)]</p> <p>(略)</p> <p>[西日本旅客鉄道株式会社(JR西日本中国統括本部)]</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害により線路が不通となった場合、<u>自動車</u>等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。</p> <p>(3) <u>乗客</u>の救護、<u>輸送</u>及び処置を行う。</p> <p>(4) 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。</p> <p>[<u>NTT</u>西日本株式会社(岡山支店)]</p> <p>(略)</p> <p>[株式会社ドコモ<u>CS中国</u>(岡山支店)、KDDI株式会社(中国総支社)、ソフトバンク株式会社(九州・中四国総務課)、<u>楽天モバイル株式会社</u>]</p> <p>(略)</p> <p>[日本赤十字社(岡山県支部)]</p> <p>(1) 必要に応じ所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の<u>救護</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>[日本放送協会(岡山放送局)]</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し</p> <p>時点変更</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>時点変更</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

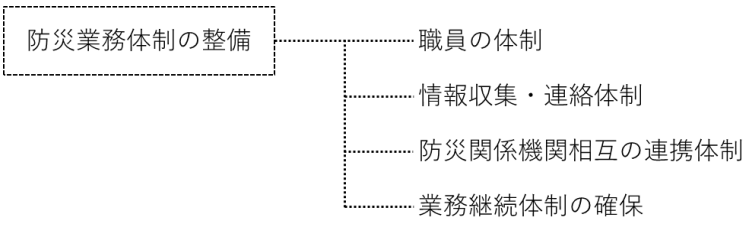
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(3) 緊急警報放送等災害情報の伝達を行う。 (略)</p> <p>[中国電力ネットワーク株式会社(倉敷ネットワークセンター)]</p> <p>(1) 電力供給施設の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は、被災施設の早期復旧を実施するとともに供給力の確保を図る。 (略)</p> <p>[西日本高速道路株式会社(中国支社)]</p> <p>(1) 災害防止に関すること。 (2) 交通規則、被災点検、応急復旧工事等に関すること。 (3) 災害時における利用者等への迂回路等の情報(案内)提供に関すること。 (4) 災害復旧工事の施工に関すること。</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <p>[各民間放送会社(山陽放送(株)、岡山放送(株)、テレビせとうち(株)、岡山エフエム放送(株)) 日本放送協会に準ずる。</p> <p>[各ガス事業会社]</p> <p>(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。 (略)</p> <p>[医療機関(浅口医師会)]</p> <p>(1) 救護班及び医療班の編成並びに医療救護の実施に関すること。 (2) 開設又は管理する医療施設につき、臨時救護所又は委託医療機関としての活用に<u>関</u>する<u>こ</u> <u>と</u>。</p> <p>[医療機関(浅口歯科医師会)]</p> <p>(1) 歯科医療救護班の編成並びに歯科医療救護の実施に関する<u>こ</u> <u>と</u>。 (2) 開設又は管理する医療施設につき、臨時救護所又は委託医療機関としての活用に<u>関</u>する<u>こ</u> <u>と</u>。</p>	<p>(3) 緊急警報放送、<u>避難指示</u>等災害情報の伝達を行う。 (略)</p> <p>[中国電力株式会社(岡山支社)、中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター]</p> <p>(1) 電力施設の<u>防災対策及び防災管理に関すること</u>。 (2) <u>災害時における電力の供給確保に関すること</u>。 (3) <u>被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること</u>。 (略)</p> <p>[西日本高速道路株式会社(中国支社)]</p> <p>(1) 災害防止に関する<u>巡査点検を行う</u>。 (2) 交通規則、被災点検、応急復旧工事等<u>を行う</u>。 (3) 災害時における利用者等への迂回路等の情報(案内)提供<u>を行う</u>。 (4) 災害復旧工事の施工<u>を行う</u>。</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <p>[各民間放送会社(山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山エフエム放送株式会社、<u>笠岡放送株式会社</u>) 日本放送協会に準ずる。</p> <p>[各ガス事業会社]</p> <p>(1) ガス施設の災害予防措置を講<u>じ</u>る。 (略)</p> <p>[<u>社会福祉法人岡山県社会福祉協議会</u>]</p> <p>(1) <u>被災地域においてボランティアセンターの支援を行う</u>。 (2) <u>岡山県災害派遣福祉チーム(岡山DWAT)の派遣を行う</u>。 (3) <u>被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付を行う</u>。 (略)</p> <p>[医療機関(浅口医師会)]</p> <p>(1) 救護班及び医療班の編成並びに医療救護<u>を</u>実施する。 (2) 開設又は管理する医療施設につき、臨時救護所又は委託医療機関としての活用に<u>協力</u>する。</p> <p>[医療機関(浅口歯科医師会)]</p> <p>(1) 歯科医療救護班の編成並びに歯科医療救護<u>を</u>実施する。 (2) 開設又は管理する医療施設につき、臨時救護所又は委託医療機関としての活用に<u>協力</u>する。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>時点変更 岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>時点変更</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>[農業・経済団体（農業協同組合、商工会等）] 被災調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資の斡旋について協力する。 (略)</p>	<p>[農業・経済団体（農業協同組合、<u>農業共済組合</u>、商工会等）] 被災調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資の斡旋について協力する。 (略)</p>		
<p>第5節 里庄町の概要</p>	<p>第5節 里庄町の概要</p>		
<p>第1 自然的条件 (略)</p> <p>3 河川の状況 町内の河川は、大字里見地内に里見川、指田川、清水川、鳩岡川、大西川、大字新庄地内に中川（長田川）、干瓜川、新庄川（<u>天井川</u>）、大字浜中地内に井溝川が流れており、<u>土砂の堆積によって新庄川のように川底の方が地上よりも高い天井川を形成しているものがあるため</u>、降雨量のいかんによっては危険な状況になりかねないので、豪雨時の水害に十分に留意して河川の管理、維持を進めることが必要である。</p> <p>4 気候 本町の気候は、<u>海を隔てて</u>南の四国山脈、北の中国山脈との間に位置することもあ<u>って</u>、年間平均気温は<u>15℃前後</u>、年間平均降雨量は<u>1,000mm程度</u>で、雨量の多い時期は主に梅雨前線の活動が活発になる梅雨時で、降雪も少なく、温暖少雨の典型的な瀬戸内海の<u>気候</u>を示し、台風・地震の被害も比較的少ない方である。</p>	<p>第1 自然的条件 (略)</p> <p>3 河川の状況 町内の河川は、大字里見地内に里見川、指田川、清水川、鳩岡川、大西川、大字新庄地内に中川（長田川）、干瓜川、新庄川、大字浜中地内に井溝川が流れており、降雨量のいかんによっては危険な状況になりかねないので、豪雨時の水害に十分に留意して河川の管理、維持を進めることが必要である。</p> <p>4 気候 本町の気候は、南の四国山脈、北の中国山脈との間に位置することもあ<u>り</u>、<u>気象庁笠岡観測所における2020年～2024年（5年間）の年間</u>平均気温は<u>16.6℃</u>、年間平均降雨量は<u>1,088.3mm</u>で、雨量の多い時期は主に梅雨前線の活動が活発になる梅雨時で、降雪は<u>は</u>少なく、温暖少雨の典型的な瀬戸内海<u>式</u>気候を示し、台風・地震の被害も比較的少ない方である。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>時点変更</p>	<p>変更</p>
<p>第2 社会的条件等</p> <p>1 人口 昭和60年から<u>平成27年</u>までの本町の人口構造の推移を国勢調査結果から見ると、総人口は昭和60年の9,975人から10,9<u>29</u>人へ95<u>4</u>人の増加となっている。平成2年から平成7年にかけて減少したが、平成7年から<u>平成27年</u>にかけては増加している。また、<u>平成27年10月1日</u>時点での人口密度は、岡山県内の市町村別でみると、<u>1km</u>当たり800人を超えるのは岡山市、倉敷市、早島町、里庄町の4市町であり、人口密度の高い町である。</p> <p>一方、65歳以上の高齢者人口については、昭和60年に1,334人であったが、<u>平成27年</u>には3,<u>256</u>人へと1,<u>922</u>人の増加となっている。平成7年から平成12年の5年間で434人、平成12年から平成17年で26<u>4</u>人、平成17年から平成22年で38<u>6</u>人、平成22年から平成27年で351人もの増加を示しており、急速な高齢者人口の増加がうかがえる。高齢化の<u>進展</u>は今後も続くことが予想され、防災面からも対策の推進が必要といえる。昭和60年以後の本町の人口の推移は、次のとおりである。</p> <p>人口の推移 (国勢調査 各年10月1日現在)</p>	<p>第2 社会的条件等</p> <p>1 人口 昭和60年から<u>令和2年</u>までの本町の人口構造の推移を国勢調査結果から見ると、総人口は昭和60年の9,975人から10,9<u>50</u>人へ97<u>5</u>人の増加となっている。<u>なお</u>、平成2年から平成7年にかけて減少したが、平成7年から<u>令和2年</u>にかけては増加している。また、<u>令和2年10月1日</u>時点での人口密度は、岡山県内の市町村別でみると、<u>1km</u>当たり800人を超えるのは岡山市、倉敷市、早島町、里庄町の4市町であり、人口密度の高い町である。</p> <p>一方、65歳以上の高齢者人口については、昭和60年に1,334人であったが、<u>令和2年</u>には3,<u>454</u>人へと2,<u>120</u>人の増加となっている。平成7年から平成12年の5年間で434人、平成12年から平成17年で26<u>7</u>人、平成17年から平成22年で38<u>3</u>人、平成22年から平成27年で351人、<u>平成27年から令和2年で198人</u>もの増加を示しており、急速な高齢者人口の増加がうかがえる。高齢化は今後も続くことが予想され、防災面からも対策の推進が必要といえる。<u>なお</u>、昭和60年以後の本町の人口の推移は、次のとおりである。</p> <p>人口の推移 (国勢調査 各年10月1日現在)</p>	<p>時点変更</p>	<p>変更</p>

現行計画									改訂案									改訂理由	改訂事項	
	人口			世帯数	1世帯当たり人数(人)	高齢者人口(65歳以上)				人口			世帯数	1世帯当たり人数(人)	高齢者人口(65歳以上)					
	総数(人)	男	女			人口(人)	割合(%)	県割合(%)		総数(人)	男	女			人口(人)	割合(%)	県割合(%)			
(略)									(略)										時点変更	追加
(略)									令和2年	10,950	5,206	5,744	4,138	2.65	3,454	31.5	29.5			
<p>3 交通・通信</p> <p>(1) 道路交通</p> <p>国道2号は、山陽地方を縦貫する重要な幹線道路となっているが、慢性的な交通渋滞等の影響が出ており、防災上早急な対応が必要となっている。<u>また、早期の開通を目指して整備が進められている「玉島・笠岡道路」へのアクセス道路の整備を進めていく必要がある。</u></p> <p>県道については、主要地方道矢掛寄島線、倉敷長浜笠岡線のほか、一般県道里庄地頭上線、園井里庄線、小坂西六条院中線、六条院東里庄線、大島中新庄線の7路線がある。<u>現在計画されている園井里庄線と国道2号を結ぶ浜中バイパスは、本町と国道2号笠岡バイパスを連絡し、ネットワークを強化する上で、早急な整備が必要である。また、里庄地頭上線は、JR山陽本線、国道2号との交差箇所前後で渋滞が見られる。さらに、未整備区間や歩道のない区間も多く危険な状態であり、防災上の観点からも早急な整備が必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>〈道路の状況〉 (平成16年4月現在)</p>									<p>3 交通・通信</p> <p>(1) 道路交通</p> <p>国道2号は、山陽地方を縦貫する重要な幹線道路となっているが、慢性的な交通渋滞等の影響が出ており、防災上早急な対応が必要となっている。<u>そのため「玉島・笠岡道路」と「玉島・笠岡道路と国道2号を結ぶアクセス道路について早期開通を目指し、現在、整備が進められている。</u></p> <p>県道については、主要地方道矢掛寄島線、倉敷長浜笠岡線のほか、一般県道里庄地頭上線、園井里庄線、小坂西六条院中線、六条院東里庄線、大島中新庄線の7路線がある。里庄地頭上線は、JR山陽本線、国道2号との交差箇所前後で渋滞が見られる。<u>また、未整備区間や歩道のない区間も多く危険な状態であり、防災上の観点からも早急な整備が必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>〈道路の状況〉 (令和7年4月現在)</p>									時点変更	変更	
区分	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)										区分	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)	時点変更	変更		
(略)													(略)							
県道(7路線)	11,255	81.4	100.0										県道(7路線)	11,567	85.9	100.0				
1級町道(24路線)	11,986	25.7	82.1										1級町道(25路線)	11,649	32.1	81.5				
2級町道(1路線)	574	77.4	100.0										2級町道(1路線)	574	91.6	100.0				
(庁内資料：農林建設課)									(庁内資料：農林建設課)											
<p>(2) 公共交通機関</p> <p>本町を東西に貫くJR山陽本線は、重要な公共交通手段の一つであり、また、JR里庄駅は、町の玄関口となっている。JR里庄駅の1日当たり平均旅客数は2,600人前後で推移している。</p> <p>(略)</p>									<p>(2) 公共交通機関</p> <p>本町を東西に貫くJR山陽本線は、重要な公共交通手段の一つであり、また、JR里庄駅は、町の玄関口となっている。JR里庄駅の1日当たり平均旅客数は<u>令和元年までは2,600人前後で推移していたが、それ以降は2,000人前後で推移している。</u></p> <p>(略)</p>									時点変更	追加	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p align="center">第2章 災害予防計画</p>	<p align="center">第2章 災害予防計画</p>		
<p>第1節 防災業務施設及び設備等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 防災業務施設及び設備等の整備</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p>  <p>(略)</p>		追加
<p>第2 消防施設、設備等</p> <p>(略)</p> <p>2 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 消防施設、設備・<u>体制</u>等</p> <p>(略)</p> <p>2 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、ドローン等のデジタル技術の活用の加速化、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携や、地域住民と消防団の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</p> <p>3 消防本部は、大規模災害時や津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町村の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
<p>第3 通信施設、設備等</p> <p>1 災害情報</p> <p>迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達体制を確保するため、無線通信施設等の通信施設の整備を図るとともに、万一これらの施設に被害が生じた場合に備え、非常電源、予備器等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。</p>	<p>第3 通信施設、設備等</p> <p>1 災害情報</p> <p>迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達体制を確保するため、無線通信施設等の通信施設の整備を図るとともに、多重化・耐震化を含め防災構造化するなどの改善に努める。万一これらの施設に被害が生じた場合に備え、非常電源、予備器等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	追加

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(1) 無線通信施設等の整備等 ア 町防災行政無線通信施設 有線通信が途絶の場合を想定し、町役場と孤立化した集落とを結ぶ町防災行政無線通信施設の整備及び拡充を検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 無線通信施設等の整備等 ア 町防災行政無線通信施設 有線通信が途絶の場合を想定し、町役場と孤立化した集落とを結ぶ町防災行政無線通信施設の整備及び拡充<u>とともに、携帯電話、衛星通信の活用等</u>を検討する。</p> <p>(略)</p>		
<p>(2) 施設の点検 災害時に備え、<u>平素</u>から定期的に通信施設の保守管理について点検整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>3 防災情報 町は、雨量、水位、潮位などの観測情報や避難情報などの各種防災情報を <u>Web</u> サイトや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等のリアルタイムに提供する岡山県総合防災情報システムを活用して、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施する。</p> <p>4 電気通信設備 電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信 <u>輻輳</u>対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組<u>み</u>を推進することに努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 施設の点検 災害時に備え、<u>平時</u>から定期的に通信施設の保守管理について点検整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>3 防災情報 町は、雨量、水位、潮位などの観測情報や避難情報などの各種防災情報を <u>Web</u> サイトや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等のリアルタイムに提供する岡山県総合防災情報システムを活用して、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施する。</p> <p>4 電気通信設備 電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信 <u>混雑</u>対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努める <u>も</u> <u>のとし、特に町の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第5 救助施設、設備等</p> <p>1 効率的な救助・救急活動を行うため、<u>職員</u>の<u>安全確保</u>を<u>図りつつ</u>、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>4 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>5 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(略)</p> <p>9 指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定す</p>	<p>第5 救助施設、設備等</p> <p>1 <u>町・県及び関係事業者は、職員</u>の<u>安全確保</u>を<u>図りつつ</u>、効率的な救助・救急活動を行うため、<u>「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め</u>、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>4 指定避難所における貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マット、<u>衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット</u>機器等の<u>通信機器等のほか、洋式トイレなど要配慮者にも配慮し、</u>避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>5 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ</u>、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、<u>体温計、段ボールベッド、パーティション</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(略)</p> <p>9 指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受<u>け</u>入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>る。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。</p> <p>(略)</p>	<p>なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。</p> <p>(略)</p>		
<p>第7 その他の施設、設備等</p> <p>特に防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施する。</p>	<p>第7 その他の施設、設備等</p> <p><u>1 特に防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施する。</u></p> <p><u>2 町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設、指定避難所等における公共井戸の整備等で代替水源の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>3 水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者との協定締結などにより、発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>追加</p>
<p>第2節 防災業務体制の整備</p>	<p>第2節 防災業務体制の整備</p> <p><u>施策体系図</u></p> 		<p>追加</p>
<p>第1 職員の体制</p> <p>(略)</p> <p>3 町は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平常</u>時から構築するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 職員の体制</p> <p>(略)</p> <p>3 町は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平時</u>から構築するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>6 町は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第2 情報収集・連絡体制</p> <p>1 機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、<u>沿岸</u>ライブカメラを始めとする監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。</p> <p>2 衛星通信、電子メール、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、町民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p><u>3</u> 関係機関は相互に協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</p> <p><u>4</u> 災害時に有効な携帯電話、衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。</p> <p><u>5</u> 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。</p> <p>(1) 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・<u>拡充</u>、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保</p> <p>(略)</p> <p>(5) 非常用電源設備の整備及び運用、保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅ろうな場所への設置等</p>	<p>第2 情報収集・連絡体制</p> <p>1 機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、<u>河川</u>ライブカメラを始めとする<u>固定カメラや高所</u>監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。</p> <p>2 <u>効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</u></p> <p><u>3</u> 衛星通信、電子メール、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、町民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p><u>4</u> 関係機関は相互に協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</p> <p><u>5</u> 災害時に有効な携帯電話、衛星携帯電話、<u>公共安全モバイルシステム</u>、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。</p> <p><u>6</u> 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。</p> <p>(1) 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・<u>多重化・耐震化</u>、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保</p> <p>(略)</p> <p>(5) 非常用電源設備の整備及び運用、保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に<u>耐震性があり、かつ</u>浸水する危険性が低い堅ろうな場所への設置等</p>	<p>表現の見直し、岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第3 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>1 災害が発生した<u>場合</u>の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行うとともに、職員間及び町民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。こうした<u>こと</u>を未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。また、<u>町及び県</u>は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p>	<p>第3 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>1 災害が発生し、<u>又は発生するおそれがある場合</u>（以下「災害時」という。）の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行うとともに、職員間及び町民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。こうした<u>事態</u>を未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。また、町及び県は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の<u>受け入れ</u>について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正、防災対策基本法の改正による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、町及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、町及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 町は、避難指示（緊急）等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。</p> <p>4 町及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、町及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。</p> <p>5 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。</p> <p>6 町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p><u>さらに、町及び県は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。</u></p> <p>災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平時から地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。<u>町は、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結等、連携強化を進めるよう努める。併せて、協定締結等の連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の輸送等）については、あらかじめ、町及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。加えて、県は市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努める。</u>また、町及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 町は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。</p> <p>4 町及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、町及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。</p> <p><u>町及び県は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</u></p> <p>5 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。</p> <p>6 町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、<u>既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>9 町及び県は、消防の応援について、近隣市町及び県内市町<u>村</u>等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>また、同一の水系を有する上下流の市町間においては、相互に避難<u>勧告</u>等の情報が共有できるよう連絡体制を整備しておく。</p> <p>10 町及び県は、国や他の地方公共団体<u>等</u>からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整<u>等</u>を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</p> <p>11 町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。</p> <p>12 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の<u>地方公共</u>団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>町は、効率的な罹災証明書の交付のため、<u>当該</u>業務を支援するシステムの活用について検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>9 町及び県は、消防の応援について、近隣市町及び県内市町等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。<u>加えて、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用するよう努める。</u></p> <p>また、同一の水系を有する上下流の市町間においては、相互に避難<u>指示</u>等の情報が共有できるよう連絡体制を整備しておく。</p> <p>10 町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に<u>受け</u>入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。<u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u></p> <p><u>また、町及び県は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。</u></p> <p>11 町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先<u>の共有</u>を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。</p> <p>12 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の<u>市町村や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の<u>受け</u>入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>町は、効率的な罹災証明書の交付のため、<u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムの活用について検討する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>16 町及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p> <p><u>17 町は、県と連携して、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。</u></p> <p><u>18 町及び県は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し、岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
(略)	<p>19 町及び県は、国〔内閣府等〕と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。</p> <p>町は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災対策基本計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第4 業務継続体制の確保</p> <p>1 町、県、その他防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。</p> <p>(略)</p> <p>4 町は、躊躇なく避難指示(緊急)等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p>	<p>第4 業務継続体制の確保</p> <p>1 町、県、その他防災関係機関は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。</p> <p>(略)</p> <p>4 町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正、防災対策基本法の改正による修正</p>	変更
<p>第3節 自然災害予防対策</p> <p>町は、風水害に強い町土の形成を図るため、治山、治水、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、<u>海岸保全</u>、農地防災等の事業による対策を総合的、計画的に実施、推進する。事業実施に当たっては、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 自然災害予防対策</p> <p>町は、風水害に強い町土の形成を図るため、治山、治水、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による対策を総合的かつ計画的に実施、推進する。事業実施に当たっては、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	変更
<p>第1 治山対策</p> <p>(略)</p> <p>1 治山事業の推進</p> <p>(略)</p> <p>また、既設の治山施設の定期点検及び維持管理を行う。</p>	<p>第1 治山対策</p> <p>(略)</p> <p>1 治山事業の推進</p> <p>(略)</p> <p>特に、<u>山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。</u></p> <p>また、既設の治山施設の定期点検及び維持管理を行う。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	追加
<p>資料編 ○山地災害危険地区一覧</p> <p>P. 資- 8</p>	<p>資料編 ○山地災害危険地区一覧</p> <p>P. 資- 8</p>		変更
<p>2 保安林等の整備強化</p>	<p>2 保安林等の整備強化</p>		変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等の整備により森林のもつ洪水緩和及び土砂流出防止機能の強化を図る。</p> <p>また、災害につながるおそれがある山地の無計画な開発及び土砂採取を規制し、防災措置を講ずるよう指導する。</p> <p>3 地すべり防止事業</p> <p>地すべりによる被害を防止、軽減するために排水工、杭打工等の防災工事を行う。</p> <p>4 山地災害危険地区調査</p> <p>山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>6 防災工事の実施</u></p> <p><u>治山対策は、近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい避難行動要支援者に関連した施設等を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。</u></p>	<p>水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等の整備により森林のもつ洪水緩和及び土砂流出防止機能の強化を図る。</p> <p>また、災害につながるおそれがある山地の無計画な開発及び土砂採取を規制し、防災措置を講ずるよう指導する。</p> <p>3 地すべり防止事業</p> <p>地下水の排除などにより地すべりが発生する要因を除去する抑制工と、直接的に地すべり土塊の動きを止める抑止工を組み合わせ、地すべりの安定を図る。</p> <p>4 山地災害危険地区調査等</p> <p>山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正 表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第2 土砂災害防止対策</p> <p>豪雨、豪雪、地震等の自然災害により発生した土石流、土砂流出、がけ崩れ等土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）及び砂防指定地の指定を行うことで警戒避難体制の整備等を行うとともに、砂防関係施設の整備を計画的に推進する。</p> <p>(略)</p> <p>1 急傾斜地崩壊災害対策</p> <p>(略)</p> <p>町は、土砂災害ハザードマップを作成し、防災知識の普及、警戒避難の啓発等を図るとともに、県と連絡を密にし、指定箇所における防災工事の実施を検討する。</p>	<p>第2 土砂災害防止対策</p> <p>豪雨、豪雪、地震等の自然災害により発生した土石流、土砂流出、がけ崩れ等土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）及び砂防指定地（<u>「砂防法」（明治30年法律第29号）</u>）の指定を行うことで警戒避難体制の整備等を行うとともに、砂防関係施設の整備を計画的に推進する。</p> <p>(略)</p> <p>1 急傾斜地崩壊災害対策</p> <p>(略)</p> <p>町は、土砂災害ハザードマップを作成し、<u>土砂災害警戒区域等の町民への周知</u>、防災知識の普及、警戒避難の啓発等を図るとともに、県と連絡を密にし、指定箇所における防災工事の実施を検討する。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	追加
<p>資料編 ○土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜地の崩壊） P. 資- <u>9</u></p> <p>○急傾斜地崩壊危険区域一覧 P. 資- 10</p>	<p>資料編 ○土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜地の崩壊） P. 資- <u>9</u></p> <p>○急傾斜地崩壊危険区域一覧 P. 資- 10</p>		変更
<p>2 土石流災害対策</p> <p>本町には、資料編に掲載のとおり、土砂災害警戒区域（土石流）及び砂防指定地（<u>「砂防法」（明治30年法律第29号）</u>）がある。</p>	<p>2 土石流災害対策</p> <p>本町には、資料編に掲載のとおり、土砂災害警戒区域（土石流）及び砂防指定地がある。</p>	<p>表現の見直し</p>	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>町は、土砂災害ハザードマップを作成し、防災知識の普及、警戒避難の啓発等を図るとともに、県と連絡を密にし、指定箇所における防災工事の実施を検討する。</p>	<p>町は、土砂災害ハザードマップを作成し、<u>土砂災害警戒区域等の町民への周知</u>、防災知識の普及、警戒避難の啓発等を図るとともに、県と連絡を密にし、指定箇所における防災工事の実施を検討する。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>資料編 ○土砂災害警戒区域・特別警戒区域（土石流） P.資- <u>9</u> ○砂防指定地一覧 P.資- 10</p>	<p>資料編 ○土砂災害警戒区域・特別警戒区域（土石流） P.資- <u>9</u> ○砂防指定地一覧 P.資- 10</p>		変更
<p>3 土砂災害警戒区域等における避難体制の整備 (略)</p> <p>(2) 土砂災害<u>警戒情報</u>の活用及び伝達 (略)</p> <p>(5) 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制 なお、警戒区域内に<u>防災上</u>の配慮を要する者が利用する施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。 さらに町は、防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について町民に周知するため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置に努める。基礎調査の結果、<u>土砂災害</u>警戒区域に相当することが判明した区域についても、<u>土砂災害</u>警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講ずるよう努める。</p> <p>4 防災意識の向上 (1) 啓発活動 (略)</p> <p>ア 町広報誌への掲載及びポスターの掲示等による広報活動を実施する。 (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の周知 (略)</p>	<p>3 土砂災害警戒区域等における避難体制の整備 (略)</p> <p>(2) 土砂災害<u>危険度</u>の活用及び伝達 (略)</p> <p>(5) 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制 なお、警戒区域内の<u>要</u>配慮者が利用する施設で土砂災害のおそれがあるときに、<u>利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。</u> さらに町は、防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について町民に周知するため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置に努める。基礎調査の結果、警戒区域に相当することが判明した区域についても、警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講ずるよう努める。</p> <p>4 防災意識の向上 (1) <u>啓発活動</u> (略)</p> <p>ア 町広報紙への掲載及びポスターの掲示等による広報活動を実施する。 (略)</p> <p>(2) <u>土砂災害警戒区域等の周知</u> (略)</p>	<p>防災情報の見直しに伴う修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	変更
<p>(2) 警戒避難体制 ア 実施すべき時期は、降雨量によることとするほか、危険箇所内の状況等に異常が生じた場合において町長が必要と認めたときとする。 (略)</p>	<p>(2) 警戒避難体制 ア 実施すべき時期は、降雨量によることとするほか、<u>レベル4土砂災害危険警報が発表された場合や危険箇所内の状況等に異常が生じた場合において町長が総合的に判断して必要と認めたときとする。</u> (略)</p>	<p>防災情報の見直しに伴う修正</p>	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>ウ 第2次警戒体制においては、町民等に対し、避難準備を行うよう広報するほか、必要に応じ災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置及び同法第60条に規定する避難の<u>勧告・指示</u>等の措置を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>ウ 第2次警戒体制においては、町民等に対し、避難準備を行うよう広報するほか、必要に応じ災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置及び同法第60条に規定する避難指示等の措置を実施する。</p> <p>(略)</p> <p><u>7 盛土による災害の防止対策</u> 町及び県は、崩落の危険がある盛土等を発見した場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法（「盛土規制法」（令和4年法律第55号））などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第3 河川対策 (略)</p> <p>河川改修だけでは限界があるため、<u>町民の避難行動を促すことを目的に水位計の充実など</u>ソフト対策にも<u>努める</u>。</p> <p>(略)</p> <p><u>3 洪水浸水想定区域の指定、公表等</u> 町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として町民等へ周知する。</p> <p><u>4 円滑かつ迅速な避難の確保</u> (1) 要配慮者利用施設等 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が主に利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。</p>	<p>第3 河川対策 (略)</p> <p>河川改修だけでは限界があるため、ソフト対策にも<u>取り組む</u>。</p> <p>(略)</p> <p><u>3 円滑かつ迅速な避難の確保</u> (1) <u>要配慮者利用施設等</u> 高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者が主に利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	変更
<p>第4 用・排水路対策 (略)</p> <p>5 緊急時に備え、排水ポンプ施設の点検・調整を平素から十分行う。</p>	<p>第4 用・排水路対策 (略)</p> <p>5 緊急時に備え、排水ポンプ施設の点検・調整を平時から十分行う。 <u>雨水出水による浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠等の新設又は改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u></p>	<p>表現の見直し 岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	変更
<p>第5 道路、橋梁対策 町道については、出水により水没する道路の嵩上げ、交通不能となった場合の迂回路の整備、老朽した橋脚の補強等道路、橋梁の被害を防止又は被害の誘因となるものの排除等<u>常に</u>維持補修に努め、予防の万全を期する。 (略)</p>	<p>第5 道路、橋梁対策 町道については、出水により水没する道路の嵩上げ、交通不能となった場合の迂回路の整備、老朽化した橋脚の補強等道路、橋梁の被害を防止又は被害の誘因となるものの排除等維持補修に努め、予防の万全を期する。 (略)</p>	<p>表現の見直し</p>	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第6 ため池対策</p> <p>1 ため池整備</p> <p>ため池は、農業用施設の中で必要度は高いが、最も危険なものである。そのため、適切な維持管理が必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>第6 ため池対策</p> <p>1 ため池整備</p> <p>ため池は、農業用施設の中で必要度は高くかつ危険なものでもある。そのため、適切な維持管理が必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第8 都市防災対策</p> <p>(略)</p> <p>3 都市防災対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>第8 都市防災対策</p> <p>(略)</p> <p>3 都市防災対策の推進</p> <p>(略)</p> <p><u>また、町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進を実施するにあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>5 建築物の安全性の確保</u></p> <p><u>(1) 安全対策</u></p> <p><u>町、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を講じる。</u></p> <p><u>(2) 空家対策</u></p> <p><u>町は、平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時に、適切な管理がされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を講じる。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>追加</p>
<p>第9 文教災害対策</p> <p>幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命並びに身体の安全を図り、学校その他教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備（電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材）を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。</p> <p>町は、児童生徒等の安全で確実な避難のため、災害発生時における学校、幼稚園・児童福祉施設等との連絡・連携体制の構築に努める。</p> <p>1 防災上必要な組織の整備</p>	<p>第9 文教災害対策</p> <p>幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命並びに身体の安全を図り、学校その他教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備（電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材）を災害から防護するための必要な計画を策定し、その推進を図る。</p> <p>町は、児童生徒等の安全で確実な避難のため、災害時における学校、幼稚園、児童福祉施設等との連絡・連携体制の構築に努める。</p> <p>1 防災上必要な組織の整備</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

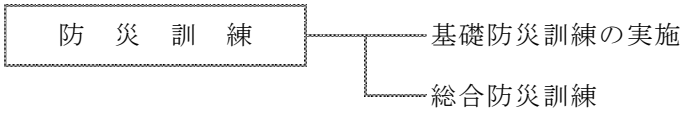
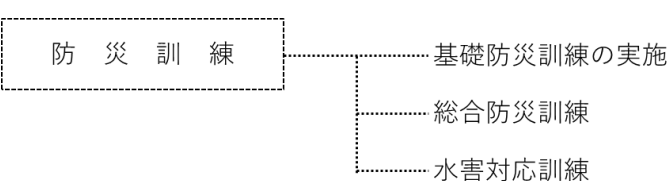
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では、平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。生徒が任務を分担する場合は、生徒の安全の確保を最優先とする。</p> <p>2 防災上必要な教育の実施</p> <p>町及び県は、学校等で災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、学校等における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校等において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。</p> <p>(略)</p> <p>3 防災上必要な計画及び訓練</p> <p>児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。</p> <p>(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況及び児童生徒等の発達段階を考慮し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示及び伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。また、町及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡に関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。さらに町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と他の市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 登下校の安全確保</p> <p>児童生徒等の登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び保護者への周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>5 文教施設等の不燃堅ろう構造化の推進</p> <p>(略)</p> <p>また、校地等の選定及び造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>7 危険物の災害予防</p> <p>化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう予防措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では、平時から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。</p> <p>2 防災上必要な教育の実施</p> <p>町及び県は、学校等で災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、学校等における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の実施に努める。また、学校等において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。さらに、学校等における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 防災上必要な計画及び訓練</p> <p>児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。</p> <p>(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況及び児童生徒等の発達段階を考慮し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示及び伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。また、町及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。さらに町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所等の施設と他の市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 登下校の安全確保</p> <p>児童生徒等の登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平時から児童生徒等及び保護者への周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>5 文教施設等の不燃堅ろう構造化の推進</p> <p>(略)</p> <p>また、校地等の選定及び造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>7 危険物の災害予防</p> <p>化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害時においても安全を確保できるよう予防措置を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第4節 事故災害予防対策 (略)</p>	<p>第4節 事故災害予防対策 (略)</p>		
<p>第1 道路災害対策 (略)</p> <p>1 道路対策 (略)</p> <p>(3) 道路危険箇所に対する措置 (略)</p> <p>(略)</p> <p>3 情報の収集連絡体制 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。 (略)</p>	<p>1 道路災害対策 (略)</p> <p>1 道路対策 (略)</p> <p>(3) 道路危険箇所に対する措置 (略)</p> <p><u>ウ 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路は、流失などの被害の発生により孤立地域が発生する可能性があるため、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。</u></p> <p><u>エ 道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画を踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 情報の収集連絡体制 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。 (略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第3 大規模な火災予防対策 (略)</p> <p>4 防災知識の普及 町、県、公共機関は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、町民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の普及を図る。</p> <p>5 消火活動関係</p>	<p>第3 大規模な火災予防対策 (略)</p> <p>4 防災知識の普及 町、県、公共機関は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、町民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の普及を図る。</p> <p>5 消火活動関係</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

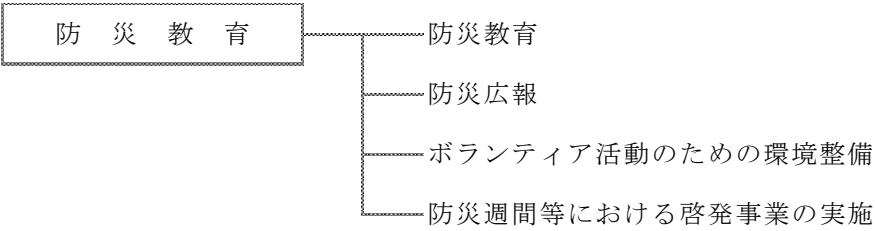
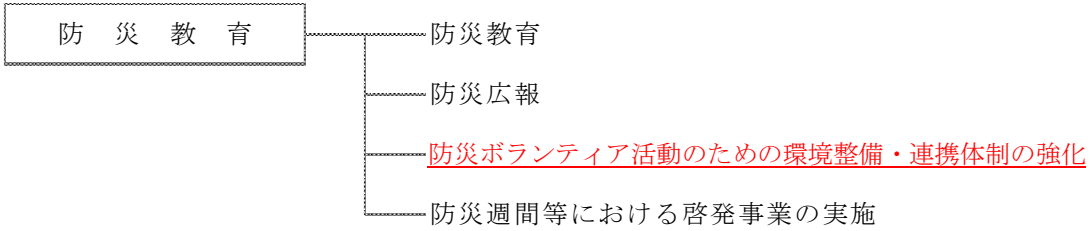
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(1) 町及び県は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。</p> <p>(2) 町及び県は、平常時から消防組合、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。</p> <p>(3) 町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。</p>	<p>(1) 町及び県は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。</p> <p>(2) 町及び県は、平時から消防組合、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。</p> <p>(3) 町は、<u>大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する</u>消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正 岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第4 林野火災対策</p> <p>林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化、防火施設の整備等の防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。 (略)</p> <p>2 広報活動による啓発宣伝 山火事防止について、<u>一般の注意の喚起に努め毎年火災の多発する3月を</u>「山火事予防運動月間」に<u>定め</u>、啓発宣伝活動を行う。 (略)</p> <p>(4) 教育機関における防火思想の徹底、標語募集による防火思想の啓発等を実施する。</p> <p>3 林野巡視、監視の強化 町は笠岡地区消防組合の協力を得て、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び山火事の多発期間中<u>(1月～3月)</u>、彼岸、行楽シーズン等山林へ多数の人が出入する時期</p>	<p>第4 林野火災対策</p> <p>林野火災は、<u>ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする地方公共団体は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。</u></p> <p>林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化、防火施設の整備等の防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。 (略)</p> <p>2 広報活動による啓発宣伝 山火事防止について、<u>県が定める「山火事予防運動月間」に併せて、町も一般の注意の喚起に努めるとともに</u>、啓発宣伝活動を行う。 (略)</p> <p>(4) 教育機関における防火思想の徹底、標語募集による防火思想の啓発等を実施する。 <u>(5) また、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることを鑑み、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する町民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施する。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。</u></p> <p><u>(6) 町内の自然条件等についての町民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知に努める。</u></p> <p><u>(7) 林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進する。</u></p> <p>3 林野巡視、監視の強化 町は笠岡地区消防組合の協力を得て、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び山火事の多発期間中、彼岸、行楽シーズン等山林へ多数の人が出入する時期には、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>には、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。</p> <p>4 山火事防止の警戒措置</p> <p>(1) 警報等の伝達の徹底</p> <p>町は、笠岡地区消防組合と連絡を密にし、乾燥注意報又は火災気象通報の通知を受けた場合には、必要に応じて消防団に連絡するとともに、広報車、放送設備等の確実な伝達手段により町民への周知徹底を図る。</p> <p>(2) 火入れ指導の徹底</p> <p>町は、火入れに当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）第21条等を厳守させ、<u>気象の状況が火災の予防上危険な状態であるとき（火災警報、乾燥注意報、強風注意報等発令時）は、笠岡地区消防組合火災予防条例（昭和55年条例第2号）等の定めるところにより、これを制限し、又は自粛を呼びかけるものとする。</u></p> <p>5 防火施設の整備</p> <p>町は、防火帯、防火道、防火用水等の防火施設、林道、消火資機材等の整備に努める。</p> <p>6 防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>7 ヘリコプターによる空中消火体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>4 山火事防止の警戒措置</p> <p>(1) 警報等の伝達の徹底</p> <p>町は、笠岡地区消防組合と連絡を密にし、<u>気象台の発表する乾燥注意報又は火災気象通報の通知を受けた場合には、必要に応じて消防団に連絡するとともに、広報車、放送設備、<u>情報伝達装置、防災アプリ</u>等の確実な伝達手段により町民への周知徹底を図る。</u></p> <p>(2) 火入れ指導の徹底</p> <p>町は、火入れに当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）第21条等を厳守させ、笠岡地区消防組合火災予防条例（昭和55年条例第2号）等の定めるところにより、<u>少雨や乾燥・強風等の気象状況に応じた林野火災注意報や林野火災警報が発令された場合には、これを制限し、住民等に対する注意喚起、警戒パトロール等も含めた防火指導の強化や火の使用制限の徹底等の対応を行う。また、乾燥注意報、強風注意報等発表時には、<u>火入れの自粛を呼びかける。</u></u></p> <p><u>(3) 森林の防火管理の徹底</u></p> <p><u>ア 町及び県は、森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び既設の望楼、標板等の保護、管理並びに設置を指導する。</u></p> <p><u>イ 町及び県は、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等に努める。</u></p> <p>5 防火施設の整備</p> <p><u>(1) 町及び県は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。</u></p> <p><u>(2) 町及び県は、防火線としての役割を持たせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道の整備に努める。</u></p> <p>6 防火施設の整備</p> <p>町は、防火帯、防火道、防火用水等の防火施設、林道、消火資機材等の整備に努める。</p> <p>7 防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>8 ヘリコプターによる空中消火体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>9 林野火災に対する警戒の強化</p> <p>町は、<u>火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。</u></p> <p><u>乾燥や強風等の気象状況に応じた的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、町民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行う。</u></p> <p>10 林野火災対策推進の体制整備</p> <p><u>林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画の作成・推進について定める。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法、岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
	<p><u>林野火災の予防活動については、町民、林業関係者等の協力が不可欠であるため、消防及び林野部局を中核とした関係部局や森林管理署、自衛隊、警察、林業関係団体、町民等との連携に努める。</u></p> <p><u>11 通信手段の確保</u> 町及び県は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、<u>山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。</u></p> <p><u>12 消火活動関係</u></p> <p><u>(1) 町及び県は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。</u></p> <p><u>(2) 町及び県は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。</u></p> <p><u>(3) 町及び県は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。</u></p> <p><u>(4) 町及び県は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。</u></p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	
<p>第5 特殊災害対策 (略)</p> <p>(1) 災害対策 ア 危険物取扱所等の所有者及び管理者に対し、保安について指導監督を行う。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>2 高圧ガス保安対策 (略)</p> <p>(2) ボイラー及び圧力容器の製造並びに取扱いについて労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、岡山労働基準局と協力して、災害防止の指導に努める。 (略)</p>	<p>第5 特殊災害対策 (略)</p> <p>(1) 災害対策 ア 危険物取扱所等の所有者及び管理者及び占有者に対し、保安について指導監督を行う。 (略)</p> <p><u>オ 危険物取扱所等の所有者及び管理者、占有者に対して、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を促すとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成を指導する。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 高圧ガス保安対策 (略)</p> <p>(2) ボイラー及び圧力容器の製造並びに取扱いについて労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、岡山労働局と協力して、災害防止の指導に努める。 (略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	変更
4 放射性物質の災害対策	4 放射性物質の災害対策		変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>町は、防災関係機関と連携して、医療用、工業用及び発電用の放射性物質による災害の発生及び拡大を防止し、保有事業所に対して放射性物質に係る災害が町民に対して影響を及ぼさないよう予防措置を講ずることを要請する。また、発生のおそれが生じた連絡を受けたときは、関係機関と協力し必要な措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 有害物質等の災害予防</p> <p>事業活動の事故等により排出された特定物質及び有害ガスにより、町民の健康又は生活環境に著しい危害が及ばないよう、保有事業所に対して予防措置を講ずることを要請する。また、発生のおそれが生じた旨の連絡を受けたときは、関係機関と協力し必要な措置を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>町は、防災関係機関と連携して、医療用、工業用及び発電用の放射性物質による災害の発生及び拡大を防止し、保有事業所に対して放射性物質に係る災害が町民に対して影響を及ぼさないよう予防措置を講ずることを要請する。また、発生のおそれが生じた連絡を受けたときは、関係機関と協力し必要な措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 有害物質等の災害予防</p> <p>事業活動の事故等により排出された特定物質及び有害ガスにより、町民の健康又は生活環境に著しい危害が及ばないよう、保有事業所に対して予防措置を講ずることを要請する。また、発生のおそれが生じた旨の連絡を受けたときは、関係機関と協力し必要な措置を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本計画の改定による修正</p>	
<p>第5節 防災訓練</p> <p>災害対策基本法第48条の規定により、災害の未然防止及び応急対策の実施に万全を期するため、町、防災関係機関、NPO・ボランティア等、町民等の地域に係る多様な主体との連携に加えて、女性や子どもの参画の促進にも努め、総合的かつ計画的に実働又は図上の防災訓練を実施することにより、予防及び応急措置に関する技術の向上と活動の効率化を図り、併せて町民の防災意識の向上を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 防災訓練</p> <p>災害対策基本法第48条の規定により、災害の未然防止及び応急対策の実施に万全を期するため、町、防災関係機関、NPO・ボランティア等、町民等の地域に係る多様な主体との連携に加えて、女性や子どもの参画の促進にも努め、総合的かつ計画的に実働又は図上の防災訓練を実施することにより、予防及び応急措置に関する技術の向上と活動の効率化を図り、併せて町民の防災意識の向上を図るものとする。</p> <p><u>過去の災害の教訓を踏まえ、全ての町民が災害から自らの命を守るためには、町民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	変更
<p>施策体系図</p>  <pre> graph LR A[防災訓練] --- B[基礎防災訓練の実施] A --- C[総合防災訓練] </pre>	<p>施策体系図</p>  <pre> graph LR A[防災訓練] --- B[基礎防災訓練の実施] A --- C[総合防災訓練] A --- D[水害対応訓練] </pre>		追加
<p>第1 基礎防災訓練の実施</p> <p>1 水防訓練</p> <p>水防活動の円滑な実施を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、里見川（指田川）の広域洪水等を想定して浅口市と連携し、他の防災関係機関及び町民が参加して水防訓練を合同で実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 基礎防災訓練の実施</p> <p>1 水防訓練</p> <p>水防活動の円滑な実施を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施する。また、里見川水系の里見川や指田川、鳩岡川の広域洪水等を想定した浅口市や今立川水系の今立川や新庄川の広域洪水等を想定した笠岡市と連携し、他の防災関係機関及び町民が参加して水防訓練を合同で実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災気象情報の見直しに伴う修正</p>	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>3 避難・救助訓練</p> <p>町その他防災関係機関、防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、災害時における避難その他救助の円滑な実施を図るため、災害発生時の避難誘導、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行う。この場合、水防、消防等の災害防護活動と合わせ、又は単独で訓練を実施する。(略)</p> <p>また、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、町民の協力を得ながら直接的な声かけ等ができるよう、平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。</p> <p>特に、土砂災害警戒区域等の災害危険地区においては、重点的に訓練を実施する。</p> <p>4 情報収集伝達訓練</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>7 災害対策本部設置訓練</p> <p>町本部設置時において、情報収集・伝達体制等を迅速かつ的確に実施するため災害対策本部設置訓練を必要に応じて実施する。</p> <p>8 危険物等特殊災害訓練</p> <p>町、県及び防災関係機関は、事業所等における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等の連携による高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施するよう要請する。また、実施の際には協力する。</p> <p>9 交通規制訓練</p> <p>県警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>3 避難・救助訓練</p> <p>町その他防災関係機関、防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、災害時における避難その他救助の円滑な実施を図るため、災害時の避難誘導、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行う。この場合、水防、消防等の災害防護活動と合わせ、又は単独で訓練を実施する。(略)</p> <p>また、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織や町民の協力を得ながら直接的な声かけ等ができるよう、平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。</p> <p>特に、土砂災害警戒区域等の災害危険地区においては、重点的に訓練を実施する。</p> <p>4 情報収集伝達訓練</p> <p>(略)</p> <p><u>町及び県は、災害時に国の新総合防災情報システム（SOBO-WE B）や新物資システム（B-PL o）等に情報が集約されるよう、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 災害対策本部設置訓練</p> <p>町本部設置時において、情報収集・伝達体制等を迅速かつ的確に運用するため災害対策本部設置訓練を必要に応じて実施する。</p> <p>8 危険物等特殊災害訓練</p> <p>町、県及び防災関係機関は、事業所等における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等の連携による高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施するよう要請し、実施の際には協力する。</p> <p>9 交通規制訓練</p> <p>県警察及び道路管理者は、災害時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>11 <u>避難所開設・運営訓練</u></p> <p><u>町及び県は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第3 水害対応訓練</p> <p>(略)</p>	<p>第3 水害対応訓練</p> <p>(略)</p>		<p>変更</p>

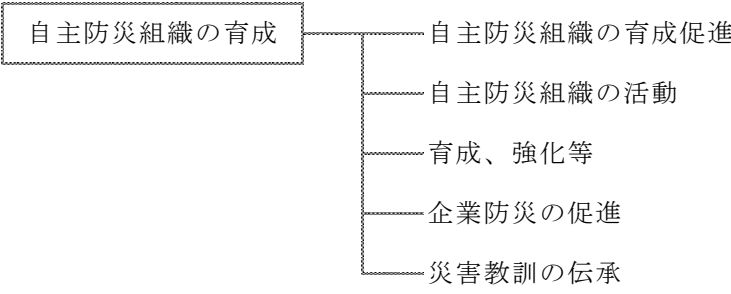
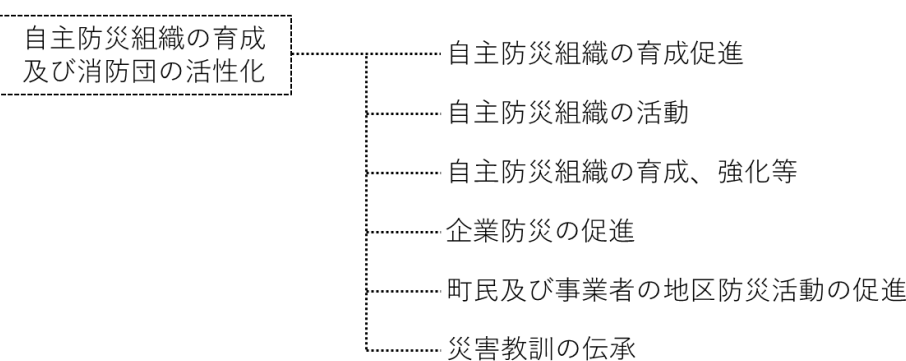
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
5 避難 勧告 等の発令・伝達訓練 6 避難及び避難所運営訓練	5 避難 指示 等の発令・伝達訓練 6 避難及び避難所運営訓練	岡山県地域防災計画の改定による修正	
<p>第6節 防災教育</p> <p>災害の未然防止又は災害が発生した場合の、被害を最小限にとどめるためには、町民一人ひとりが平素から各種災害について正しい認識をもち、災害から自らの生命、身体及び財産を守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。</p> <p>自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、町民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう冷静に行動することが重要であり、災害を最小限度に止めるためには、直接被害を受ける立場にある町民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。</p> <p>また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、町、県及び防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。</p> <p>このため、町、県及び防災関係機関等は各種広報媒体及び学校教育を活用し、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、学校教育、G I S及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や町民の防災意識の向上を図る。その際、防災意識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 防災教育</p> <p>災害の未然防止又は災害が発生した場合の、被害を最小限にとどめるためには、町民一人ひとりが平時から各種災害について正しい認識をもち、災害から自らの生命、身体及び財産を守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。</p> <p>自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、町民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう冷静に行動することが重要であり、災害を最小限に留めるためには、直接被害を受ける立場にある町民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。</p> <p>また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、町、県及び防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。</p> <p>このため、町、県及び防災関係機関等は各種広報媒体及び学校教育を活用し、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するとともに、学校教育、G I S及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や町民の防災意識の向上を図る。その際、防災意識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市町村、町民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。このため、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、里庄町社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その活動環境の整備を図る。</p>	表現の見直し 防災対策基本計画の改定による修正、岡山県地域防災計画の改定による修正 表現の見直し 岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
<p>施策体系図</p> 	<p>施策体系図</p> 		追加

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第1 防災教育</p> <p>1 町民に対する防災教育</p> <p>(1) 町及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、町民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</p> <p>具体的には、防災に関する研修会、映画会、パネル展等の行事を実施するとともにハザードマップ、パンフレット等を作成、配布し、過去の災害の紹介や災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、町民の防災意識の向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>教育機関及び民間団体等は、児童、生徒、社員及び町民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等さまざまな媒体を活用して、より魅力的な防災教育を行う。また、<u>Web</u>サイト等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障がいのある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。</p> <p>(2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物（<u>特定動物を除く。</u>）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、災害時の家族内での連絡体制をあらかじめ決めておくこと、警報等発表時や<u>避難指示（緊急）</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の意味やその発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、西日本<u>電信電話株式会社（NTT西日本）</u>等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法など、防災知識の普及を図る。</p> <p>(3) 防災意識の普及の際には、高齢者、障がい者、<u>外国人</u>、乳幼児、<u>妊産婦</u>等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p>	<p>第1 防災教育</p> <p>1 町民に対する防災教育</p> <p>(1) 町及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、町民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</p> <p>具体的には、防災に関する研修会、映画会、パネル展等の行事を実施するとともにハザードマップ、パンフレット等を作成、配布し、過去の災害の紹介や災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、町民の防災意識の向上を図る。<u>また、災害時の避難のタイミングや時系列に整理した自分の行動等を記入したカード、計画表等の作成を促進するなど、適切な避難行動につながる取組を進める。</u></p> <p>(略)</p> <p>教育機関及び民間団体等は、児童、生徒、社員及び町民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等さまざまな媒体を活用して、より魅力的な防災教育を行う。また、<u>Web</u>サイト等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障がいのある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。</p> <p>(2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、指定避難所等での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、災害時の家族内での連絡体制をあらかじめ決めておくこと、警報等発表時や<u>緊急安全確保</u>、<u>避難指示</u>、<u>高齢者等避難</u>の意味やその発令時にとるべき行動、<u>避難行動への負担感</u>、<u>過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識</u>、<u>正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u>、指定緊急避難場所、<u>安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所</u>、<u>避難経路等の確認</u>、<u>様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動</u>、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、<u>NTT西日本株式会社</u>等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法など、防災知識の普及を図る。</p> <p><u>また、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。</u></p> <p>(3) 防災意識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>時点変更</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>なお、要配慮者については、民生・児童委員、主任児童委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。</p> <p>また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進に向けた取組を実施する。</p> <p>(4) 町及び県は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</p> <p>(5) 町民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。</p> <p>(6) 被害の防止、軽減の観点から、町民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得るよう努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難経路を選択すべきであること、特に指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることについて周知徹底する。</p> <p>なお、避難指示（緊急）等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していても躊躇なく避難指示（緊急）を発令する事態が生じること、また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。</p> <p>(7) 町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、町民の適切な避難や防災活動に資するよう次の施策を講じる。</p> <p>ア 町民等が、浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難経路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか町民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。</p>	<p>なお、要配慮者については、民生委員、児童委員、主任児童委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。</p> <p>また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進に向けた取組を実施する。</p> <p>(4) 町及び県は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及・徹底を図る。</p> <p>(5) 町及び県は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</p> <p>(6) 町民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。</p> <p>(7) 被害の防止、軽減の観点から、町民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得るよう努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難経路を選択すべきであること、特に指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることについて周知徹底する。</p> <p>なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していても躊躇なく避難指示を発令する事態が生じること、また、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。</p> <p>(8) 町は、国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、町民の適切な避難や防災活動に資するよう次の施策を講じる。</p> <p>ア 浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難経路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、町民等が地域の災害リスクや避難の必要性について理解できるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか町民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	

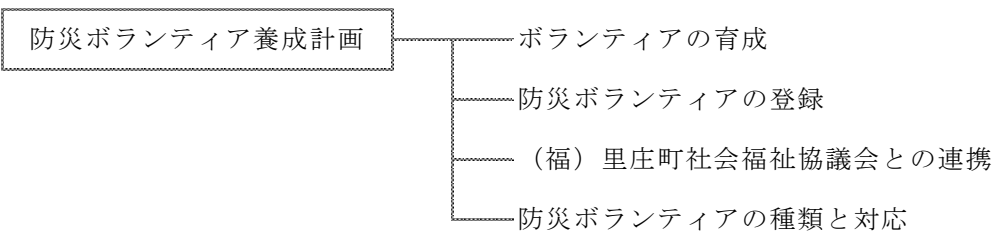
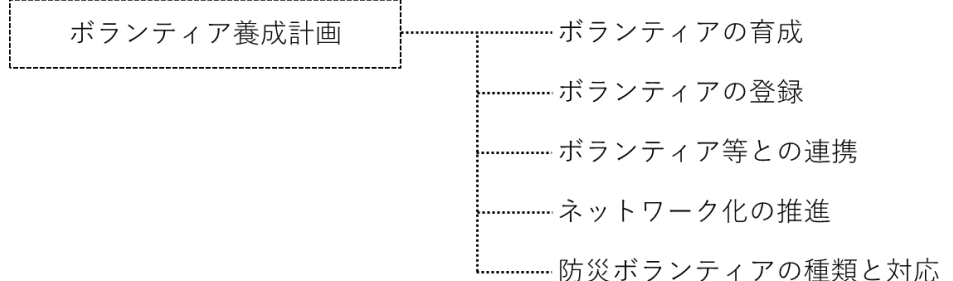
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 広報車等の巡回又はCATV、ホームページ等により、普及に努める。</p> <p>2 学校教育等における防災教育</p> <p>防災に関する教育の重要性を認識し、<u>小・中学校及び幼稚園</u>等において、教育を通じて児童、生徒<u>及び園児</u>に対し、防災知識の理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の実施に努める。</p> <p>また、町は、学校等における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材（副読本）の充実など、防災<u>に関する</u>教育の<u>充実</u>にも努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 広報車等の巡回又はCATV、ホームページ等により、普及に努める。</p> <p>2 学校教育等における防災教育</p> <p>防災に関する教育の重要性を認識し、学校等において、教育を通じて児童生徒<u>等</u>に対し、防災知識の理解を深めるとともに、災害時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の実施に努める。</p> <p>また、町は、学校等における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材（副読本）の充実など、防災教育の<u>実施</u>にも努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>第2 防災広報</p> <p>町は、町民に対して時期に応じて、ラジオ、テレビ、新聞、ホームページ、携帯端末の緊急メール速報機能、<u>ソーシャルメディア</u>、<u>ワンセグ</u>放送等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布して防災意識の高揚を図るとともに、過去の大災害の教訓や災害文化の保存伝承に努める。</p>	<p>第2 防災広報</p> <p>町は、町民に対して時期に応じて、ラジオ、テレビ、新聞、ホームページ、携帯端末の緊急メール速報機能、<u>SNS</u>、<u>戸別受信機</u>放送等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布して防災意識の高揚を図るとともに、過去の大災害の教訓や災害文化の保存伝承に努める。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第3 ボランティア活動のための環境整備</p> <p>1 町は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療、看護、介護、通訳等の専門的な資格や技能を有する災害救援専門ボランティアを平常時から登録し、把握しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 町は、災害発生時に町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時から町社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。</p> <p>また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から県と連携を確認するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。</p> <p>5 町及び県は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。</p> <p>6 町及び県は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>7 町及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、町民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。</p>	<p>第3 防災ボランティア活動のための環境整備・連携体制の強化</p> <p>1 町は、災害時における防災ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療、看護、介護、通訳等の専門的な資格や技能を有する災害救援専門ボランティアを平時から登録し、把握しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 町は、災害時に社会福祉法人里庄町社会福祉協議会（以下、里庄町社会福祉協議会という。）が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平時から里庄町社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。</p> <p>また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平時から県と連携を確認するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。</p> <p>5 町及び県は、<u>広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び町民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への町民の参加を促進する必要な措置を講ずるものとする。併せて、身近な地域において自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく平時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組を日常的に進めることの重要性を訴える。</u></p> <p>6 町及び県は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、<u>ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害中間支援組織、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との平時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。</u></p> <p>7 町及び県は、<u>防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u></p> <p>8 町及び県は、<u>避難生活リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u></p> <p>9 町及び県は、社会福祉協議会、災害中間支援組織等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、町民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、<u>防災ボランティア活動の環境整備に努める。</u></p> <p>10 町は、<u>災害時における官民連携体制の強化を図るため、防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する里庄町社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し 防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正、防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正、防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第4 防災週間等における啓発事業の実施</p> <p>防災週間等の予防運動実施時期を中心として、町民に対する啓発活動を実施し、防災意識の高揚を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 防災週間等における啓発事業の実施</p> <p>防災週間等の予防運動実施時期を中心として、町民に対する啓発活動を実施し、<u>水防、土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>追加</p>
<p>第7節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化</p> <p>(略)</p> <p>このため、町民の隣保共同の精神に基づく町民による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生じる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織を育成し、<u>防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。</u>その際、実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、町民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促す。</p> <p>また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、町民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の<u>充実・活性化</u>に努める。</p>	<p>第7節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化</p> <p>(略)</p> <p>このため、町民の隣保共同の精神に基づく町民による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生じる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織を育成し、<u>消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。</u>その際、実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、町民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促す。</p> <p>また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、町民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の活性化に努める。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>施策体系図</p>  <p>(略)</p>	<p>施策体系図</p>  <p>(略)</p>		<p>変更</p>
<p>第2 自主防災組織の活動</p> <p>自主防災組織は、地域の実情に応じ、<u>平常時</u>、災害時に効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。自主防災組織の編成及び役割例は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>平常時</u>又は<u>非常時</u>の役割例</p> <p>(1) <u>平常時</u>の役割</p>	<p>第2 自主防災組織の活動</p> <p>自主防災組織は、地域の実情に応じ、<u>平時</u>、災害時に効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。自主防災組織の編成及び役割例は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>平時</u>又は<u>災害時</u>の役割例</p> <p>(1) <u>平時</u>の役割</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画			改訂案			改訂理由	改訂事項
対 策	内 容	担 当	対 策	内 容	担 当		
(略)			(略)			表現の見直し	変更
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案	給食給水班 〃 〃	給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊 き 出し、配分計画の立案	給食給水班 〃 〃		
(略)			(略)				
備蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、 <u>物資の管理</u> 、点検	各班 〃	備蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材 <u>及び</u> 物資の管理、 <u>点検</u>	各班 〃		
(2) <u>非常時</u> の役割			(2) <u>災害時</u> の役割			表現の見直し	変更
対 策	内 容	担 当	対 策	内 容	担 当	表現の見直し	追加
(略)			(略)				
給食給水対策	1 飲料水の確保 2 炊出しの実施 3 飲料水、食糧などの公平配分	給食給水班 〃 〃	給食給水対策	1 飲料水の確保 2 炊 き 出しの実施 3 飲料水、食糧などの公平配分	給食給水班 〃 〃		
第3 育成、強化等 (略)			第3 <u>自主防災組織</u> の育成、強化等 (略)			岡山県地域防災計画の改定による修正	追加
第4 企業防災の促進 災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動へ影響が生じるなど、大きな負のインパクトを与える懸念がある。さらに、中長期的には、生産の海外移転により雇用等に大きな影響を を 生じる可能性もある。 このため、企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、 <u>地域との共生</u> ）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業継続計画（BCP）の策定等の防災活動の推進に努める。 町は、企業防災への取組 <u>み</u> に資する情報提供や、防災訓練への協力等を進め、企業防災の促進を図る。 (略) 2 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、 <u>地域との共生</u> ）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所			第4 企業防災の促進 災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動へ影響が生じるなど、大きな負のインパクトを与える懸念がある。さらに、中長期的には、生産の海外移転により雇用等に大きな影響が が 生じる可能性もある。 このため、企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、 <u>地域との共生</u> ）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業継続計画（BCP）の策定等の防災活動の推進に努める。 町は、企業防災への取組に資する情報提供や、防災訓練への協力等を進め、企業防災の促進を図る。 (略) 2 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、 <u>地域との共生</u> ）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震			表現の見直し	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組^みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。また、自ら提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。</p> <p>3 町、県及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る^職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組^みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、町及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。</p> <p>（略）</p> <p>5 町は、企業防災への取組^みに資する情報提供等の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。</p> <p>（略）</p> <p>7 町及び県は、商工会等の支援機関と共同してあらかじめ災害^発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</p> <p>8 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、^町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。</p> <p>9 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講^じるよう努める。</p>	<p>化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。また、自ら提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。</p> <p>3 町、県及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る^従業員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、町及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。</p> <p>（略）</p> <p>5 町は、企業防災への取組に資する情報提供等の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。</p> <p>（略）</p> <p>7 町及び県は、商工会等の支援機関と共同してあらかじめ災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</p> <p>8 浸水想定区域や土砂災害警戒区域、^{高潮浸水想定区域}内に位置し、防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。</p> <p>9 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、<u>また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため</u>、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講^じるよう努める。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>指定に伴う修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し</p>	
<p>第5 町民及び事業者の地区防災活動の促進</p> <p>各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を^町地域防災計画に定め、「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。</p> <p>（略）</p>	<p>第5 町民及び事業者の地区防災活動の促進</p> <p>各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を防災計画に定め、「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。</p> <p>（略）</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>2 町は、<u>町地域</u>防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、<u>町地域</u>防災計画に地区防災計画を定める。</p>	<p>2 町は、防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、<u>防災計画に地区</u>防災計画を定める。</p> <p>3 <u>町は、個別避難計画が作成されている避難行動要配慮者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第6 災害教訓の伝承 (略)</p> <p>1 町は、過去に起こった大規模災害の被害状況や教訓、災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。また、収集した各種資料は、町の防災対策の向上に役立てる等、有効に活用していく。</p> <p>2 町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組<u>み</u>を積極的に支援する。</p>	<p>第6 災害教訓の伝承 (略)</p> <p>1 町は、過去に起こった大規模災害の被害状況や教訓、災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。また、収集した各種資料は、町の防災対策の向上に役立てる等、有効に活用していく。</p> <p>2 町民は、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、</u>自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を積極的に支援する。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本計画の改定による修正</p>	変更
<p>第8節 <u>防災</u>ボランティア養成計画 (略)</p> <p>ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p>	<p>第8節 ボランティア養成計画 (略)</p> <p>ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p>	<p>表現の見直し</p>	変更
<p>施策体系図</p> 	<p>施策体系図</p> 		変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第1 ボランティアの養成</p> <p>1 ボランティア活動への期待 災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容は災害発生直後に必要な人命救助や負傷者の手当から救援物資の仕分け・搬送、避難所や在宅の生活支援まで多種多様であり、また大量の人数を必要とする。</p> <p>2 ボランティアに対する研修 災害発生時には、専門ボランティアは特別の技能知識を要するため人数的に限られ、また一般ボランティアについても円滑な活動のためには現場において判断し活動できるリーダーが必要となるため、特にこれらについては事前に養成しておく必要がある。 (略)</p>	<p>第1 ボランティアの育成</p> <p>1 ボランティア活動への期待 災害時には、平時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容は災害発生直後に必要な人命救助や負傷者の手当から救援物資の仕分け・搬送、避難所や在宅の生活支援まで多種多様であり、また大量の人数を必要とする。</p> <p>2 ボランティアに対する研修 災害時には、専門ボランティアは特別の技能知識を要するため人数的に限られ、また一般ボランティアについても円滑な活動のためには現場において判断し活動できるリーダーが必要となるため、特にこれらについては事前に養成しておく必要がある。 (略)</p> <p>3 災害ボランティアセンターの設置準備 <u>町は、災害時に里庄町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平時より里庄町社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行うとともに、里庄町社会福祉協議会との役割分担等について、防災計画等に定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</u></p>	<p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第2 防災ボランティアの登録</p> <p>平常時より福祉等のボランティアを行っている者及び上記第1における研修者を中心に、災害時の防災ボランティアの登録制度の検討を行う。</p>	<p>第2 ボランティアの登録</p> <p>平時より福祉等のボランティアに携わっている者及び上記第1における研修者を中心に、災害時の災害ボランティアの登録制度の検討を行う。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本法の改正による修正、表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第3 ボランティア等との連携</p> <p>町及び県は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p>	<p>第3 ボランティア等との連携</p> <p>町及び県は、行政・NPO・ボランティア等で連携し、災害時におけるボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画		改訂案		改訂理由	改訂事項	
第4 ネットワーク化の推進 災害時においては、町社会福祉協議会がボランティア現地本部を設置し、ボランティアの受け入れ及び活動等の調整を担当することになるため、町は、町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成・登録を行う。 また、町社会福祉協議会、 <u>NPO</u> 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、町民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。 また、町は、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、災害救援専門ボランティアの研修・登録や災害発生時の一般ボランティアの受け入れ体制の整備を行い、災害時におけるボランティア活動の円滑化を図るとともに、関係機関相互のネットワーク化を推進する。		第4 ネットワーク化の推進 災害時においては、 <u>里庄</u> 町社会福祉協議会がボランティア現地本部を設置し、ボランティアの受け入れ及び活動等の調整を担当することになるため、町は、 <u>里庄</u> 町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成・登録を行う。 また、 <u>里庄</u> 町社会福祉協議会、 <u>NPO</u> 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、町民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。 また、町は、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、災害救援専門ボランティアの研修・登録や災害時の一般ボランティアの受け入れ体制の整備を行い、災害時におけるボランティア活動の円滑化を図るとともに、関係機関相互のネットワーク化を推進する。		表現の見直し	変更	
第5 防災ボランティアの種類と対応		第5 防災ボランティアの種類と対応				
	ボランティアの種類	今後の対応の方向	ボランティアの種類	今後の対応の方向	表現の見直し	
	(略)		(略)			
2	(1) 特殊技能者（医師、看護師、土木・建築技術者等）	国、県 <u>など</u> の動向を踏まえ <u>ながら</u> 、今後防災ボランティア登録制度を検討していく。	2	(1) 特殊技能者（医師、看護師、土木・建築技術者等）		国、県 <u>等</u> の動向を踏まえ、今後防災ボランティア登録制度を検討していく。
	(略)			(略)		
3	町内外から災害発生後かけつけるボランティア希望者	(1) 町は、 <u>(福)</u> 里庄町社会福祉協議会に窓口を設ける。 (2) <u>(福)</u> 里庄町社会福祉協議会は、ボランティアの中から長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。 (3) 町災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し現地本部に情報の提供を行う。	3	町内外から災害発生後かけつけるボランティア希望者		(1) 町は、里庄町社会福祉協議会に窓口を設ける。 (2) 里庄町社会福祉協議会は、ボランティアの中から長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。 (3) 町災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、 <u>現</u> 地本部に情報の提供を行う。

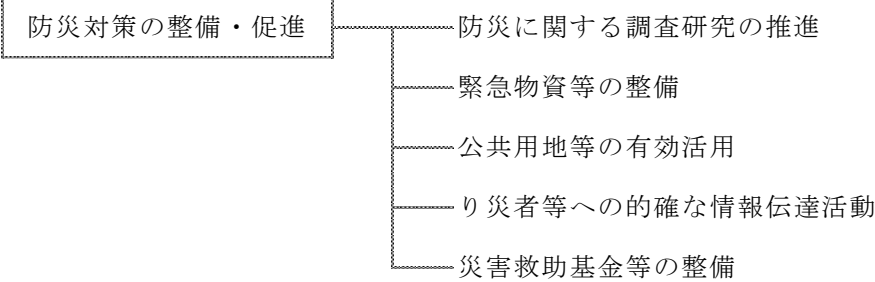
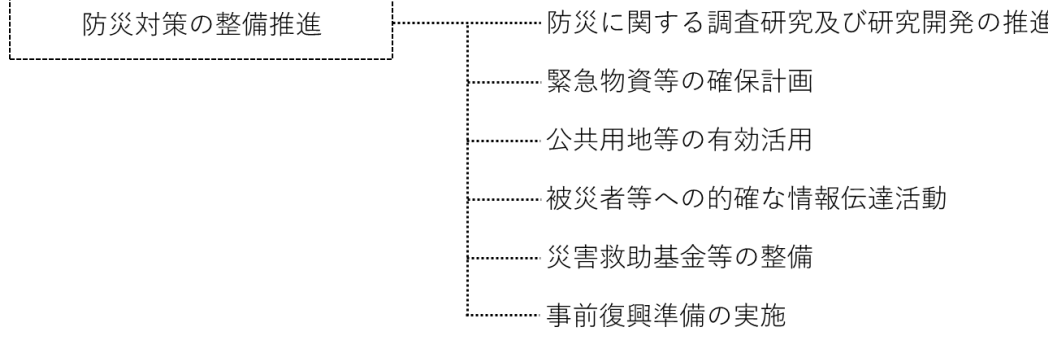
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第9節 要配慮者・避難行動要支援者対策の安全確保計画</p> <p>町は、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、高齢者、妊産婦、外国人等で円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。</p> <p>また、医療・福祉<u>対策</u>との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災拠点スペースを設置するなど、要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>第9節 要配慮者・避難行動要配慮者対策の安全確保計画</p> <p>町は、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、高齢者、妊産婦、外国人等で円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法、<u>特性に配慮した適切な情報提供、避難誘導、避難施設</u>等の整備・把握に努める。</p> <p>また、医療・福祉<u>分野</u>との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災拠点スペースを設置するなど、要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
	<p>施策体系図</p> <p>(略)</p>		<p>追加</p>
<p>第2 避難行動要支援者等の把握</p> <p>1 町は、災害の発生に備え、要配慮者に対する支援が適切に行われるように、要配慮者の次のような詳細情報を、地域包括支援センターの活用等により、日頃から把握しておく。なお、要配慮者の個人情報については、保護の観点からプライバシーを尊重し、その取扱いには十分注意する。</p> <p><u>ア</u> 居住地、<u>自宅の電話番号</u></p> <p><u>イ</u> 家族構成</p> <p><u>ウ</u> 保健福祉サービスの提供状況</p> <p><u>エ</u> 外国語による情報提供の必要性</p> <p><u>オ</u> 視覚・聴覚に障がいのある人への適切な情報提供の必要性</p> <p><u>カ</u> 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。）</p>	<p>第2 避難行動要配慮者等の把握</p> <p>1 町は、災害の発生に備え、要配慮者に対する支援が適切に行われるように、要配慮者の次のような詳細情報を、地域包括支援センターの活用等により、日頃から把握しておく。なお、要配慮者の個人情報については、保護の観点からプライバシーを尊重し、その取扱いには十分注意する。</p> <p><u>(1)</u> 居住地、<u>連絡先</u></p> <p><u>(2)</u> 家族構成</p> <p><u>(3)</u> 保健福祉サービスの提供状況</p> <p><u>(4)</u> 外国語による情報提供の必要性</p> <p><u>(5)</u> 視覚・聴覚に障がいのある人への適切な情報提供の必要性</p> <p><u>(6)</u> 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。）</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>2 ひとり暮らし高齢者及び重度身体障がい者等に対し、民生児童委員や福祉活動員からの通報並びに地域包括支援センターでの把握により、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図られるよう町地域包括支援センターにおいて緊急連絡カードを作成する。</p> <p>3 要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、町役場はもちろんのこと、近隣の町民、県外の連絡先、近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 -ひとり暮らし高齢者及び重度身体障がい者等に対し、民生委員・児童委員や福祉活動員からの通報並びに地域包括支援センターでの把握により、急病や災害時に迅速かつ適切な対応が図られるよう地域包括支援センターにおいて緊急連絡カードを作成する。</p> <p>3 要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、町はもちろんのこと、近隣の町民、県外の連絡先、近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>第3 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>1 町は、災害の発生に備え、避難支援を必要とする方を登録した避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的に利用することにより、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載する。</p> <p>ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別 エ 住所又は居所 オ 所属する自治会 カ 身体等の状況（介護認定の有無、障がい者手帳の有無、難病認定の有無）等 キ 緊急時の連絡先（自宅又は携帯電話の電話番号、ファックス番号）</p> <p>2 町は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、1について庁内関係課で把握している情報を利用する。</p> <p>3 町は、避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）として、次の者に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。なお、災害時の避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保に配慮する。</p> <p>ア 自主防災組織 イ 自治会・町内会 ウ 民生委員・児童委員 エ 里庄町社会福祉協議会 オ 県警察 カ 消防機関</p>	<p>第3 避難行動要配慮者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>1 町は、防災計画において、避難行動要配慮者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>2 町は、災害の発生に備え、避難支援を必要とする者を登録した避難行動要配慮者名簿を作成し、災害時に効果的に利用することにより、避難行動要配慮者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。避難行動要配慮者名簿には、避難行動要配慮者に関する次の事項を記載する。</p> <p>(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所 (5) 所属する自治会 (6) 身体等の状況（介護認定の有無、障がい者手帳の有無、難病認定の有無）等 (7) 緊急連絡先（自宅又は携帯電話の電話番号、ファックス番号）</p> <p>3 町は、避難行動要配慮者名簿の作成に当たり、2について庁内関係課で把握している情報を利用する。</p> <p>4 町は、防災計画の定めるところにより、避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）として、次の者に対して、避難行動要配慮者本人の同意を得ることにより、又は、町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要配慮者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要配慮者に対する情報伝達体制の整備、避難行動要配慮者名簿及び個別避難計画の作成、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施をさらに推進する。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。なお、災害時の避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保に配慮する。</p> <p>(1) 自主防災組織 (2) 自治会・町内会 (3) 民生委員・児童委員 (4) 里庄町社会福祉協議会 (5) 県警察 (6) 消防機関</p>	<p>表現の見直し、岡山県地域防災計画の改定による修正 岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し 岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し 防災対策基本法の改正による修正、表現の見直し 表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p><u>4</u> 町は、次に該当する者（社会福祉施設等入所者及び長期入院患者を除く。）を避難行動要<u>支</u>援者名簿に登録する。その他、何らかのハンディキャップにより災害時に自ら避難することが困難な<u>方</u>についても、申し出があれば避難行動要<u>支</u>援者名簿に登録する。</p> <p><u>ア</u> 70歳以上のみの世帯の方</p> <p><u>イ</u> 要介護認定3～5を受けている<u>方</u></p> <p><u>ウ</u> 身体障がい者手帳（1級・2級）の交付を受けている<u>方</u></p> <p><u>エ</u> 療育手帳（A・B）の交付を受けている<u>方</u></p> <p><u>オ</u> 精神障がい者保健福祉手帳（1級・2級）の交付を受けている<u>方</u></p> <p><u>カ</u> 自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている<u>方</u></p> <p><u>キ</u> 福祉サービス受給者証の交付を受けている<u>方</u></p> <p><u>ク</u> 特定疾患医療受給者証の交付を受けている<u>方</u></p> <p><u>ケ</u> 上記以外で避難支援を希望する<u>方</u></p> <p><u>5</u> 町は、情報の漏えい防止のために、避難支援等関係者と覚書を交わす。</p> <p><u>6</u> 町は、避難行動要<u>支</u>援者名簿について、地域における避難行動要<u>支</u>援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>7</u> 町は、安全が確認された後に、避難行動要<u>支</u>援者を避難場所から避難所、あるいは一般の避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p><u>8</u> ひとり暮らし高齢者及び重度身体障がい者等に対し、民生児童委員や福祉活動員からの通報並びに地域包括支援センターでの把握により、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図られるよう<u>町</u>地域包括支援センターにおいて緊急連絡カ<u>ー</u>ドを作成する。</p> <p><u>9</u> 避難行動要<u>支</u>援者及びその家族は、災害時にその安否を連絡できるよう、町<u>役場</u>はもちろんのこと、近隣の町民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障がいのある人の団体等とのつながりを保つよう努める。</p>	<p><u>5</u> 町は、次に該当する者（社会福祉施設等入所者及び長期入院患者を除く。）を避難行動要<u>配</u>慮者名簿に登録する。その他、何らかのハンディキャップにより災害時に自ら避難することが困難な<u>者</u>についても、申し出があれば避難行動要<u>配</u>慮者名簿に登録する。</p> <p><u>(1)</u> 70歳以上のみの世帯の方</p> <p><u>(2)</u> 要介護認定3～5を受けている<u>者</u></p> <p><u>(3)</u> 身体障がい者手帳（1級・2級）の交付を受けている<u>者</u></p> <p><u>(4)</u> 療育手帳（A・B）の交付を受けている<u>者</u></p> <p><u>(5)</u> 精神障がい者保健福祉手帳（1級・2級）の交付を受けている<u>者</u></p> <p><u>(6)</u> 自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている<u>者</u></p> <p><u>(7)</u> 福祉サービス受給者証の交付を受けている<u>者</u></p> <p><u>(8)</u> 特定疾患医療受給者証の交付を受けている<u>者</u></p> <p><u>(9)</u> 上記以外で避難支援を希望する<u>者</u></p> <p><u>6</u> 町は、情報の漏えい防止のために、避難支援等関係者と覚書を交わす。</p> <p><u>7</u> 町は、避難行動要<u>配</u>慮者名簿について、地域における避難行動要<u>配</u>慮者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>8</u> 町は、<u>防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要配慮者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要配慮者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</u></p> <p><u>9</u> 町は、<u>個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要配慮者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。</u></p> <p><u>10</u> 町は、<u>地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p> <p><u>11</u> 町は、安全が確認された後に、避難行動要<u>配</u>慮者を避難場所から避難所、あるいは一般の避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p><u>12</u> ひとり暮らし高齢者及び重度身体障がい者等に対し、民生<u>委員</u>・児童委員や福祉活動員からの通報並びに地域包括支援センターでの把握により、急病や災害時に迅速かつ適切な対応が図られるよう地域包括支援センターにおいて緊急連絡カ<u>ー</u>ドを作成する。</p> <p><u>13</u> 避難行動要<u>配</u>慮者及びその家族は、災害時にその安否を連絡できるよう、町はもちろんのこと、近隣の町民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障がいのある人の団体等とのつながりを保つよう努める。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>また、避難行動要支援者の近隣の町民は、日頃から避難行動要支援者に関する情報を把握しておくよう努める。</p>	<p>また、避難行動要配慮者の近隣の町民は、日頃から避難行動要配慮者に関する情報を把握しておくよう努める。</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>第4 福祉避難所の確保</p> <p>平常時から一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、町は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画（BCP）の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む町民に周知するよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。</p>	<p>第4 福祉避難所の確保</p> <p>平時から一般の指定避難所では生活することが困難な障がいのある人等の要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、町は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄、業務継続計画（BCP）の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む町民に周知するよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置・確保に努める。</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正、表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第5 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備</p> <p>町は、福祉関係部局、防災関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別計画（「避難支援プラン」）の整備に努める。</p> <p>また、町は、要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、町民、自主防災組織、民生委員・児童委員、主任児童委員や愛育委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</p>	<p>第5 避難行動要配慮者の避難誘導體制の整備</p> <p>町は、福祉関係部局、防災関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要配慮者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別避難計画（「避難支援プラン」）の整備に努める。</p> <p>また、町は、要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、町民、自主防災組織、民生委員・児童委員、主任児童委員や愛育委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</p> <p><u>町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要配慮者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</u></p>	<p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本法の改正による修正、岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第6 生活の支援等</p> <p>1 町は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等にかかる情報提供等、支援が迅速かつ的確に行われるよう次の事項を含む避難計画及び避難支援プランを作成する。</p> <p>(略)</p> <p>ク 避難所又は在宅の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、高齢者福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への第2次避難を要する者についての当該施設への受入れ要請に関する事項</p> <p>2 町は、要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、町民、自主防災組織、民生児童委員、福祉活動員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主</p>	<p>第6 生活の支援等</p> <p>1 町は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等にかかる情報提供等、支援が迅速かつ的確に行われるよう次の事項を含む個別避難計画及び避難支援プランを作成する。</p> <p>(略)</p> <p>ク 避難所又は在宅の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、高齢者福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への2次避難を要する者についての当該施設への受け入れ要請に関する事項</p> <p>2 町は、要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、町民、自主防災組織、民生・児童委員、福祉活動員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>体の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</p> <p>3 町民は、自治会、民生児童委員、福祉活動員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。</p> <p>町民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活についての知識の修得に努める。</p> <p>4 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>の協力を得ながら、平時より要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</p> <p>3 町民は、自治会、民生・児童委員、福祉活動員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。</p> <p>町民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活についての知識の修得に努める。</p> <p>4 浸水想定区域や土砂災害警戒区域、高潮浸水想定区域内に位置し、防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。<u>また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>県の指定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第7 社会福祉施設等の災害対策の促進</p> <p>社会福祉施設や幼稚園、保育所には、災害時発生時に自力で適切な行動が困難な人が多数入所し、又は通所している。</p> <p>したがって、これらの人の安全を確保するために、日頃から十分な防災対策を講じておく。</p> <p>1 防災計画策定</p> <p>災害発生時には遅滞なく対応するため、職員の任務分担、動員体制等防災組織の擁立、保護者への緊急連絡及び地域との連携について網羅した綿密な防災計画を策定する。</p> <p>2 防災訓練の実施</p> <p>策定された防災計画が災害発生時に有効機能し、円滑に避難が行えるよう定期的に防災訓練を実施する。</p> <p>3 施設、設備等に安全点検</p> <p>災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。とりわけ火気については日頃より安全点検を行う。</p> <p>4 地域社会との連携</p> <p>災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは、迅速な対応が困難な場合も予想される。</p> <p>そこで、施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には、町民やボランティアの協力が得られる体制づくりを進める。</p> <p>5 緊急連絡先の整備</p> <p>災害発生時には、保護者や家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。また、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。</p>	<p>第7 社会福祉施設等の災害対策の促進</p> <p>社会福祉施設や幼稚園、保育所には、災害時自力で適切な行動が困難な人が多数入所し、又は通所している。</p> <p>したがって、これらの人の安全を確保するために、日頃から十分な防災対策を講じておく。</p> <p>1 防災計画策定</p> <p>災害時には遅滞なく対応するため、職員の任務分担、動員体制等防災組織の擁立、保護者への緊急連絡及び地域との連携について網羅した綿密な防災計画を策定する。</p> <p>2 防災訓練の実施</p> <p>策定された防災計画が災害時に有効機能し、円滑に避難が行えるよう定期的に防災訓練を実施する。</p> <p>3 施設、設備等の安全点検</p> <p>災害時に施設自体が崩壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。とりわけ火気については日頃より安全点検を行う。</p> <p>4 地域社会との連携</p> <p>災害時の避難に当たっては、施設職員だけでは、迅速な対応が困難な場合も予想される。</p> <p>そこで、施設と地域社会との連携を密にし、災害時には、町民やボランティアの協力が得られる体制づくりを進める。</p> <p>5 緊急連絡先の整備</p> <p>災害時には、保護者や家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。また、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第10節 防災対策の整備・推進</p> <p>施策体系図</p> 	<p>第10節 防災対策の整備・推進</p> <p>施策体系図</p> 		変更
<p>第1 防災に関する調査研究の推進</p> <p>1 調査研究体制の確立 (略)</p> <p>また、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。 (略)</p> <p>2 重点を置くべき調査研究事項 (1) 危険地域の実態把握 法に<u>よる</u>災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。 (略)</p> <p>3 防災研究成果の活用 国等で実施した防災に関する研究成果等を<u>も</u>踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、市町村等防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。 (略)</p>	<p>第1 防災に関する調査研究及び研究開発の推進</p> <p>1 調査研究体制<u>及び研究開発</u>の確立 (略)</p> <p>また、平時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。 (略)</p> <p>2 重点を置くべき調査研究事項 (1) 危険地域の実態把握 法に<u>基づく</u>災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。 (略)</p> <p>3 防災研究成果の活用 国等で実施した防災に関する研究成果等を踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、市町村等防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。 (略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>表現の見直し</p>	変更
<p>第2 緊急物資等の確保計画</p> <p>1 物資の備蓄・調達</p>	<p>第2 緊急物資等の確保計画</p> <p>1 物資の備蓄 <u>町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴資機材、洗濯資機材、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや</u></p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる<u>食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資</u>についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、<u>あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める</u>。</p> <p><u>2 体制の整備</u></p> <p>町及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、<u>平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める</u>。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。</p> <p>町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資<u>調達・輸送調整等支援</u>システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>町及び県は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、町は地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</p>	<p><u>消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄に努めるものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u></p> <p><u>2 物資の調達、供給活動</u></p> <p>町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、<u>災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。また、支援物資を受け入れる二次物資拠点の選定を検討する。</u></p> <p><u>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</u></p> <p><u>町は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p><u>3 体制の整備</u></p> <p>町及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、<u>物資備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める</u>。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。</p> <p>町及び県は、<u>大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u></p> <p>町及び県は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、<u>民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受け入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</u></p> <p><u>町及び県は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u></p>	<p>防災対策基本計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>第4次里庄町振興計画の反映、岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本計画の改定による修正、岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p><u>3</u> 被災地支援に関する知識の普及 (略)</p>	<p><u>4</u> 被災地支援に関する知識の普及 (略)</p>		
<p>第3 公共用地等の有効活用 (略)</p>	<p>第3 公共用地等の有効活用 (略)</p> <p><u>町及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>追加</p>
<p>第4 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 町及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。</p> <p>2 町及び県は、<u>市町村</u>防災行政無線の整備や、IP通信網、<u>ケーブルテレビ</u>網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</p> <p>3 町及び県は、報道機関及びポータルサイト運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、<u>ソーシャルメディア</u>等の活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。<u>また</u>、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p><u>4</u> 町及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。</p> <p><u>5</u> 町、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。</p> <p><u>6</u> 町、県、国及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 町及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。</p> <p>2 町及び県は、町防災行政無線（<u>戸別受信機を含む</u>）の整備や、IP通信網、<u>CATV</u>網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</p> <p>3 町及び県は、報道機関及びポータルサイト運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、<u>SNS</u>等の活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。</p> <p><u>4 町及び県は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</u></p> <p><u>5 町及び県は、障がいの種類及び程度に応じて、障がいのある人が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。</u></p> <p><u>6 町及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。</u></p> <p><u>7 町、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。</u></p> <p><u>8 町、県、国及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。</u></p> <p><u>9 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。</u></p> <p><u>10 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
	<p>第6 事前復興準備の実施</p> <p><u>町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。</u></p>	岡山県地域防災計画の改定による修正、防災対策基本計画の改定による修正	追加
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p>		削除
<p>第2 里庄町災害対策本部</p> <p>町長は、町内の全部又は一部に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条及び里庄町災害対策本部条例（昭和38年里庄町条例第15号）に基づき、非常体制として里庄町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置する。</p> <p>町本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係地方行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。また、町災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 里庄町災害対策本部</p> <p>町長は、町内の全部又は一部に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条及び里庄町災害対策本部条例（昭和38年里庄町条例第15号）に基づき、非常体制として里庄町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置する。</p> <p>町本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係地方行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。また、町災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。</p> <p>(略)</p>	表現の見直し	削除
<p>7 本部室の設置と運営</p> <p>(略)</p> <p>(3) 本部連絡員の配備</p> <p>各部長は、災害の種類に応じて本部連絡員を指名し、本部室に出向させ、災害情報の把握・整理、各班に対する連絡・通報、部外防災関係機関（県、玉島警察署、笠岡地区消防組合、中国地方整備局（岡山国道事務所）、自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）等）との連絡調整等の活動に当たらせる。</p> <p>(略)</p>	<p>7 本部室の設置と運営</p> <p>(略)</p> <p>(3) 本部連絡員の配備</p> <p>各部長は、災害の種類に応じて本部連絡員を指名し、本部室に出向させ、災害情報の把握・整理、各班に対する連絡・通報、部外防災関係機関（県、玉島警察署、笠岡地区消防組合、中国地方整備局（岡山国道事務所）、自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊等）との連絡調整等の活動に当たらせる。</p> <p><u>(4) 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化</u></p> <p><u>感染症の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第3 複合災害発生時の体制 (略)</p> <p>別表1 里庄町災害対策本部組織図</p> <p>2 里庄町災害対策本部分掌事務</p>	<p>第3 複合災害発生時の体制 (略)</p> <p>別表1 里庄町災害対策本部組織図</p> <p>2 里庄町災害対策本部分掌事務</p>	<p>時点変更</p>	<p>変更</p>

現行計画			改訂案			改訂理由	改訂事項
部 名 (部長)	課 名	分 掌 事 務	部 名 (部長)	課 名	分 掌 事 務		変更
総務部 (総務課長)	総務課 出納室 議会事務局	(略) (4) <u>避難勧告</u> 、避難指示又は <u>避難準備情報</u> の発令に関すること。 (5) 県、 <u>県民局</u> 、 <u>県地域事務所</u> 、他市町、防災関係機関等との連絡調整に関すること。 (略) (7) 災害情報の収集及び発表に関すること。 (CATV、FMラジオ、 <u>エリアメール</u> 等) (略)	総務部 (総務課長)	総務課 出納室 議会事務局	(略) (4) <u>緊急安全確保</u> 、避難指示、 <u>高齢者等</u> 避難の発令に関すること。 (5) 県、他市町、防災関係機関等との連絡調整に関すること。 (略) (7) 災害情報の収集及び発表に関すること。 (CATV、FMラジオ、 <u>緊急速報</u> メール等) (略) <u>(18) 他部の応援協力に関すること。</u>	岡山県地域防災計画の改定による修正 表現の見直し 時点変更	
企画商工部 (企画商工課長)	企画商工課	(略)	企画商工部 (企画商工課長)	企画商工課	(略) <u>(5) 他部の応援協力に関すること。</u>	時点変更	
町民部 (町民課長)	町民課	(略) (7) <u>家屋の被害状況調査及び罹災証明書の発行</u> に関すること。 <u>(8) 町税の減免措置に関すること。</u>	町民部 (町民課長)	町民課	(略) (7) <u>他部の応援協力</u> に関すること。	時点変更	
			<u>税務部</u> (<u>税務課長</u>)	<u>税務課</u>	<u>(1) 家屋の被害状況調査及び罹災証明書の発行に関すること。</u> <u>(2) 町税の減免措置に関すること。</u> <u>(3) 他部の応援協力に関すること。</u>		

現行計画			改訂案			改訂理由	改訂事項
農林建設部 部長 (農林建設課長) 副部長 (<u>国土調査室</u> 長)	農林建設課 <u>国土調査室</u>	(略)	農林建設部 部長 (農林建設課長) 副部長 (<u>まち整備課</u> 長)	農林建設課 <u>まち整備課</u>	(略) <u>(16) 他部の応援協力に関すること。</u>	時点変更	
上下水道部 (上下水道課長)	上下水道課	(略)	上下水道部 (上下水道課長)	上下水道課	(略) <u>(6) 他部の応援協力に関すること。</u>	時点変更	
健康福祉部 (健康福祉課長)	健康福祉課 (社会福祉協議会)	(略) (6) 救援物資の受入れ及び配分に関すること。 (略) (9) ボランティアの受入れに関すること。 (略) (15) 災害弔慰金、見舞金の支給及び災害義援金の貸付 <u>け</u> に関すること。	健康福祉部 (健康福祉課長)	健康福祉課 (社会福祉協議会)	(略) (6) 救援物資の受 <u>け</u> 入れ及び配分に関すること。 (略) (9) ボランティアの受 <u>け</u> 入れに関すること。 (略) (15) 災害弔慰金、見舞金の支給及び災害義援金の貸付に関すること。 <u>(16) 他部の応援協力に関すること。</u>	表現の見直し 時点変更	
教育部 (事務局長)	教育委員会事務局	(略) (7) 炊出しに関すること。 (略)	教育部 (<u>教育委員会</u> 事務局長)	教育委員会事務局	(略) (7) 炊 <u>き</u> 出しに関すること。 (略) <u>(11) 他部の応援協力に関すること。</u>	表現の見直し 時点変更	
消防部 (消防団長兼務)	消防団	(略) (3) 避難の <u>勧告</u> ・指示に関すること。 (略)	消防部 (消防団長兼務)	消防団	(略) (3) 避難の指示に関すること。 (略)	岡山県地域防災計画の改定による修正	

現行計画			改訂案			改訂理由	改訂事項	
第2節 配備計画 (略)			第2節 配備計画 (略)					
第1 配備体制の種類と基準 (略)			第1 配備体制の種類と基準 (略)					
1 配備の種類			1 配備の種類					
種別	時 期	内 容	種別	時 期	内 容	防災気象情報の見直しに伴う修正	変更	
注意体制	(1) 大雨又は洪水注意報の1つ以上が発表され、被害が予測されるとき。 (略)	(略)	注意体制	(1) <u>レベル2</u> 大雨注意報又は <u>レベル2</u> 氾濫注意報の1つ以上が発表され、被害が予測されるとき。 (略)	(略)			
警戒体制	(1) 暴風、暴風雪、大雨又は洪水の各警報の1つ以上が発表され、被害が予測されるとき。 (2) 河川水位が <u>はん</u> 濫注意水位に達し、なお上昇を認めるとき。 (3) 局地豪雨、豪雪、大規模火災、爆発その他重大な事故が発生したとき。 (4) その他大規模な災害が発生又は切迫し、町長の指示があったとき。	(略)	警戒体制	(1) 暴風、暴風雪、大雨又は洪水、 <u>土砂災害</u> の各 <u>レベル3</u> の警報の1つ以上が発表され、被害が予測されるとき。 (2) 河川水位が <u>氾濫</u> 注意水位に達し、なお上昇を認めるとき。 (3) <u>レベル4</u> 土砂災害危険警報が発表されたときや前兆現象が認められたとき (4) 局地豪雨、豪雪、大規模火災、爆発その他重大な事故が発生したとき。 (5) その他大規模な災害が発生又は切迫し、町長の指示があったとき。	(略)			表現の見直し 防災気象情報の見直しに伴う修正
(略)			(略)					

現行計画				改訂案				改訂理由	改訂事項
2 配備の基準				2 配備の基準				時点修正	変更
体制	配備機関の一般的基準	配備人員	備考	体制	配備機関の一般的基準	配備人員	備考		
(略)				(略)					
警戒体制	総務課・ 出納室・ 議会事務局	3 1 4 3 2 2 2 2	災害の状況に応じ、さらに増員を必要とするときは、各部長が総務課長との協議によりこれを決めて配備を命ずる。 消防団については、団長、副団長、分団長及び副分団長（以下「幹部」という。）が配備に付き、必要に応じ、各部長に団長から指示を行う。 消防団員は、地元部長の指示により警戒に当たる。	警戒体制	総務課 出納室 議会事務局	3 1 4 3 2 2 2 2	災害の状況に応じ、さらに増員を必要とするときは、各部長が総務部長との協議によりこれを決めて配備を命ずる。 消防団については、団長、副団長、分団長及び副分団長（以下「幹部」という）が配備に付き、必要に応じ、各部長に団長から指示を行う。 消防団員は、地元部長の指示により警戒に当たる。		
	企画商工課				企画商工課				
	町民課				町民課				
	農林建設課・ 国土調査室				税務課 農林建設課 まち整備課				
	上下水道課				上下水道課				
	健康福祉課				健康福祉課				
	教育委員会事務局				教育委員会事務局				
	消防団				教育委員会事務局				
(略)				(略)					
(略)				(略)					
第2 配備の要領				第2 配備の要領				表現の見直し	変更
1 配備の連絡				1 配備の連絡					
(略)				(略)					
(2) 勤務時間外等における配備の連絡				(2) 勤務時間外等における配備の連絡					
ア 当直員は、県、NTT西日本等から上記に掲げる配備体制を要する気象予警報等の通報があった場合には、総務課長及び防災担当に連絡する。				ア 当直員は、県、NTT西日本株式会社等から上記に掲げる配備体制を要する気象予警報等の通報があった場合には、総務課長及び防災担当に連絡する。					
(略)				(略)					
(5) 警戒体制から非常体制への移行				(5) 警戒体制から非常体制への移行					
総務課長は配備課長、他のすべての課長及び消防団長に非常体制をとる旨の連絡をする。				総務課長は配備課長、他の全ての課長及び消防団長に非常体制をとる旨の連絡をする。					
(略)				(略)					
第4 配備中の活動基準等				第4 配備中の活動基準等					
(略)				(略)					
2 警戒体制時における活動				2 警戒体制時における活動					
(略)				(略)					

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(略)</p> <p>(5) 危険箇所の巡視……………農林建設課、<u>国土調査室</u>、消防団</p> <p>(6) 応急対策</p> <p>① 民生関係……………町民課、健康福祉課、消防団</p> <p>② 農林・土木関係……………農林建設課、<u>国土調査室</u>、消防団</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 危険箇所の巡視……………農林建設課、<u>まち整備課</u>、消防団</p> <p>(6) 応急対策</p> <p>① 民生関係……………町民課、<u>税務課</u>、健康福祉課、消防団</p> <p>② 農林・土木関係……………農林建設課、<u>まち整備課</u>、消防団</p> <p>(略)</p>	<p>時点修正</p>	<p>変更</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		
<p>第3節 災害情報通信計画</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 災害情報通信計画</p> <p>(略)</p>		
<p>第1 気象予警報等</p> <p>災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合、防災対策の実施のため、気象<u>官署</u>等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定めるものとする。</p> <p>1 気象に関する予報及び警報の種類</p> <p>(1) <u>気象</u>注意報</p> <p>強風、<u>大雨</u>、<u>高潮</u>、波浪、<u>洪水</u>等が原因で災害が<u>起こる</u>おそれがあると<u>予想される</u>とき、岡山地方気象台が注意を呼びかけるため発表するものである。</p> <p>大雨及び<u>洪水</u>注意報、<u>高潮</u>注意報は警戒レベル2。なお、<u>高潮</u>注意報は<u>高潮警報</u>に切り替える<u>可能性が高い旨に言及されている</u>場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>(2) <u>気象</u>警報</p> <p>暴風、<u>大雨</u>、<u>高潮</u>、波浪、<u>洪水</u>等が原因で重大な災害が<u>起こる</u>おそれがあると<u>予想される</u>とき、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるため発表するものである。</p> <p><u>高潮</u>警報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。大雨警報（土砂災害）及び<u>洪水</u>警報は、<u>高齢者等の</u>避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>(3) 特別警報</p> <p>暴風、<u>大雨</u>、<u>高潮</u>、波浪、<u>洪水</u>等が原因で重大な災害が<u>起こるおそれが著しく大きいと予想される</u>とき、気象庁が特別な警戒を促すため発表するものである。</p>	<p>第1 気象予警報等</p> <p>災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合、防災対策の実施のため、気象<u>台</u>等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定めるものとする。</p> <p>1 気象に関する予報及び警報の種類</p> <p>(1) 注意報</p> <p><u>大雨</u>、<u>洪水</u>、<u>大雪</u>、強風、<u>風雪</u>、<u>土砂</u>、波浪、<u>高潮</u>等により、災害が<u>発生する</u>おそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を注意して行う予報である。</p> <p><u>レベル2</u>大雨注意報及び<u>レベル2</u>氾濫注意報、<u>レベル2</u>土砂災害注意報、レベル2高潮注意報が該当する。</p> <p>(2) 警報</p> <p><u>大雨</u>、<u>洪水</u>、<u>大雪</u>、<u>暴風</u>、<u>暴風雪</u>、<u>土砂</u>、波浪、<u>高潮</u>により、<u>重大な災害が発生するおそれがある</u>ときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。</p> <p><u>レベル3</u>氾濫警報、<u>レベル3</u>大雨警報、<u>レベル3</u>土砂災害警報及び<u>レベル3</u>高潮警報は、高齢者等が<u>危険な場所から避難する必要</u>があるとされる警戒レベルに相当。</p> <p>(3) <u>危険</u>警報</p> <p><u>大雨</u>、<u>洪水</u>、<u>大雪</u>、<u>暴風</u>、<u>暴風雪</u>、<u>土砂</u>、波浪、<u>高潮</u>により、<u>重大な災害が発生するおそれが高い</u>ときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。</p> <p><u>レベル4</u>氾濫危険警報、<u>レベル4</u>大雨危険警報、<u>レベル4</u>土砂災害危険警報及び<u>レベル4</u>高潮危険警報は、<u>危険な場所から全員が避難する必要</u>があるとされる警戒レベルに相当。</p> <p>(4) 特別警報</p> <p><u>大雨</u>、<u>大雪</u>、<u>暴風</u>、<u>暴風雪</u>、<u>土砂</u>、波浪、<u>高潮</u>が<u>特に異常であるため</u>重大な災害が<u>発生または切迫している</u>ときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災気象情報の見直しに伴う修正、岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災気象情報の見直しに伴う修正、岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画		改訂案		改訂理由	改訂事項
<p>大雨特別警報は災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(4) 気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の内容を補完して、現象の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。台風情報、大雨情報等がある。</p> <p>(5) 記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。</p> <p>(6) 竜巻注意報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。</p> <p>(7) 大雨・洪水警報の危険度分布等</p>		<p>レベル5 氾濫特別警報、レベル5 氾濫発生情報、レベル5 大雨特別警報、レベル5 土砂災害特別警報、レベル5 高潮特別警報、レベル5 高潮氾濫発生情報、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベルに相当。</p> <p>(5) 気象解説情報 気象の予報等について、特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って注意を呼びかけられる場合や、特別警報・危険警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。台風情報、大雨情報等がある。</p> <p>(6) 気象防災速報（記録的短時間大雨） 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクルの「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>(7) 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で気象庁から発表される。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。</p> <p>(8) キキクル等</p>		<p>防災気象情報の見直しに伴う修正、岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
種類	概要	種類	概要	改訂理由	改訂事項
大雨警報（土砂災害）の危険度分布	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	土砂キキクル	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、レベル3土砂災害警報やレベル4土砂災害危険警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスク等の再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p>防災気象情報の見直しに伴う修正、岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	変更

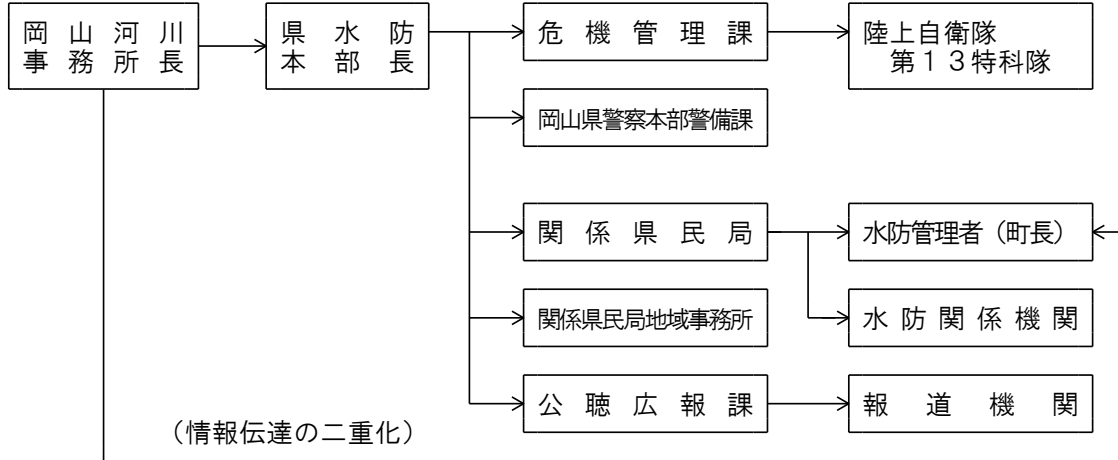
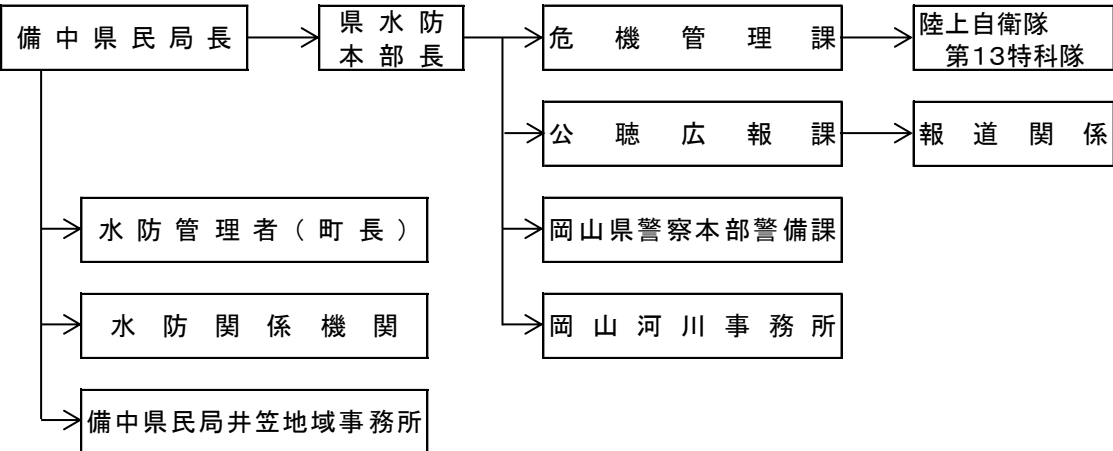
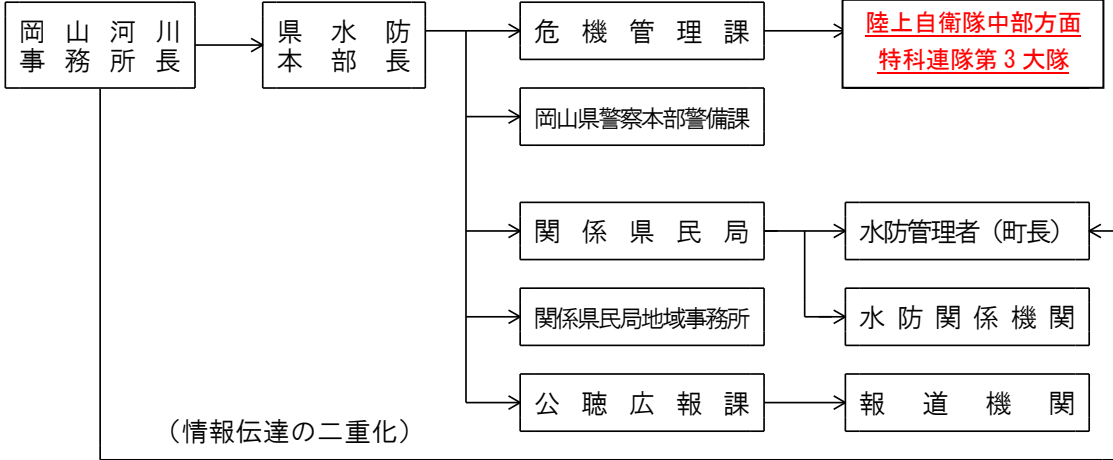
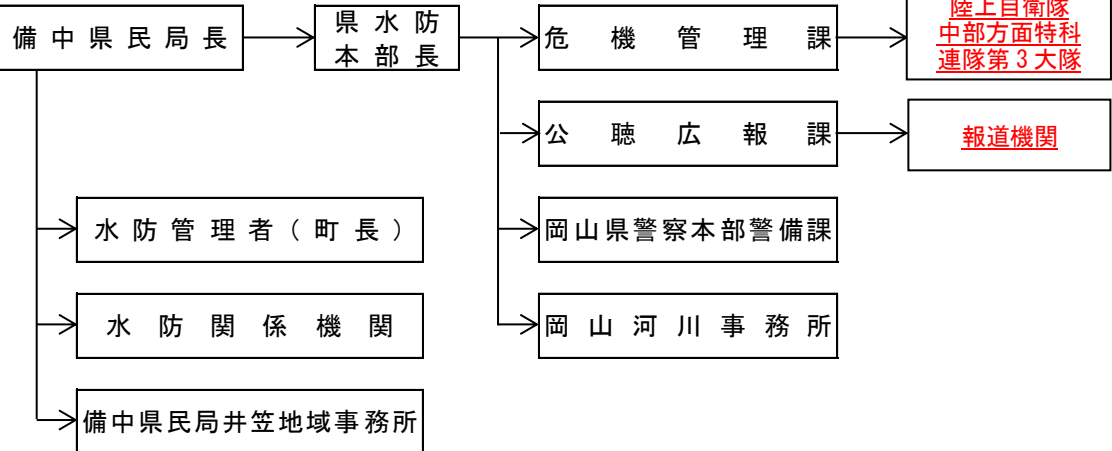
現行計画		改訂案		改訂理由	改訂事項
<p><u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u></p> <p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p>	<p>浸水 <u>キキクル</u></p> <p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高ま<u>っている場所</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：<u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</u> ・「危険」（紫）：<u>危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：<u>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u> ・「注意」（黄）：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 	<p>防災気象情報の見直しに伴う修正、岡山県地域防災計画の改定による修正</p>			
<p>洪水 <u>警報の危険度分布</u></p> <p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない</u>中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：<u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：<u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> ・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 	<p>洪水 <u>キキクル</u></p> <p><u>大雨による</u>中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高ま<u>っている場所</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：<u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</u> ・「危険」（紫）：<u>危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：<u>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u> ・「注意」（黄）：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 				
<p>流域雨量指数の予測値</p> <p><u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として</u>、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度<u>がどれだけ高まるかを示した情報</u>。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、<u>流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について</u>、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>	<p>流域雨量指数の予測値</p> <p>各河川<u>の</u>、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（<u>大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度</u>）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を常時10分ごとに更新している。</p>				
<p>(8) 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、</p>	<p>(9) 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から2日先にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北</p>	<p>避難情報に関するガイドラインの改定に伴う修正</p>	<p>変更</p>		

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p><u>2</u>日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。</p> <p><u>2</u> 洪水予報 <u>水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、国土交通大臣又は知事が定めた「洪水予報河川」において、洪水のおそれがあると認められるときは、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は備前県民局と岡山地方気象台が共同して発表するものである。警戒レベル2～5に相当。</u></p> <p>3 土砂災害警戒情報 <u>気象業務法（昭和27年法律第165号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、大雨により土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、岡山県と岡山地方気象台が厳重な警戒呼びかける必要性を協議の上、共同で発表するものである。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。なお、この土砂災害警戒情報の発表は市町村単位である。</u></p> <p><u>4</u> 土砂災害緊急情報 (略)</p> <p><u>5</u> 水防警報 (略)</p> <p><u>6</u> 特別警戒水位（氾濫危険水位）情報 (略)</p> <p><u>7</u> 火災気象情報 <u>消防法（昭和23年法律第186号）に基づき岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するものである。</u></p> <p><u>8</u> 火災警報 (略)</p>	<p>部）で発表される。<u>大雨や土砂災害、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u></p> <p>(10) <u>時系列情報</u> <u>大雨、土砂災害、高潮等については警戒レベル相当情報の発表が予測される時間帯を、それ以外（大雨や防風等）については警報等の基準を超過すると予想される時間帯を、市町村ごとに翌日まで3時間単位で提示され、1日4回(05時、11時、17時、23時)発表される。早期注意情報と併せて確認することで、警戒が必要な時期や現象のピークのタイミングなどを把握できる。</u></p> <p><u>2</u> 洪水予報 <u>河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や町民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。洪水のおそれがあると認められるときは、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は備前県民局と岡山地方気象台が共同して発表するものである。警戒レベル2～5に相当。</u></p> <p>3 土砂災害緊急情報</p> <p><u>4</u> 水防警報 (略)</p> <p><u>5</u> 特別警戒水位（氾濫危険水位）情報 (略)</p> <p><u>6</u> 火災気象通報 <u>消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに岡山地方気象台が岡山県知事に対して通報し、岡山県を通じて町や消防本部に伝達される。</u></p> <p><u>7</u> 火災警報 (略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正 避難情報に関するガイドラインの改定に伴う修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>避難情報に関するガイドラインの改定に伴う修正、岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第2 気象予警報等の伝達</p> <p>町長は、県その他関係機関から気象予警報等の通報を受信した場合、迅速かつ的確に町民等に伝達するものとする。</p> <p>1 気象注意報・警報等の伝達系統</p> <p>(注) NTT西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する [] 内は、通知方法を示す [防] : 防災情報提供システム [オ] : オンライン [県防] : 岡山県防災情報ネットワーク</p> <p>————→ 法に基づく伝達系統 -----→ 申し合せ等に基づく伝達系統</p>	<p>第2 気象予警報等の伝達</p> <p>町長は、県その他関係機関から気象予警報等の通報を受信した場合、迅速かつ的確に町民等に伝達するものとする。</p> <p>1 注意報・警報等の伝達系統</p> <p>(注) NTT西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する [] 内は、通知方法を示す [防] : 防災情報提供システム [オ] : オンライン [県防] : 岡山県防災情報ネットワーク</p> <p>————→ 法に基づく伝達系統 -----→ 申し合せ等に基づく伝達系統</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

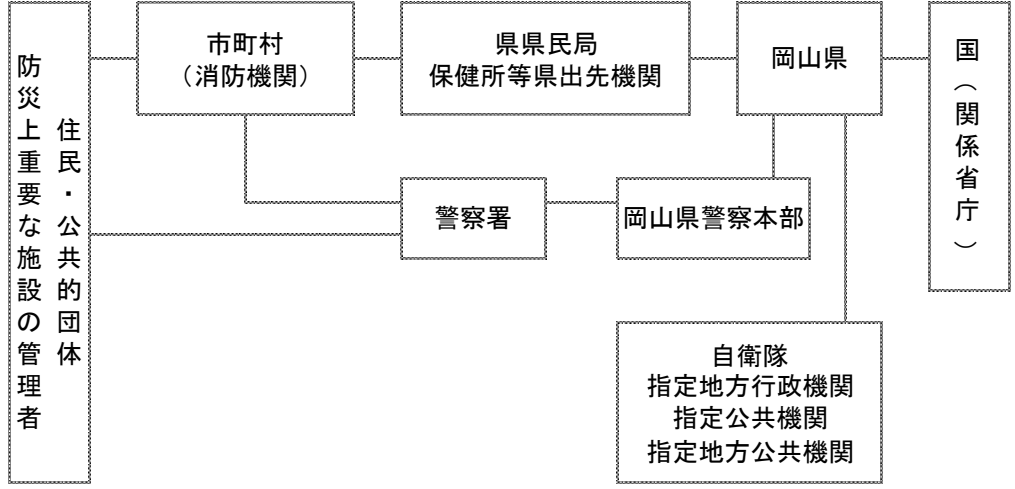
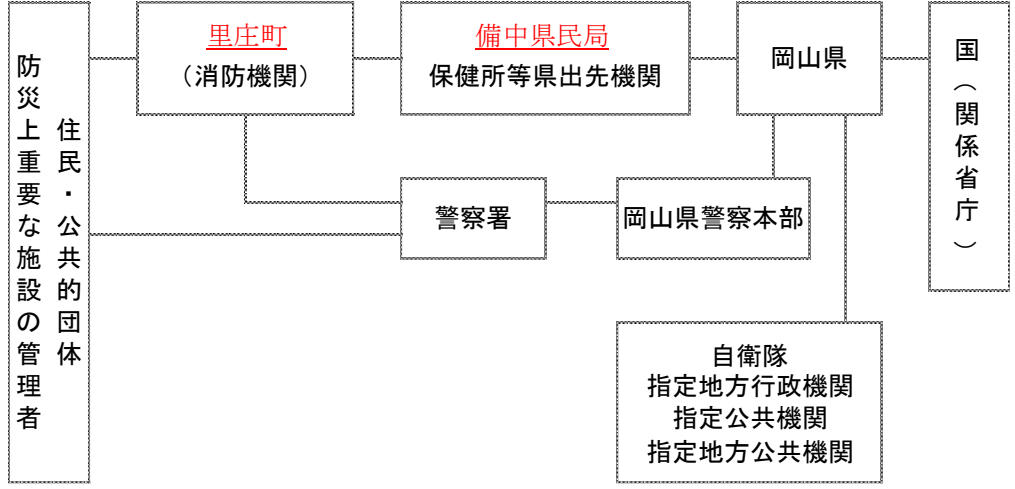
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>2 気象注意報・警報等の里庄町内の伝達系統</p> <p>岡山地方気象台</p> <p>県</p> <p>県防災行政無線</p> <p>総務課</p> <p>町長 副町長 教育長</p> <p>出納室</p> <p>議会事務局</p> <p>町民課</p> <p>健康福祉課</p> <p>農林建設課 国土調査室</p> <p>道路情報連絡員</p> <p>企画商工課</p> <p>ため池管理者</p> <p>上下水道課</p> <p>教育委員会事務局</p> <p>各小中学校 幼稚園</p> <p>里庄町消防団</p> <p>情報連絡員</p> <p>一般住民</p> <p>NTT西日本岡山支店</p> <p>放送局</p> <p>テレビ・ラジオ</p> <p>CATV</p> <p>法に基づく伝達</p> <p>申し合せ等に基づく伝達</p>	<p>2 注意報・警報等の里庄町内の伝達系統</p> <p>岡山地方気象台</p> <p>県</p> <p>県防災行政無線</p> <p>総務課</p> <p>町長 副町長 教育長</p> <p>出納室</p> <p>議会事務局</p> <p>町民課</p> <p>税務課</p> <p>健康福祉課</p> <p>農林建設課 まち整備課</p> <p>道路情報連絡員</p> <p>企画商工課</p> <p>ため池管理者</p> <p>上下水道課</p> <p>教育委員会事務局</p> <p>各小中学校 幼稚園</p> <p>里庄町消防団</p> <p>情報連絡員</p> <p>一般住民</p> <p>NTT西日本岡山支店</p> <p>放送局</p> <p>テレビ・ラジオ</p> <p>CATV</p> <p>法に基づく伝達</p> <p>申し合せ等に基づく伝達</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>3 <u>土砂災害警戒情報の伝達</u></p> <p>岡山県（防災砂防課）</p> <p>共同発表</p> <p>岡山地方気象台</p> <p>岡山県（危機管理課）</p> <p>備中県民局</p> <p>岡山県警察本部</p> <p>玉島警察署</p> <p>里庄町</p> <p>住民・関係機関・公私の団体</p> <p>玉野海上保安部</p> <p>水島海上保安部</p> <p>岡山河川事務所</p> <p>岡山国道事務所</p> <p>NHK岡山放送局</p> <p>岡山放送・山陽放送</p> <p>JR西日本岡山支社</p> <p>（注）〔 〕内は、通知方法を示す</p> <p>〔防〕 : 防災情報提供システム 〔オ〕 : オンライン（アデス） 〔県防〕 : 岡山県防災情報ネットワーク 〔県総〕 : 岡山県総合防災情報システム</p> <p>—————> 法に基づく伝達系統 -----> 申し合せ等に基づく伝達系統</p>		<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p><u>4</u> 水防警報の伝達 (1) 国土交通大臣の発する水防警報</p>  <p>(情報伝達の二重化)</p> <p>(2) 知事の発する水防警報</p>  <p><u>5</u> 火災気象通報の伝達 (略)</p> <p>6 火災警報の伝達 (略)</p> <p><u>7</u> 気象予警報等の受信 (略)</p>	<p>3 水防警報の伝達 (1) 国土交通大臣の発する水防警報</p>  <p>(情報伝達の二重化)</p> <p>(2) 知事の発する水防警報</p>  <p><u>4</u> 火災気象通報の伝達 (略)</p> <p><u>5</u> 火災警報の伝達 (略)</p> <p><u>6</u> 気象予警報等の受信 (略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(3) 町民への伝達</p> <p>町民に対する伝達については、必要に応じて、消防団（分団）、情報連絡員、関係団体に連絡し、周知を図るとともに総務課（総務部）はCATV、HP、SNS、FMラジオ、携帯電話各社の<u>エリア</u>メール、広報車、戸別受信機、スマートフォン専用アプリ等により周知を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 町民への伝達</p> <p>町民に対する伝達については、必要に応じて、消防団（分団）、情報連絡員、関係団体に連絡し、周知を図るとともに総務課（総務部）はCATV、HP、SNS、FMラジオ、携帯電話各社の<u>緊急速報</u>メール、広報車、戸別受信機、スマートフォン専用アプリ等により周知を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>第3 災害通信連絡</p> <p>(略)</p> <p>1 県防災行政無線の活用</p> <p>町は、県防災行政無線等の活用により、災害時における防災関係機関との迅速かつ的確な通信連絡の確保を行う。</p> <p>その際、集落ごとにあらかじめ情報連絡員を置き、的確な情報の収集、伝達を<u>図る</u>。</p> <p>2 電話及び電報の優先利用</p> <p>(略)</p> <p>(1) 一般電話及び携帯電話</p> <p>ア 災害時優先電話</p> <p>災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑を図り、かつ、<u>輻輳</u>を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本<u>電信電話</u>株式会社岡山支店又は<u>NTT</u>ドコモ中国岡山支店に申請し、設置している。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 災害通信連絡</p> <p>(略)</p> <p>1 県防災行政無線の活用</p> <p>町は、県防災行政無線等の活用により、災害時における防災関係機関との迅速かつ的確な通信連絡の確保を行う。</p> <p>その際、集落ごとにあらかじめ情報連絡員を置き、的確な情報の収集、伝達を<u>行う</u>。</p> <p>2 電話及び電報の優先利用</p> <p>(略)</p> <p>(1) 一般電話及び携帯電話</p> <p>ア 災害時優先電話</p> <p>災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑を図り、かつ、<u>輻輳</u>を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ<u>NTT</u>西日本株式会社岡山支店又は<u>株式会社</u>ドコモ<u>CS</u>中国<u>(岡山支店)</u>に申請し、設置している。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>(2) 電報</p> <p>前記アの災害時優先電話から発信することにより次の電報が優先利用することが<u>できる</u>。</p> <p>(略)</p> <p>3 有線通信途絶時の通信施設の優先利用</p> <p>(略)</p> <p>(1) 非常通信</p> <p>ア 非常通信の通信内容</p> <p>(略)</p> <p>(シ) 災害救助法第<u>24</u>条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 電報</p> <p>前記アの災害時優先電話から発信することにより次の電報が優先利用することができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 有線通信途絶時の通信施設の優先利用</p> <p>(略)</p> <p>(1) 非常通信</p> <p>ア 非常通信の通信内容</p> <p>(略)</p> <p>(シ) 災害救助法第<u>7</u>条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(2) 放送の依頼 (略)</p> <p>なお、<u>避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令・解除</u>については、岡山県避難<u>勧告等</u>情報伝達連絡会規約に基づき依頼する。</p> <p>4 通信施設の応急措置 町その他防災関係機関は、通信施設に障害<u>を</u>生じた場合、通信手段の確保及び通信途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧の措置を行う。</p>	<p>(2) 放送の依頼 (略)</p> <p>なお、<u>緊急安全確保、避難指示</u>、高齢者等避難開始の発令・解除については、岡山県避難情報伝達連絡会規約に基づき依頼する。</p> <p>4 通信施設の応急措置 町その他防災関係機関は、通信施設に障害<u>が</u>生じた場合、通信手段の確保及び通信途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧の措置を行う。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	
<p>第4 災害情報の収集・伝達 (略)</p> <p>1 災害情報の収集 町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関の負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。</p> <p>また、町長は積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動等を実施するため必要な情報を収集するものとする。</p> <p>(1) 異常現象の通報 (略)</p> <p>イ 通報を受けた町長は、県、岡山地方気象台その他関係機関に通報する。</p>  <p>(略)</p> <p>(3) 情報連絡員による災害情報の収集 (略)</p> <p>イ 情報連絡員は<u>各</u>分館長、消防団員等の中から、常時連絡可能な者を選任する。</p> <p>2 関係機関への連絡 (略)</p>	<p>第4 災害情報の収集・伝達 (略)</p> <p>1 災害情報の収集 町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関の負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。<u>大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関での迅速な共有に努める。</u></p> <p>また、町長は積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動等を実施するため必要な情報を収集するものとする。</p> <p>(1) 異常現象の通報 (略)</p> <p>イ 通報を受けた町長は、県、岡山地方気象台その他関係機関に通報する。</p>  <p>(略)</p> <p>(3) 情報連絡員による災害情報の収集 (略)</p> <p>イ 情報連絡員は分館長、消防団員等の中から、常時連絡可能な者を選任する。</p> <p>2 関係機関への連絡 (略)</p> <p>町は、<u>要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正、防災対策基本計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>町は応急対策活動状況について、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。</p>	<p><u>町は</u>応急対策活動状況について、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。</p> <p><u>町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、防災IoTシステム等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図る。</u></p>	<p>防災対策基本計画の改定による修正</p>	
<p>〈災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害〉 (略)</p> <p>(2) 個別基準 次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。_)について報告をすること。</p> <p>(略)</p>	<p>〈災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害〉 (略)</p> <p>(2) 個別基準 次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む)について報告をすること。</p> <p>(略)</p>		<p>削除</p>
<p>4 報告の系統 (略)</p>  <p>(略)</p> <p>[別表]</p>	<p>4 報告の系統 (略)</p>  <p>(略)</p> <p>[別表]</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画		改訂案		改訂理由	改訂事項
ア 災害発生状況報告等		ア 災害発生状況報告等			
報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県災害対策本部が設置されたとき。 町災害対策本部が設置されたとき。 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。 	報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県災害対策本部が設置されたとき。 町災害対策本部が設置されたとき。 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。 		変更
報告系統	<p>(注) —— 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。 ※ 災害発生状況報告等（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。</p>	報告系統	<p>(注) —— 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。 ※ 災害発生状況報告等（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。</p>	表現の見直し	

現行計画		改訂案		改訂理由	改訂事項
イ 人的被害、住家被害等		イ 人的被害、住家被害等			
報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県災害対策本部が設置されたとき。 町災害対策本部が設置されたとき。 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。 	報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県災害対策本部が設置されたとき。 町災害対策本部が設置されたとき。 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。 	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
報告系統	<p>(注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。</p>	報告系統	<p>(注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)		

現行計画		改訂案		改訂理由	改訂事項
ウ 河川被害		ウ 河川被害			
報告を要する場合	<p>岡山県災害対策本部又は町災害対策本部が設置された場合で重大な被害（河川の堤防が破堤又は越水を生じたとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p> <p>ただし、町にあつては、次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県災害対策本部が設置されたとき。 町災害対策本部が設置されたとき。 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。 	報告を要する場合	<p>岡山県災害対策本部又は町災害対策本部が設置された場合で重大な被害（河川の堤防が破堤又は越水を生じたとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p> <p>ただし、町にあつては、次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県災害対策本部が設置されたとき。 町災害対策本部が設置されたとき。 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。 	表現の見直し	削除
報告系統	<p>・ 一級河川（県管理）・二級河川について</p> <p>・ 準用河川等（町管理）について</p> <p>里 庄 町</p>	報告系統	<p>・ 一級河川（県管理）・二級河川について</p> <p>・ 準用河川等（町管理）について</p> <p>里 庄 町</p>		

現行計画		改訂案		改訂理由	改訂事項
エ 貯水池・ため池被害		エ 貯水池・ため池被害			
報告を要する場合	<p>岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（えん堤本体が決壊し、家屋に被害を与えたとき、余水吐及びゲートの損壊により家屋が浸水したとき、<u>り</u>）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p> <p>ただし、町にあつては、次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県災害対策本部が設置されたとき。 町災害対策本部が設置されたとき。 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に該当する程度の災害が発生したとき。 	報告を要する場合	<p>岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（えん堤本体が決壊し、家屋に被害を与えたとき、余水吐及びゲートの損壊により家屋が浸水したとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p> <p>ただし、町にあつては、次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県災害対策本部が設置されたとき。 町災害対策本部が設置されたとき。 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に該当する程度の災害が発生したとき。 	表現の見直し	削除
報告系統	<p>・ 県管理の貯水池について</p> <p>・ 町管理の貯水池・ため池について</p>	報告系統	<p>・ 県管理の貯水池について</p> <p>・ 町管理の貯水池・ため池について</p>		

現行計画		改訂案		改訂理由	改訂事項
オ 砂防被害		オ 砂防被害			
報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（えん堤本体が決壊し家屋に被害を与えたとき、流路工が決壊し家屋に浸水したとき、又は、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が決壊し家屋に被害を与えたとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき。 急傾斜地の崩壊（いわゆるがけ崩れを含む。）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害があったとき。 	報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（えん堤本体が決壊し家屋に被害を与えたとき、流路工が決壊し家屋に浸水したとき、又は、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が決壊し家屋に被害を与えたとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。 急傾斜地の崩壊（いわゆるがけ崩れを含む）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害があったとき。 	表現の見直し	削除
報告系統		報告系統			

現行計画		改訂案		改訂理由	改訂事項
カ 治山被害		カ 治山被害			
報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（林地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共施設に被害があったとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき。 	報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（林地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共施設に被害があったとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。 	表現の見直し	削除
報告系		報告系			

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
キ 道路施設被害	キ 道路施設被害		
<p>岡山県災害対策本部又は町災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（普通自動車以上の通行規制を生じたとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p> <p>ただし、町にあっては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県災害対策本部が設置されたとき。 町災害対策本部が設置されたとき。 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。 	<p>岡山県災害対策本部又は町災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（普通自動車以上の通行規制を生じたとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p> <p>ただし、町にあっては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県災害対策本部が設置されたとき。 町災害対策本部が設置されたとき。 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。 	表現の見直し	削除
<p>・高速道路（西日本高速道路株式会社管理）について</p> <p>西日本高速道路株式会社 岡山・福山・津山・三次・米子管理事務所</p> <p>・一般国道(国土交通省管理)について</p> <p>国土交通省岡山国道事務所</p> <p>・一般国道（県管理）、県道（県管理林道について</p> <p>県地方災害対策本部</p> <p>備中県民局 (農林水産事業部)</p> <p>(地域事務所 → 建設部 地域管理課)</p> <p>耕地課 → 農政企画課</p> <p>治山課 → 農政企画課</p> <p>道路整備課 → 監理課 (交通規制のみ)</p> <p>防災砂防課 → 監理課</p> <p>県災害対策本部(事務局)</p> <p>危機管理課</p> <p>・町道、農道、林道について</p> <p>里庄町</p> <p>・道路全般について（被害額を除く。）</p> <p>玉島警察署 → 県警察本部</p> <p>(注) ———— 線部分は、災害時における情報交換の流れを示す。</p>	<p>・高速道路（西日本高速道路株式会社管理）について</p> <p>西日本高速道路株式会社 岡山・福山・津山・三次・米子管理事務所</p> <p>・一般国道(国土交通省管理)について</p> <p>国土交通省岡山国道事務所</p> <p>・一般国道（県管理）、県道（県管理林道について</p> <p>県地方災害対策本部</p> <p>備中県民局 (農林水産事業部)</p> <p>(地域事務所 → 建設部 地域管理課)</p> <p>耕地課 → 農政企画課</p> <p>治山課 → 農政企画課</p> <p>道路整備課 → 監理課 (交通規制のみ)</p> <p>防災砂防課 → 監理課</p> <p>県災害対策本部(事務局)</p> <p>危機管理課</p> <p>・町道、農道、林道について</p> <p>里庄町</p> <p>・道路全般について（被害額を除く。）</p> <p>玉島警察署 → 県警察本部</p> <p>(注) ———— 線部分は、災害時における情報交換の流れを示す。</p>		

現行計画		改訂案		改訂理由	改訂事項
ク 水道施設被害		ク 水道施設被害			
伝達を要する場合	岡山県災害対策本部が設置されたとき。	伝達を要する場合	岡山県災害対策本部が設置されたとき。	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
伝達系統					

現行計画		改訂案		改訂理由	改訂事項
ケ 下水道施設被害		ケ 下水道施設被害			
伝達を要する場合	<p>岡山県災害対策本部又は町災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（処理場・管路の被害により下水処理が不能）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p> <p>ただし、町にあつては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県災害対策本部が設置されたとき。 町災害対策本部が設置されたとき。 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。 	伝達を要する場合	<p>岡山県災害対策本部又は町災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（処理場・管路の被害により下水処理が不能）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p> <p>ただし、町にあつては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県災害対策本部が設置されたとき。 町災害対策本部が設置されたとき。 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。 	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
伝達系統		伝達系統			

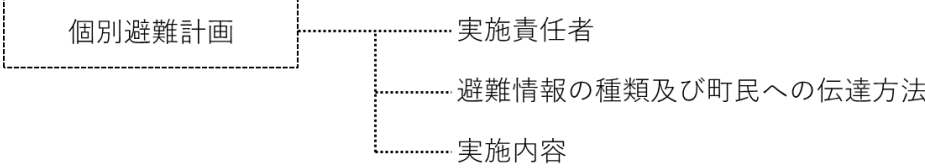
現行計画		改訂案		改訂理由	改訂事項
コ 公営住宅等被害 (略)		コ 公営住宅等被害 (略)			
サ 商工関係被害等 (略)		サ 商工関係被害等 (略)			
シ 社会福祉施設被害		シ 社会福祉施設被害			
報告を要する場合	岡山県災害対策本部が設置されたとき。	報告を要する場合	岡山県災害対策本部が設置されたとき。	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
報告系統					

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第4節 災害広報計画</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 災害広報計画</p> <p>(略)</p>		
<p>第1 広報の方法</p> <p>町は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車、広報紙、インターネット、携帯端末の緊急速報メール機能、<u>ソーシャルメディア</u>等の広報媒体を利用して次の事項について広報を実施する。なお、その際、避難行動要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも配慮した伝達を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 広報の方法</p> <p>町は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車、広報紙、インターネット、携帯端末の緊急速報メール機能、<u>SNS</u>等の広報媒体を利用して次の事項について広報を実施する。なお、その際、避難行動要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも配慮した伝達を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第2 広報の内容</p> <p>町は、町民に対し、次の災害情報及び応急措置の状況をまとめて広報する。なお、速やかに広報を行うため、伝達が必要な項目等を整理するなど、広報内容を平常時から取りまとめる。</p> <p>災害発生前の広報としては、予想される災害の規模、動向等を把握し、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめる。また、災害発生後の広報としては、被害の程度、避難準備、避難の<u>勧告</u>指示、応急措置の状況等について、避難者、要配慮者を含め、<u>すべて</u>の人に確実に行き渡るように広報する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 安否情報 3 町民のとるべき措置等の呼びかけ 4 <u>避難勧告</u>、避難指示 <u>及び</u>避難<u>準備情報</u> <p>(略)</p>	<p>第2 広報の内容</p> <p>町は、町民に対し、次の災害情報及び応急措置の状況をまとめて広報する。なお、速やかに広報を行うため、伝達が必要な項目等を整理するなど、広報内容を平時から取りまとめる。</p> <p>災害発生前の広報としては、予想される災害の規模、動向等を把握し、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめる。また、災害発生後の広報としては、被害の程度、避難準備、避難指示、応急措置の状況等について、避難者、要配慮者を含め、<u>全て</u>の人に確実に行き渡るように広報する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 安否情報 3 町民のとるべき措置等の呼びかけ 4 <u>緊急安全確保</u>、避難指示、<u>高齢者等避難の発令</u> <p>(略)</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第3 広報手段</p> <p>町は、次の方法により、<u>住民</u>に災害時の情報伝達を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 広報手段</p> <p>町は、次の方法により、<u>町民</u>に災害時の情報伝達を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第4 避難所避難者への情報伝達等</p> <p>町は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルの作成を<u>図る</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 避難所避難者への情報伝達等</p> <p>町は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルの作成を<u>行う</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第5 避難者の安否確認への対応</p> <p>町は、町民の安否情報を各避難所単位で収集し、町本部において一元的に管理して、専用窓口で一般町民等からの安否照会に対応するが、主に安否情報は警察から提供されることになるため、玉島警察署との連携を図り、これを行う。なお、安否照会の対応には、業務に支障が<u>でる</u>のを避けるため、専用電話を設置するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第5 避難者の安否確認への対応</p> <p>町は、町民の安否情報を各避難所単位で収集し、町本部において一元的に管理して、専用窓口で一般町民等からの安否照会に対応するが、主に安否情報は警察から提供されることになるため、玉島警察署との連携を図り、これを行う。なお、安否照会の対応には、業務に支障が<u>出る</u>のを避けるため、専用電話を設置するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第8 情報提供媒体に関する配慮</p> <p>町は、被災者のおかれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</p> <p>また、平常時から町のホームページに設置された防災に関するポータルサイトを通して、災害リスク情報や防災に関する情報を町民に発信する。</p>	<p>第8 情報提供媒体に関する配慮</p> <p>町は、被災者のおかれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</p> <p>また、平時から町のホームページに設置された防災に関するポータルサイトを通して、災害リスク情報や防災に関する情報を町民に発信する。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第9 災害用伝言ダイヤル等の提供</p> <p>N T T西日本は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用ブロードバンド伝言板（Web171）」の提供を行う。</p>	<p>第9 災害用伝言ダイヤル等の提供</p> <p>N T T西日本は、大規模な災害時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用ブロードバンド伝言板（Web171）」の提供を行う。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>削除</p>
<p>第10 外国人向けの情報提供</p> <p>（略）</p> <p>町は、必要に応じて、県から外国語に翻訳した災害に関する情報の提供を受ける。</p> <p>（略）</p>	<p>第10 外国人向けの情報提供</p> <p>（略）</p> <p>町は、必要に応じて、県から外国語に翻訳した災害に関する情報提供を受ける。</p> <p>（略）</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>削除</p>
<p>第12 問い合わせ窓口の設置</p> <p>町は、必要に応じ、発災後速やかに町民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を総務課に設置、人員の配備等体制の整備を図る。町及び県は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p>	<p>第12 問い合わせ窓口の設置</p> <p>町は、必要に応じ、発災後速やかに町民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を総務課に設置、人員の配備等体制の整備を図る。町及び県は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>削除</p>
<p>第5節 災害救助法の適用計画</p> <p>災害が一定規模以上で、かつ、応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることとする。</p> <p>災害発生時における迅速・的確な法の運用を図るための手続きについて定める。</p> <p>（略）</p>	<p>第5節 災害救助法の適用計画</p> <p>災害が一定規模以上で、かつ、応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図ることとする。</p> <p>災害時における迅速・的確な法の運用を図るための手続きについて定める。</p> <p>（略）</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第1 実施内容</p> <p>1 災害救助法による救助は、災害に<u>かかった</u>者の保護と社会秩序の保全を図るために、法定受託事務として知事が行い、町長がこれを補助する。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長に委任することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 実施内容</p> <p>1 災害救助法による救助は、災害に<u>より被害を受け又は被害を受けるおそれのある</u>者の保護と社会秩序の保全を図るために、法定受託事務として知事が行い、町長がこれを補助する。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長に委任することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第2 災害救助法の適用</p> <p>1 災害救助法の適用基準等</p> <p>(1) 適用基準</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害救助法の適用手続</p> <p>災害救助法の適用基準に該当し、知事が被災地の被災者に対し、災害救助法に基づく救助を実施しようとするときは、救助を実施する区域及び開始年月日が県公報に告示される。</p> <p>災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害救助法の適用と救助の程度</p> <p>災害救助法の適用をした場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）の定めるところによる。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 災害救助法の適用</p> <p>1 災害救助法の適用基準等</p> <p>(1) 適用基準</p> <p>(略)</p> <p><u>カ 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害救助法の適用手続</p> <p>災害救助法の適用基準に該当し、知事が被災地の被災者に対し、災害救助法に基づく救助を実施しようとするときは、救助を実施する区域及び開始年月日が県公報に告示される。</p> <p>災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助<u>を</u>実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害救助法の適用と救助の程度</p> <p>災害救助法の適用をした場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号。<u>以下「施行細則」という。</u>）の定めるところによる。</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>追加</p>
<p>2 救助の種類及び期間</p> <p>(略)</p>	<p>2 救助の種類及び期間</p> <p>(略)</p>		

現行計画		改訂案		改訂理由	改訂事項
救助の種類	実施期間	救助の種類	実施期間		
(略)	(略)	(略)	(略)	表現の見直し	追加
3 炊出しその他による食品の給与 (略)	” 7日以内 (略)	3 炊 き 出しその他による食品の給与 (略)	” 7日以内 (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)		
第3 町の措置 (略) 3 被災者 台帳の作成 被害状況の確認調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、町長は速やかに次の事項に留意して、「 被災者 台帳」を作成するものとする。 (1) 被災者 台帳は可及的速やかに作成すること。 (2) 作成に当たっては、戸籍、住民登録等の係と連絡して正確を期するものとする。 (3) 「 被災者 台帳」は、救助その他の基本となるものであり、また、世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整備保管しておくものとする。 4 罹災証明書の発行 (略) (2) 本証明書は、 被災者 台帳等と照合し、発行に当たっては、契印をする等発行の事実を判然とし、重複発行を避けるよう留意するものとする。 (略)	第3 町の措置 (略) 3 罹災者 台帳の作成 被害状況の確認調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、町長は速やかに次の事項に留意して、「 罹災者 台帳」を作成するものとする。 (1) 罹災者 台帳は可及的速やかに作成すること。 (2) 作成に当たっては、戸籍、住民登録等の係と連絡して正確を期するものとする。 (3) 「 罹災者 台帳」は、救助その他の基本となるものであり、また、世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整備保管しておくものとする。 4 罹災証明書の発行 (略) (2) 本証明書は、 罹災者 台帳等と照合し、発行に当たっては、契印をする等発行の事実を判然とし、重複発行を避けるよう留意するものとする。 (略)	表現の見直し	追加 変更		
第6節 避難計画 災害により危険が急迫し、町民の生命・身体の保護が必要と認められるときは、町長等は、町民に対し、避難のための立退きを 勧告・指示 して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に町民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、 避難準備・高齢者等避難開始 の発令により、高齢者や障がいのある人等避難行動に時間を要する避難行動要配慮者の 迅速避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者 等の自主的な避難を 促進 するなど、 市町村 があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法、指定避難所の設置等について定めるものとする。	第6節 個別避難計画 災害により危険が急迫し、町民の生命・身体の保護が必要と認められるときは、町長等は、町民に対し、避難のための立退きを指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に町民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がいのある人、 妊産婦、乳幼児連れの人 等避難行動に時間を要する避難行動要配慮者 に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける など、町があらかじめ定める	岡山県地域防災計画の改定による修正 ガイドラインの改定に伴う修正、岡山県地域防災計画の改定による修正	変更		

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項																								
<p>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>	<p>マニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法、指定避難所の設置等について定めるものとする。 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正																									
<p>施策体系図</p> 	<p>施策体系図</p> 		変更																								
<p>第1 実施責任者 避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。ただし、緊急の場合、消防職（団）員等関係職員が勧告、指示を行い得るよう、町長の権限の一部を代行させることができる。</p>	<p>第1 実施責任者 避難のための実施責任者及び報告先は、次のとおりとする。ただし、緊急の場合、消防職（団）員等関係職員が指示を行い得るよう、町長の権限の一部を代行させることができる。</p>	表現の見直し 岡山県地域防災計画の改定による修正	削除																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>災害の種別</th> <th>報告先</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長（<u>勧告</u>、指示）</td> <td>災害全般</td> <td>知事</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法	町長（ <u>勧告</u> 、指示）	災害全般	知事	災害対策基本法第60条	（略）				<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>災害の種別</th> <th>報告先</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長（指示）</td> <td>災害全般</td> <td>知事</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法	町長（指示）	災害全般	知事	災害対策基本法第60条	（略）				岡山県地域防災計画の改定による修正	削除
実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法																								
町長（ <u>勧告</u> 、指示）	災害全般	知事	災害対策基本法第60条																								
（略）																											
実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法																								
町長（指示）	災害全般	知事	災害対策基本法第60条																								
（略）																											
<p>第2 避難情報の種類及び町民への伝達方法 1 避難情報の種類 避難情報の種類は、「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」、「<u>避難勧告</u>」、「<u>避難指示（緊急）</u>」及び「<u>災害発生情報</u>」の4段階とする。情報の発令時の状況、町民に求める行動は、次のとおりである。</p>	<p>第2 避難情報の種類及び町民への伝達方法 1 避難情報の種類 避難情報の種類は、「<u>緊急安全確保</u>」、「<u>避難指示</u>」、「<u>高齢者等避難</u>」とする。情報の発令時の状況、町民に求める行動は、次のとおりである。</p>	避難情報に関するガイドラインの改定に伴う修正	変更																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>避難行動の段階</th> <th>町民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）</u></td> <td><u>避難の対象が高齢者等の段階</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ○その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ○特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川 </td> </tr> </tbody> </table>	類型	避難行動の段階	町民に求める行動	<u>避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）</u>	<u>避難の対象が高齢者等の段階</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ○その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ○特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>避難行動の段階</th> <th>町民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	類型	避難行動の段階	町民に求める行動				避難情報に関するガイドラインの改定に伴う修正	変更												
類型	避難行動の段階	町民に求める行動																									
<u>避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）</u>	<u>避難の対象が高齢者等の段階</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ○その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ○特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川 																									
類型	避難行動の段階	町民に求める行動																									

現行計画			改訂案			改訂理由	改訂事項
		沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。		災害が発生又は切迫している状況において避難し遅れた者の次善の行動	○命を守るための最善の行動をとる。 ・相対的に安全である場所へ直ちに移動等する（浸水しにくい高い場所、崖から少しでも離れた場所、近隣の堅牢な建物等）。		
<u>避難勧告 避難指示（緊急） （警戒レベル4）</u>	避難の対象が町民全員の段階	○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」 ^{※1} への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」 ^{※2} を行う。	<u>緊急安全確保 （警戒レベル5）</u>				
	命を守る最善の行動をとる段階	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	<u>避難指示 （警戒レベル4）</u>	避難の対象が町民全員の段階	○立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等へ速やかに立退き避難する。 ・ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。		
<u>災害発生情報 （警戒レベル5）</u>			<u>高齢者等避難 （警戒レベル3）</u>	避難の対象が高齢者等の段階	○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ○その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ○特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。		

現行計画			改訂案			改訂理由	改訂事項
<p>※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等</p> <p>※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動</p> <p>注 突発的な災害の場合、町長からの避難<u>勧告</u>等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p> <p>2 町民への伝達方法</p> <p>(1) 町による<u>住民</u>への伝達方法</p> <p>町長は、「<u>避難準備情報</u>」、「<u>避難勧告</u>」、「<u>避難指示</u>」を発令したとき、又はその通知を受けたときは、直ちに、避難の対象地域、避難指示の理由、避難先及び避難上の留意事項等を明確にし、分館放送、戸別受信機、CATV、スマートフォン専用アプリ、FMラジオ及び<u>エリア</u>メール等により町民に対し伝達するとともに、町職員及び消防団員を派遣し、広報車、サイレン、ハンドマイク等により町民及びその地域の滞在者に周知徹底を図る。</p> <p>【情報の伝達手段について】</p>			<p>注 突発的な災害の場合、町長からの避難<u>指示</u>等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p> <p>2 町民への伝達方法</p> <p>(1) 町による<u>町民</u>への伝達方法</p> <p>町長は、「<u>緊急安全確保</u>」、「<u>避難指示</u>」、「<u>高齢者等避難</u>」を発令したとき、又はその通知を受けたときは、直ちに、避難の対象地域、避難指示等の理由、避難先及び避難上の留意事項等を明確にし、分館放送、戸別受信機、CATV、スマートフォン専用アプリ、FMラジオ及び<u>緊急速報</u>メール等により町民に対し伝達するとともに、町職員及び消防団員を派遣し、広報車、サイレン、ハンドマイク等により町民及びその地域の滞在者に周知徹底を図る。</p> <p>【情報の伝達手段について】</p>			避難情報に関するガイドラインの改定に伴う修正	変更
番号	伝達手段	方法	番号	伝達手段	方法	表現の見直し	変更
	(略)			(略)			
③	戸別受信機	笠岡放送(株)の光ケーブル網を活用し、家庭のテレビと戸別受信機に情報を配信し、災害時の緊急情報を自動的にテレビへ映し、町民へ周知を行う。 町 → 町民	③	戸別受信機	笠岡放送(株)の光ケーブル網を活用し、家庭のテレビと戸別受信機に情報を配信し、災害時の緊急情報を自動的にテレビへ映し、町民へ周知を行う。 町 → 町民		
	(略)			(略)			
⑤	エフエムゆめウェーブ(株) (FMラジオ)	エフエムゆめウェーブ(株)と締結している「里庄町災害緊急放送に関する協定書」に基づき、町からエフエムゆめウェーブ(株)に連絡し、スタジオ放送による町民への周知、又は、町において割込放送により町民への周知を行う。 スタジオ放送：町 → エフエムゆめウェーブ(株) → 町民 割込放送：町 → 町民	⑤	エフエムゆめウェーブ(株) (FMラジオ)	エフエムゆめウェーブ(株)と締結している「里庄町災害緊急放送に関する協定書」に基づき、町からエフエムゆめウェーブ(株)に連絡し、スタジオ放送による町民への周知、又は、町において割込放送により町民への周知を行う。 スタジオ放送：町 → エフエムゆめウェーブ(株) → 町民 割込放送：町 → 町民		
⑥	スマートフォン専用アプリ	個人が所有するスマートフォンに情報を伝達するための専用アプリを活用し、町民へ周知を行う。 町 → 町民	⑥	スマートフォン専用アプリ	個人が所有するスマートフォンに情報を伝達するための専用アプリを活用し、町民へ周知を行う。 町 → 町民		
⑦	<u>エリアメール</u> (緊急速報メール)	NTTドコモ、ソフトバンク、KDDI(a u)、楽天モバイルが実施している緊急時の速報メールサービスを活用し、町民へ周知を行う。(携帯電話にメールで情報を発信) 町 → 携帯各社 → 町民	⑦	緊急速報メール	NTTドコモ、ソフトバンク、KDDI(a u)、楽天モバイルが実施している緊急時の速報メールサービスを活用し、町民へ周知を行う(携帯電話にメールで情報を発信)。 町 → 携帯各社 → 町民		
	(略)			(略)			
(略)			(略)			変更	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(2) 放送事業者との連携 町は、放送事業者と普段から情報交換を行い、災害時において町長が行う「<u>避難準備情報</u>」、「<u>避難勧告</u>」、「<u>避難指示</u>」の発令を町民に迅速かつ適切に伝えるものとする。</p>	<p>(2) 放送事業者との連携 町は、放送事業者と普段から情報交換を行い、災害時において町長が行う「<u>緊急安全確保</u>」、「<u>避難指示</u>」、「<u>高齢者等避難</u>」の発令を町民に迅速かつ適切に伝えるものとする。</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	
<p>第3 実施内容</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）をすることができる者</p> <p>ア 町長（災害対策基本法第60条） 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認められるときは、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令を行う。 この場合、町長は、速やかにその旨を知事に報告する。 また、危険の切迫性に応じて避難指示（緊急）等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、<u>避難勧告</u>等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <pre> graph LR A[町長] --> B[備中県民局] B --> C[県知事] </pre> <p>イ 水防管理者（水防法第29条） <u>洪水</u>又は高潮の<u>氾濫</u>により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退きを指示する。 この場合、水防管理者（町長）は、速やかにその旨を玉島警察署長に通知する。</p> <pre> graph LR A[水防管理者 (町長)] --> B[玉島警察署長] </pre> <p>ウ 警察官 (ア) 災害対策基本法第61条による措置 警察官は、町長による<u>立退きの指示</u>ができないとき、又は町長が避難のための立退き若しくは<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、避難のための立退き又は<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>を指示することができる。 この場合、警察官は、速やかにその旨を町長に通知する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 知事又はその命を受けた者（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）</p>	<p>第3 実施内容</p> <p>1 避難の指示等を発令することができる者</p> <p>ア 町長（災害対策基本法第60条） 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、<u>気象台や消防機関等の関係機関から情報を収集し</u>、特に必要があると認められるときは、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<u>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難</u>の発令を行う。 この場合、町長は、速やかにその旨を知事に報告する。 また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、<u>避難指示</u>等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <pre> graph LR A[町長] --> B[備中県民局] B --> C[県知事] </pre> <p>イ 水防管理者（水防法第29条） <u>河川の氾濫</u>又は高潮の<u>侵入</u>により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退きを指示する。 この場合、水防管理者（町長）は、速やかにその旨を玉島警察署長に通知する。</p> <pre> graph LR A[水防管理者 (町長)] --> B[玉島警察署長] </pre> <p>ウ 警察官 (ア) 災害対策基本法第61条による措置 警察官は、町長が避難のための立退き若しくは<u>緊急安全確保措置</u>を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、避難のための立退き又は<u>緊急安全確保措置</u>を指示することができる。 この場合、警察官は、速やかにその旨を町長に通知する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 知事又はその命を受けた者（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正 表現の見直し 防災対策基本法の改正による修正	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>洪水等の氾濫により、<u>著しい危険が切迫していると認められるとき</u>、又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者等に対し、立退きを指示する。</p> <p>(略)</p> <p><u>2 避難準備・高齢者等避難開始等</u>の発令基準</p> <p>避難<u>勧告</u>等の発令に当り、参考とすべき情報を下記の表に示す。具体的な発令に当たっては、里庄町内に岡山地方気象台から警報が発表されていることを前提に、風雨の状況、台風の進路・勢力（強さ・大きさ・中心気圧）、水防警報の発表状況、山崩れ、地すべり、避難経路の状況等今後の予測を総合的に判断して発令する。</p> <p>町長は、避難<u>勧告</u>等の判断に際し、県及び岡山地方気象台等に助言を求めることができる。</p> <p>また、小河川等による浸水は、ほとんどの場合、立ち退き避難を必要としないことから、基本的に避難<u>勧告</u>の対象としない。</p> <p>(略)</p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始等</u>の発令基準（水害）</p> <p><u>水位周知河川である里見川の避難勧告等の判断基準の設定に当たっては、次のような課題があるため、当面の間は暫定的な判断基準を設定し、運用することとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>イ： 金光観測所における基準水位（水防団待機水位、<u>はん</u>濫注意水位、避難判断水位）を活用しない場合は、町において、独自に基準水位を設定する必要があるが、根拠となる基礎データがない。</p>	<p>洪水等の氾濫、又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者等に対し、立退きを指示する。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難<u>指示</u>等の発令基準</p> <p>避難<u>指示</u>等の発令に当<u>たり</u>、参考とすべき情報を下記の表に示す。具体的な発令に当<u>た</u>っては、里庄町内に岡山地方気象台から警報が発表されていることを前提に、風雨の状況、台風の進路・勢力（強さ・大きさ・中心気圧）、水防警報の発表状況、山崩れ、地すべり、避難経路の状況等今後の予測を総合的に判断して発令する。</p> <p>町長は、避難<u>指示</u>等<u>発令</u>の判断に際し、<u>必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。また、</u>県及び岡山地方気象台等に助言を求めることができる。</p> <p>また、小河川等による浸水は、ほとんどの場合、立ち退き避難を必要としないことから、基本的に避難<u>指示</u>の対象としない。</p> <p>(略)</p> <p><u>【避難指示等の発令基準（水害）】</u></p> <p>水位周知河川である里見川の避難<u>指示</u>等の判断基準の設定に当たっては、次のような課題があるため、当面の間は暫定的な判断基準を設定し、運用することとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ： 金光観測所における基準水位（水防団待機水位、<u>氾</u>濫注意水位、避難判断水位）を活用しない場合は、町において、独自に基準水位を設定する必要があるが、根拠となる基礎データがない。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	

現行計画		改訂案		改訂理由	改訂事項
	発令基準		発令基準	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> (警戒レベル3) 【暫定基準】	次の1～2のいずれか1つに該当する場合に、避難準備情報を発令する。 1：里見川の水位確認地点における水位が、護岸からの下がりで130cmに達し、今後の降水短時間予報で、50mm以上の降雨が予想される場合（金光観測所において、 <u>はん</u> 注意水位に達した場合は、必ず水位の確認を行う。） 2：漏水等が発見された場合	高齢者等避難 (警戒レベル3) 【暫定基準】	次の1～2のいずれか1つに該当する場合に、 <u>高齢者等</u> 避難を発令する。 1：里見川の水位確認地点における水位が、護岸からの下がりで130cmに達し、今後の降水短時間予報で、50mm以上の降雨が予想される場合（金光観測所において、 <u>氾</u> 注意水位に達した場合は、必ず水位の確認を行う。） 2：漏水等が発見された場合		
<u>避難勧告</u> 【暫定基準】	次の1～3のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令する。 1：里見川の水位確認地点における水位が、護岸からの下がりで80cmに達し、今後の降水短時間予報で、20mm以上の降雨が予想される場合（金光観測所において避難判断水位に達した場合は、必ず水位の確認を行う。） 2：急激な水位上昇による <u>はん</u> のおそれがある場合 3：異常な漏水等が発見された場合 <u>次の1～3のいずれか1つに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。</u> <u>1：町内の里見川の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</u> <u>2：異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</u> <u>3：決壊や越流が発生した場合</u>	<u>避難指示</u> (警戒レベル4) 【暫定基準】	次の1～3のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令する。 1：里見川の水位確認地点における水位が、護岸からの下がりで80cmに達し、今後の降水短時間予報で、20mm以上の降雨が予想される場合（金光観測所において避難判断水位に達した場合は、必ず水位の確認を行う。） 2：急激な水位上昇による <u>氾</u> のおそれがある場合 3：異常な漏水等が発見された場合		
<u>避難指示（緊急）</u> (警戒レベル4)	<u>災害発生情報</u>	<u>緊急安全確保</u> (警戒レベル5)	次に該当する場合に、災害発生情報を発令する。 1：決壊や越流・溢水が発生した場合		
里見川以外の河川については、職員や消防団による巡視や町民等からの情報を基に、避難を行う必要があると判断した場合には、 <u>避難勧告又は避難指示</u> を発令することとする。 なお、小河川の水位の上昇は、短時間の降雨で浸水が発生することや狭い範囲の降雨の継続状況を把握することが難しく、時間的余裕が無い場合がほとんどであることから、基本的に <u>避難準備情報</u> は発令しない。（消防団による巡視は、町において警戒体制以上の配備体制をとっている場合で、消防団長の指示により実施する。）	里見川以外の <u>二級</u> 河川については、 <u>近隣の同水系の水位計のデータや洪水キキクルのほか</u> 職員や消防団による巡視や町民等からの情報を基に、避難を行う必要があると判断した場合には、避難指示を発令することとする。 なお、小河川の水位の上昇は、短時間の降雨で浸水が発生することや狭い範囲の降雨の継続状況を把握することが難しく、時間的余裕が無い場合がほとんどであることから、基本的に <u>高齢者等</u> 避難は発令しない。（消防団による巡視は、町において警戒体制以上の配備体制をとっている場合で、消防団長の指示により実施する。）	防災気象情報の見直しに伴う修正 岡山県地域防災計画の改定による修正	変更		

現行計画		改訂案		改訂理由	改訂事項
避難準備・高齢者等避難開始等の発令基準（土砂災害）		【避難指示等の発令基準（土砂災害）】		岡山県地域防災計画の改定による修正	
	気象情報等による基準		気象情報等による基準	岡山県地域防災計画の改定による修正、防災気象情報の見直しに伴う修正	変更
避難準備・高齢者等避難開始 （警戒レベル3）	次の1～3のいずれか1つに該当する場合に、避難準備情報を発令する。 1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害危険度情報（※）の警戒レベルが2で今後も降雨が継続する見込みである場合 2：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及され、被害が予想される場合 3：強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが言及され、被害が予測される場合	高齢者等避難 （警戒レベル3）	次の1～3のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。 1：レベル3土砂災害警報が発表され、かつ、土砂キキクル（※）の警戒レベルが2で今後も降雨が継続する見込みである場合 2：レベル2土砂災害注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝にレベル3土砂災害警報に切り替える可能性が言及され、被害が予想される場合 3：強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが言及され、被害が予測される場合		
避難勧告	次の1～3のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令する。 1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害危険度情報の警戒レベルが3になった場合 2：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 3：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 次の1～5のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令する。 1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害危険度情報の警戒レベルが4になった場合 2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3：土砂災害が発生した場合 4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 5：避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を町民に促す必要がある場合	避難指示 （警戒レベル4）	次の1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令する。 1：レベル4土砂災害危険警報が発表され、かつ、土砂キキクルの警戒レベルが3になった場合 2：レベル3土砂災害警報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 3：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合		
災害発生情報 （警戒レベル5）	次に該当する場合に、災害発生情報を発令する。 1：土砂災害が発生した場合	緊急安全確保 （警戒レベル5）	次に該当する場合に、緊急安全確保を発令する。 1：土砂災害が発生した場合 2：レベル5土砂災害特別警報が発表された場合		
※ 土砂災害危険度情報とは、土砂災害警戒情報を補足する情報として、地域の詳細な土砂災害発生の危険度を周知する岡山県が運用しているシステム 3 警戒区域の設定 （略）		※ 土砂キキクルとは、レベル4土砂災害危険警報を補足する情報として、地域の詳細な土砂災害発生の危険度を周知する岡山県が運用しているシステム 3 警戒区域の設定 （略）		避難情報に関するガイドラインの改定に伴う修正	変更

現行計画				改訂案				改訂理由	改訂事項
(2) 警戒区域の設定権者区分 警戒区域の設定権者の区分は次の表のとおりである。				(2) 警戒区域の設定権者区分 警戒区域の設定権者の区分は次のとおりである。				表現の見直し	
設定権者	災害の種類	内 容 (要件)	根 拠 法	設定権者	災害の種類	内 容 (要件)	根 拠 法	表現の見直し 誤植修正	変更
(略)				(略)					
知事	災害全般	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法 第73条	知事	災害全般	災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法 第73条		
(略)				(略)					
(略) (4) 警戒区域を設定した場合の伝達方法 警戒区域を設定した場合の伝達方法は、避難勧告、指示の伝達方法を準用する。 (略) 5 避難情報の発令及び伝達に関するマニュアルの作成 町長は、円滑に避難情報の発令及び伝達が行われるよう、「避難準備・高齢者等避難開始」を位置付けるほか、国の「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難勧告等の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、町民に周知する。 (土砂災害に関する事項) 土砂災害に対する町民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町内をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。 (高潮に関する事項) 高潮災害に対する町民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。 (洪水に関する事項) 町は、洪水等に対する町民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定				(略) (4) 警戒区域を設定した場合の伝達方法 警戒区域を設定した場合の伝達方法は、避難指示等の伝達方法を準用する。 (略) 5 避難情報の発令及び伝達に関するマニュアルの作成 町長は、円滑に避難情報の発令及び伝達が行われるよう、「高齢者等避難」を位置付けるほか、国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難指示等の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた、避難情報の判断・伝達マニュアルを作成し、町民に周知する。 <u>マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。</u> (土砂災害に関する事項) 土砂災害に対する町民の警戒避難体制として、レベル4土砂災害危険警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町内をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。県は、町に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行う。 (高潮に関する事項) 高潮災害に対する町民の警戒避難体制として、レベル4高潮危険警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、レベル4高潮危険警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直す。 (洪水に関する事項) 洪水等に対する町民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それ				岡山県地域防災計画の改定による修正	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。</p> <p>(共通事項)</p> <p>ア 避難準備・高齢者等避難開始の発令により、避難行動要配慮者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。</p> <p>イ 避難勧告、避難指示(緊急)及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</p> <p>ウ 避難勧告の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。</p> <p>6 指定緊急避難場所の開放</p> <p>発災時(災害は発生する恐れがある場合を含む。)には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、町民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>7 避難の実施、誘導及び移送</p> <p>(1) 避難の実施、誘導</p> <p>避難は、原則として町民が自主的に行うものとするが、状況によっては警察及び町が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・分館ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障がい者、高齢者、幼児等の避難を優先して行う。</p> <p>ア 町民への避難誘導體制</p> <p>避難者の誘導は、町職員、玉島警察署員、消防団員等の協力により行うものとするが、原則として地元消防団が、地区(町内)の責任者と協力して行う。</p> <p>町は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の町民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。</p> <p>(略)</p> <p>要配慮者の避難に当たっては、自主防災組織、地区民生・児童委員が中心となって、車両輸送やタンカ搬送等個々の状況に応じて実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>ら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。</p> <p>(共通事項)</p> <p>ア 高齢者等避難の発令により、避難行動要配慮者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。</p> <p>イ 避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。</p> <p>ウ 避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p> <p>6 指定緊急避難場所の開放</p> <p>災害時(災害は発生するおそれがある場合を含む。)には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、町民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>7 避難の実施、誘導及び移送</p> <p>(1) 避難の実施、誘導</p> <p>避難は、原則として町民が自主的に行うものとするが、状況によっては警察及び町が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・分館ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障がいのある人、高齢者、幼児等の避難を優先して行う。</p> <p>ア 町民への避難誘導體制</p> <p>避難者の誘導は、町職員、玉島警察署員、消防団員等の協力により行うものとするが、原則として地元消防団が、地区(町内)の責任者と協力して行う。</p> <p>町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の町民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。</p> <p>(略)</p> <p>要配慮者の避難に当たっては、自主防災組織、地区民生委員・児童委員が中心となって、車両輸送やタンカ搬送等個々の状況に応じて実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>ウ 避難の受け入れ及び情報提供</p> <p>町は、避難経路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から町民等への周知徹底に努める。</p> <p>町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を町民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずる。なお、防災マップの作成に当たっては町民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する町民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>避難指示（緊急）等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動をおこなうことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」へ移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、町民等への周知徹底に努める。</p> <p>町は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、町民に対して避難指示（緊急）等が発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生の可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</p> <p>町は、災害の状況に応じて避難指示（緊急）等が発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な待避行動を町民がとれるように努める。</p> <p>町は、危険の切迫性に応じて避難指示（緊急）等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p>	<p>ウ 避難の受け入れ及び情報提供</p> <p>町は、<u>指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u></p> <p>町は、<u>避難経路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から町民等への周知徹底に努める。</u></p> <p>町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>町は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を町民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては町民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する町民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、町民等への周知徹底に努める。</u></p> <p>町及び県は、<u>大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災町民（以下「広域避難者」という。）の輸送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>町は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、町民に対して避難指示等が発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生の可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。</p> <p>町は、災害の状況に応じて避難指示等が発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な待避行動を町民がとれるように努める。</p> <p>町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>町は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示（緊急）等を行うための判断を風水害の被災地近傍の町管理の公共施設等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。</p> <p>町民への避難勧告等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努める。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。</p> <p>(略)</p> <p>町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p>(2) 移送、輸送</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難経路中に危険の箇所があるときは、明確な標示、なわ張り等を行い、避難に際し、あらかじめ伝達するか、又は誘導員を配置する。特に危険が認められたときは、他の安全な場所に誘導する。</p> <p>(略)</p> <p>ケ 平常時にヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、交通孤立地区等が生じた場合には必要に応じて、ヘリコプターによる避難についても検討する。</p> <p>8 指定避難所等の事前指定</p> <p>町長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、避難所施設の管理者の同意を得た上で、各種災害時における条件等を考慮し、避難単位ごと及び災害種別ごとに、「風水害における避難所の選定基準及び指定方針」、「地震における避難所の選定基準及び指定方針」に基づき、被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、町民への周知徹底を図る。</p> <p>町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮</p>	<p>町は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の町管理の公共施設等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。</p> <p>町民への避難指示等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努める。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。</p> <p>(略)</p> <p>町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p>(2) 移送、輸送</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難経路中に危険箇所があるときは、明確な標示や誘導ロープ等を張り、避難に際し、あらかじめ伝達するか、又は誘導員を配置する。特に危険が認められたときは、他の安全な場所に誘導する。</p> <p>(略)</p> <p>ケ 平時から、ヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時、緊急輸送手段としてその活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター等による移送を実施する。</p> <p>8 指定避難所等の事前指定</p> <p>町長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、避難所施設の管理者の同意を得た上で、各種災害時における条件等を考慮し、避難単位ごと及び災害種別ごとに、「風水害における避難所の選定基準及び指定方針」、「地震における避難所の選定基準及び指定方針」に基づき、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所を指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、町民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>指定避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。なお、福祉避難</p>	<p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本法の改正による修正、岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。<u>また</u>、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から町民等への周知徹底に努める。</p> <p>(略)</p> <p>指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、第6節「避難計画」第1「実施責任者」に掲げる避難の<u>勧告</u>・指示の実施責任者（町長を除く）に報告する。</p> <p>指定避難所に指定された施設の管理者は、避難生活の環境を良好に保つための換気、照明等の施設の整備に努める。<u>また</u>、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について</u>、感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>平常時から</u>防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を<u>含めて検討するよう努める</u>。</p> <p>(略)</p> <p>町は、マニュアルの作成、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>また、指定避難所運営についてのマニュアルを事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。</p> <p>(略)</p>	<p>所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。<u>特に、要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p> <p><u>町は、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示する。</u></p> <p><u>町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p><u>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から町民等への周知徹底に努める。</u><u>また、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から町民等へ周知徹底するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、第6節「<u>個別</u>避難計画」第1「実施責任者」に掲げる避難の指示の実施責任者（町長を除く）に報告する。</p> <p>指定避難所に指定された施設の管理者は、避難生活の環境を良好に保つために、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じて</u>、換気、照明等の施設の整備に努める。<u>町及び県は、感染症対策のため、平常から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに</u>、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。<u>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>町は、マニュアルの作成、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。<u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</u></p> <p><u>また、指定避難所運営についてのマニュアルを事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。</u></p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>9 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>町は、指定避難所において貯水槽、給水所、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p><u>町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努める。</u></p> <p>また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する<u>犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）</u>のためのスペースの確保に努める。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める<u>ものとする。</u></p> <p>10 指定避難所の開設</p> <p>(1) 町は、<u>発災時に必要に応じ</u>て指定避難所を開設し、町民等に対し周知徹底を図るとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に備中県民局経由で県に報告するとともに、その後状況を毎日救助日報により報告する。なお、報告は次の事項について電話等により行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、指定避難所として適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営するものとする。この場合、<u>平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握、確認しておく。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテルや旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p>	<p>9 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>町は、指定避難所において貯水槽、給水所、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、<u>ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、<u>避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u></p> <p><u>町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努める。</u></p> <p>また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。</p> <p>10 指定避難所等の開設</p> <p>(1) 町は、<u>災害時の規模</u>に応じて<u>必要な</u>指定避難所を<u>可能な限り当初から</u>開設し、町民等に対し周知徹底を図るとともに、<u>指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを速やかに県に報告する。</u>関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に備中県民局経由で県に報告するとともに、その後状況を毎日救助日報により報告する。なお、報告は次の事項について電話等により行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、指定避難所として適当な施設がない場合は、公園<u>や</u>広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営するものとする。この場合、<u>平時から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握、確認しておく。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、<u>国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、</u>あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテルや旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p><u>町は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正・表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(6) 被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。</p> <p>(7) 町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、<u>県は、その情報を国に共有するよう努める。</u></p> <p>(8) 避難所及びその位置を町民に周知徹底するため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板、標識等を設置しておくものとする。</p> <p>11 福祉避難所の開設</p> <p>町は、<u>発</u>災時に必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。また、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、町、<u>県</u>の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した避難行動要<u>支援</u>者を受入れるものとする。</p> <p>また、受入れが困難な場合は、人材を派遣するなど、人的支援にも努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(6) 被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。</p> <p>(7) 町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u>を適切に県に報告する。</p> <p>(8) 避難所及びその位置を町民<u>等</u>に周知徹底するため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板、標識等を設置しておくものとする。</p> <p>11 福祉避難所の開設</p> <p>町は、<u>災</u>害時に必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。また、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、町、<u>又は</u>県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した避難行動要<u>配慮</u>者を受<u>け</u>入れるものとする。</p> <p>また、<u>受</u>け入れが困難な場合は、人材を派遣するなど、人的支援にも努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災対策基本計画の改定による修正、岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	
<p>12 指定避難所の運営管理</p> <p>町長は、指定避難所の運営に関してマニュアルを策定するとともに、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所に町職員を配置する。町職員は、これに基づき次の<u>ような</u>措置を講<u>ず</u>る。</p> <p>(1) 指定避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講<u>ず</u>る。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定避難所が万一危険となった場合は、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講<u>ず</u>る。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 避難行動要<u>支援</u>者のための場所を確保するとともに適切な措置を講<u>ず</u>る。</p> <p>(8) 断水等により水洗トイレが使用不能の場合は、避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。</p> <p>(9) 避難所の運営は自治組織と連携して行うこととし、対外業務及び施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動することとする。したがって、避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設けるものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料</p>	<p>12 指定避難所<u>等</u>の運営管理</p> <p>町長は、指定避難所の運営に関してマニュアルを策定するとともに、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所に町職員を配置する。町職員は、これに基づき次の措置を講<u>じ</u>る。</p> <p>(1) 指定避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講<u>じ</u>る。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定避難所が万一危険となった場合は、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講<u>じ</u>る。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 避難行動要<u>配慮</u>者のための場所を確保するとともに適切な措置を講<u>じ</u>る。</p> <p>(8) 断水等により水洗トイレが使用不能の場合は、避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。</p> <p>(9) 避難所の運営は自治組織と連携して行うこととし、対外業務及び施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動することとする。したがって、避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設けるものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、業務毎にリーダーとあわせてそれをサポートする者を選任しておく。</p> <p>避難所の運営に関しては、町の災害対策本部と情報を共有しつつ、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(10) 給食、給水その他当面必要とされる物資を確保する。また、配給等に当たっては、迅速かつ適切な処置をとる。ただし、町において確保できない場合は、県及び他の市町村に協力を求めるなど、適切、迅速な措置を講ずる。</p> <p>(11) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>(12) 町は、必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>(13) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>(14) 町は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。</p> <p>(15) 町及び県は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p>	<p>布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、業務ごとにリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。</p> <p>避難所の運営に関しては、町の災害対策本部と情報を共有しつつ、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</p> <p>(10) 給食、給水その他当面必要とされる物資を確保する。また、配給等に当たっては、迅速かつ適切な処置をとる。ただし、町において確保できない場合は、県及び他の市町村に協力を求めるなど、適切、迅速な措置を講ずる。</p> <p>(11) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</p> <p>(12) 町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</p> <p>(13) 町は、必要に応じ、被災者支援の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>(14) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>(15) 町は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。</p> <p>(16) 町及び県は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正 表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正、防災対策基本計画の改定による修正 表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定</p> <p>表現の見直し</p>	

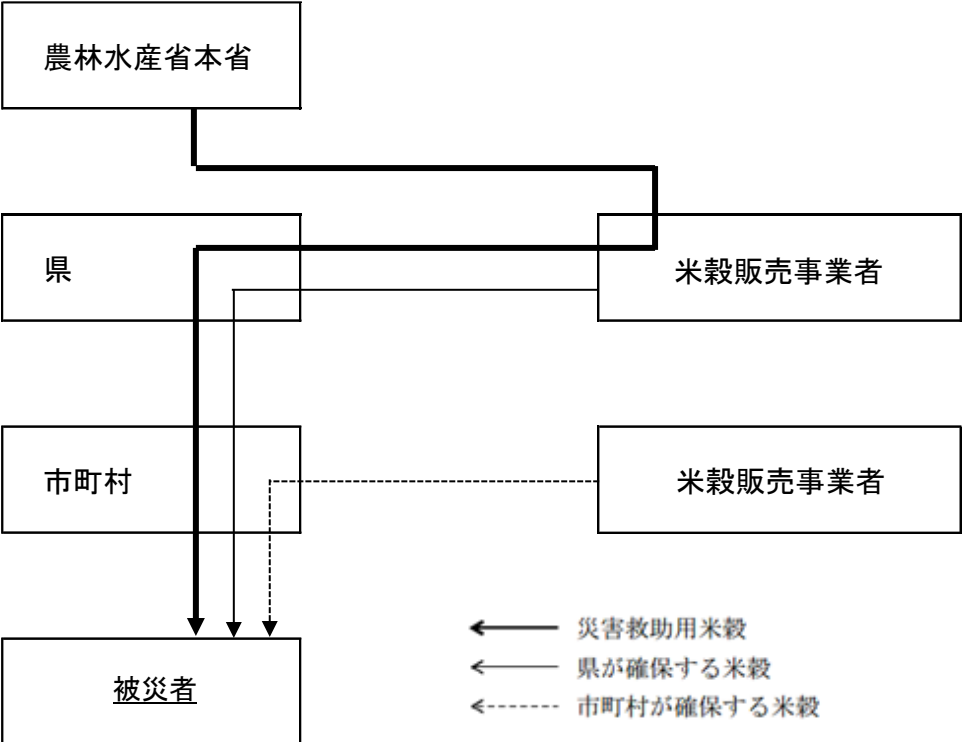
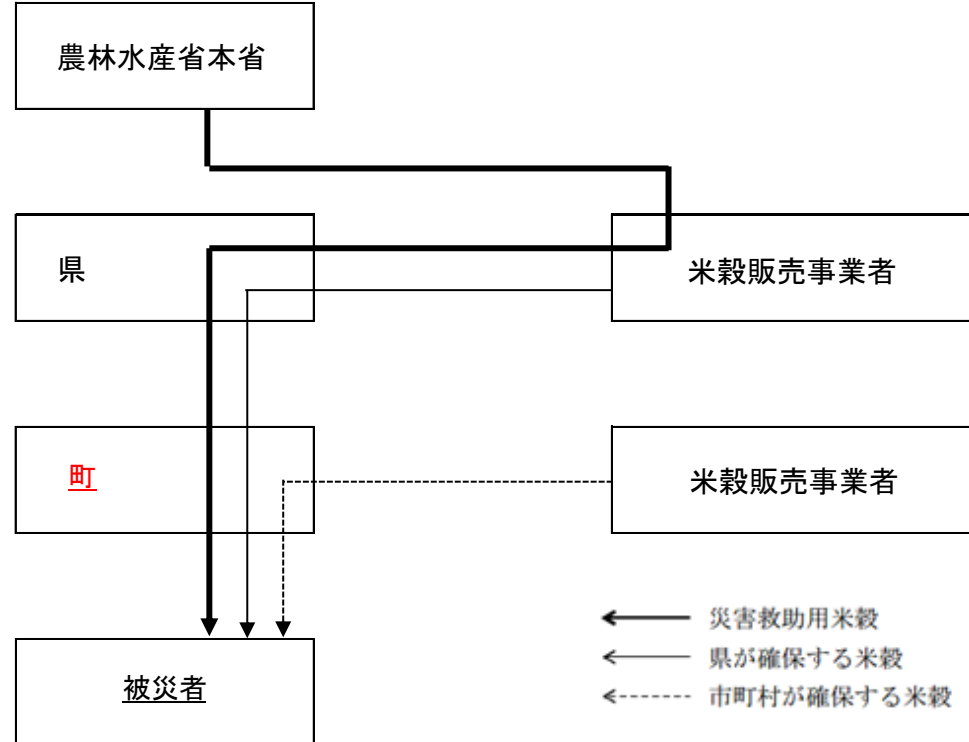
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(16) 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理（男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など）に努める。</p> <p>(17) 町及び県は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、災害の規模等に鑑みて、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用、被災地危険度判定の実施による安全な住宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努める。</p> <p>(18) 避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアを重視し、学校を避難所とする場合には担当の医師のもと養護教諭もカウンセリングをサポートするなど配慮を行うとともに、必要に応じてDWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。</p>	<p>(17) 指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に、性別や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理（男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペース（子どもの遊び場）や学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>(18) 町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>(19) 町及び県は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すとともに、災害の規模等に鑑みて、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用、被災地危険度判定の実施による安全な住宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努める。</p> <p>(20) 避難の長期化等が見込まれる場合、県は、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）を予防するため、岡山J R A T（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請を行うとともに、必要に応じてJ R A T本部や他都道府県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合には、J A S P A（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、J R A Tの活動に係る調整を行う。</p> <p>(21) 避難所等の高齢者、障害のある人等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、県に、避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者への災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を要請する。</p> <p>(22) 避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアを重視し、学校を避難所とする場合には担当の医師のもと養護教諭もカウンセリングをサポートするなど配慮を行うとともに、必要に応じてDWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。</p> <p>(23) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、避難所レイアウトを工夫する等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(24) 町及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</p> <p>(25) 町及び県は、保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し</p> <p>防災対策基本計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>国・県等による支援内容の追加</p> <p>国・県等による支援内容の追加、岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(19) 駐在した町職員は、次の各種記録を備え<u>つけ</u>整備する。 (略)</p>	<p>に、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、<u>あらかじめ、検討するよう努める。</u></p> <p>(26) 町及び県は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p>(27) 町及び県は、<u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u></p> <p>(28) 町及び県は、<u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p> <p>(29) 町及び県は、<u>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u></p> <p>(30) 駐在した町職員は、次の各種記録を備え、<u>整備</u>する。 (略)</p>	<p>防災対策基本計画の改定による修正、岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	
<p>13 <u>応援の要請</u> (1) <u>広域応援協力</u> (略)</p> <p>(2) <u>広域一時滞在</u></p>	<p>13 広域応援協力 (略)</p> <p>14 <u>広域避難</u> 町は、災害の<u>予測規模、避難者数等に鑑み、里庄町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供</u>が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める<u>ほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村と協議することができる。</u></p> <p>町は、指定避難所<u>及び指定緊急避難場所</u>を指定する際に併せて広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの<u>避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定</u>しておくよう努める。</p> <p><u>町及び県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</u></p> <p><u>また、町及び県、事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。</u></p> <p>15 <u>広域一時滞在</u></p>	<p>構成の変更による見出しの修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p><u>被災時において町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、里庄町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</u></p> <p>町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの被災町民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>14 平常体制への復帰対策 避難者の減少等に伴い、避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、円滑な移行に努める。</p> <p>15 災害危険区域における避難対策</p> <p><u>(1) 危険区域の危険が増大したときは、町長は危険区域ごとに居住者、滞在者、その他の者に対し避難のための立退きを勧告し、又は特に危険が切迫しているときはこれらの者に対し立退きを指示する。</u></p> <p><u>(2) 情報連絡員又は消防団等応急作業に従事している者は災害が発生し、又は発生のおそれがあるため、町民の身に危険が及ぶと判断されるときは、直ちにその必要があると認められる区域ごとに避難のための立退きの勧告又は指示について必要な措置を行う。</u></p> <p><u>(3) 避難のための立退きの勧告又は指示を行ったときは、直ちに各課（班）長を通じて町本部長に対し、避難を必要とした理由、避難場所、人員、その他必要な事項を報告しなければならない。</u></p> <p><u>(4) 危険区域における被災者の保護及び救出等については、この計画のそれぞれ定めるところによる。</u></p> <p>16 災害救助法による実施基準等 町長は、知事の委任により災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号。以下「施行細則」という。）の実施基準等に基づき実施する。 (略)</p> <p>(2) 収容期間 避難所の開設、収容及び保護の期間は、原則として災害発生の日から7日以内とするが、それ以前に必要ななくなった者は逐次退所させ、期間内に閉鎖する。ただし、開設期間内に、被災者が住居又は仮住居を見出すことができず、そのまま継続収容を必要とするときは、町長はその都度、知事に開設期間の延長を要請する。 (略)</p>	<p><u>被災時において町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、里庄町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。</u></p> <p><u>県は、市町村から協議の要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。</u></p> <p>町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p><u>町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災町民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災町民に対し、必要な支援情報を提供する。</u></p> <p>16 平時体制への復帰対策 避難者の減少等に伴い、避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、円滑な移行に努める。</p> <p>17 災害救助法による実施基準等 町長は、知事の委任により施行細則の実施基準等に基づき実施する。 (略)</p> <p>(2) 収容期間 避難所の開設、収容及び保護の期間は、原則として災害発生の日から7日以内とするが、それ以前に必要ななくなった者は逐次退所させ、期間内に閉鎖する。ただし、開設期間内に、被災者が住居又は仮住居を見出すことができず、そのまま継続収容を必要とするときは、町長はその都度、知事に開設期間の延長を要請する。 (略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>国・県等による支援内容の追加</p> <p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第7節 救出計画</p> <p>(略)</p> <p>また、救出に当たっては、避難行動要支援者を優先する。</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 救出計画</p> <p>(略)</p> <p>また、救出に当たっては、避難行動要配慮者を優先する。 <u>災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し 岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第2 災害救助法による実施基準等</p> <p>(略)</p> <p>3 経費の基準</p> <p>(略)</p> <p>(3) 燃料費 機械器具の使用に必要なガソリン代若しくは石油代又は救助実施のため必要な照明用の灯油代金等</p> <p>(略)</p>	<p>第2 災害救助法による実施基準等</p> <p>(略)</p> <p>3 経費の基準</p> <p>(略)</p> <p>(3) 燃料費 機械器具の使用に必要なガソリン代金若しくは石油代金又は救助実施のため必要な照明用の灯油代金等</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>追加</p>
<p>第8節 食料供給計画</p> <p>災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生ずるおそれがある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊出し等を実施する。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、乳幼児向け、高齢者向け、アレルギー対応食品等にも十分配慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 食料供給計画</p> <p>災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生ずるおそれがある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊き出し等を実施する。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、乳幼児向け、高齢者向け等にも十分配慮する。また、<u>避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し 岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第1 実施責任者</p> <p>被災者及び災害応急業務に従事するものに対する食料の確保と炊出し、その他食品の給与は、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、県又は他の市町村に応援又は協力を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が町長の補助を得て行うが、知事から委任された場合は町長が行う。</p>	<p>第1 実施責任者</p> <p>被災者及び災害応急業務に従事するものに対する食料の確保と炊き出し、その他食品の給与は、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、県又は他の市町村に応援又は協力を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が町長の補助を得て行うが、知事から委任された場合は町長が行う。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>追加</p>
<p>第2 実施内容</p> <p>1 米穀等の応急供給</p> <p>(略)</p> <p>(2) 町は、米穀の確保が困難な場合で、災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」</p>	<p>第2 実施内容</p> <p>1 米穀等の応急供給</p> <p>(略)</p> <p>(2) 町は、米穀の確保が困難な場合で、災害救助法が適用された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受けることができる。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>に基づき、農林水産省<u>政策統括官</u>に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受けることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>2 炊出しその他による食料の給与</p> <p>(1) 町は、応急的に乾パン及び飯缶をもって行き、給与期間及び被災者の実態を勘案し、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊出し等を行う。</p> <p>(2) 炊出しは、<u>(ボランティア等の協力により、)</u>指定避難所又は学校の給食施設等の適切な場所を選んで実施する。</p> <p><u>なお、炊出しは、ボランティア等協力を要請するとともに衛生上等の責任者として町職員が立会し、その実施に関して指導するとともに必要事項を記録する。</u></p> <p>(3) 町は炊出し用米穀を小売業者から確保するとともに、確保が困難な場合、県に申請して売却決定通知を受けて実施する。</p>	<p>2 炊き出しその他による食料の給与</p> <p>(1) 町は、応急的に乾パン及び飯缶をもって行き、給与期間及び被災者の実態を勘案し、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。</p> <p>(2) 炊き出しは、指定避難所又は学校の給食施設等の適切な場所を選んで実施する。</p> <p>(3) 町は炊き出し用米穀を小売業者から確保するとともに、確保が困難な場合、県に申請して売却決定通知を受けて実施する。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>資料編</p> <p>○炊出し用物品借用書（例） P. 資-184</p> <p>○炊出し協力者奉仕者名簿（例） P. 資-185</p> <p>○炊出し受給者名簿（例） P. 資-185</p> <p>○食料品現品給与簿（例） P. 資-186</p> <p>○炊出しその他による食品給与物品受払簿（例） P. 資-186</p>	<p>資料編</p> <p>○炊き出し用物品借用書（例） P. 資-184</p> <p>○炊き出し協力者奉仕者名簿（例） P. 資-185</p> <p>○炊き出し受給者名簿（例） P. 資-185</p> <p>○食料品現品給与簿（例） P. 資-186</p> <p>○炊き出しその他による食品給与物品受払簿（例） P. 資-186</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>3 物資の確保</p> <p>(1) 町は、炊出しその他の食料給与のため必要な原材料、燃料等を確保するとともに、被災の状況により乾パン、握り飯、<u>かん</u>詰等を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>3 物資の確保</p> <p>(1) 町は、炊き出しその他の食料給与のため必要な原材料、燃料等を確保するとともに、被災の状況により乾パン、握り飯、<u>缶</u>詰等を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>応急用食材調達の流れ</p>  <p>4 応援の要請 町に、自らの炊出し等食料の給与が困難なときは、県又は他の市町村に応援等を要請する。 応援等の要請において明示する事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 炊出しの実施 所要食数（人数）、炊出し期間、炊出し品送付先、その他</p> <p>(2) 物資の確保 (略)</p> <p>5 食品衛生 町本部は、炊出しに当たっては常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。</p> <p>(1) 炊出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これ が得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所等から遠ざかった場所を選定して設ける。</p> <p>(2) 炊出し場所には、消毒剤を備えた手洗設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。</p>	<p><u>〔応急用食材調達の流れ〕</u></p>  <p>4 応援の要請 町に、自らの炊し<u>き</u>出し等食料の給与が困難なときは、県又は他の市町村に応援等を要請する。 応援等の要請において明示する事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 炊し<u>き</u>出しの実施 所要食数（人数）、炊し<u>き</u>出し期間、炊し<u>き</u>出し品送付先、その他</p> <p>(2) 物資の確保 (略)</p> <p>5 食品衛生 町本部は、炊し<u>き</u>出しに当たっては常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。</p> <p>(1) 炊し<u>き</u>出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これ が得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所等から遠ざかった場所を選定して設ける。</p> <p>(2) 炊し<u>き</u>出し場所には、消毒剤を備えた手洗設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>第3 災害救助法による実施基準等 炊出し及び食料の給与のうち災害救助法に基づく実施基準は、施行細則に定められたとおりとする。</p> <p>1 対象者 (1) 炊出し (略)</p>	<p>第3 災害救助法による実施基準等 炊し<u>き</u>出し及び食料の給与のうち災害救助法に基づく実施基準は、施行細則に定められたとおりとする。</p> <p>1 対象者 (1) 炊し<u>き</u>出し (略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>追加</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第9節 飲料水供給計画 (略)</p>	<p>第9節 飲料水供給計画 (略)</p>		
<p>第1 実施責任者 被災者に対する飲料水供給の実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、近隣市町又は県にこれの実施は要員、給水資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が町長の補助を得て行うが、知事から委任されたときは町長が行うものとする。 (略)</p>	<p>第1 実施責任者 被災者に対する飲料水供給の実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、近隣市町又は県にこれの実施は要員、給水資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が町長の補助を得て行うが、知事から委任されたときは町長が行うものとする。 (略)</p>	表現の見直し	変更
<p>第11節 医療・助産計画 (略)</p>	<p>第11節 医療・助産計画 (略)</p>		
<p>第1 実施責任者 (略)</p>	<p>第1 実施責任者 (略)</p> <p><u>県は、災害急性期にDMAT及びDPATの出動要請が見込まれる場合等においては、県災害保健医療福祉調整本部の下に、DMAT県調整本部及びDPAT県調整本部を必要に応じて設置し、DMAT及びDPAT活動の調整を行う。</u></p> <p><u>町は、災害現場で活動するDMAT等がある場合には、それらとも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</u></p> <p>(略)</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正、国・県等による支援内容の追加 国・県等による支援内容の追加、表現の見直し	追加
<p>4 実施の方法 (略)</p> <p>(2) 医療機関による方法 重傷患者等で設備、資材等の不足のため救護班及び歯科医療救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所等へ移送して治療する。 (略)</p>	<p>4 実施の方法 (略)</p> <p>(2) 医療機関による方法 重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班及び歯科医療救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所等へ移送して治療する。 (略)</p>	表現の見直し	変更
<p>5 応援の要請等 (略)</p>	<p>5 応援の要請等 (略)</p> <p><u>県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-D</u></p>	国・県等による支援内容の追加	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(略)</p> <p>9 トリアージの実施及び透析医療の確保 (略)</p> <p>また、建物倒壊によるクラッシュシンドローム患者（筋肉の長時間の圧迫によって、細胞内にあるタンパク質の一種が血液中に大量に入り、腎不全を引き起こす症状）の多発に対応するため、透析液の確保や病院の<u>あっせん</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>14 広域応援要請 (略)</p> <p>(2) 広域応援要請については、次のことに留意し、体制を確保する。 (略)</p> <p>イ 応援拠点や活動場所の情報収集等応援の受入れ体制をとる。</p>	<p><u>AT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、町における医療提供体制の確保・継続を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>9 トリアージの実施及び透析医療の確保 (略)</p> <p>また、建物倒壊によるクラッシュシンドローム患者（筋肉の長時間の圧迫によって、細胞内にあるタンパク質の一種が血液中に大量に入り、腎不全を引き起こす症状）の多発に対応するため、透析液の確保や病院の<u>斡旋</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>14 広域応援要請 (略)</p> <p>(2) 広域応援要請については、次のことに留意し、体制を確保する。 (略)</p> <p>イ 応援拠点や活動場所の情報収集等応援の<u>受け</u>入れ体制をとる。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p>	
<p>第3 災害救助法による実施基準等 (略)</p> <p>2 助産 (1) 対象者 災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者（流産、死産を含む。） (略)</p> <p>4 惨事ストレス対策 (略)</p> <p><u>5</u> 報告及び事務手続 (略)</p>	<p>第3 災害救助法による実施基準等 (略)</p> <p>2 助産 (1) 対象者 災害時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者（流産、死産を含む。） (略)</p> <p>4 <u>被災者の心のケア対策</u> <u>県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、他都道府県等に対してDPATの派遣を求める。県は、DPATの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。</u></p> <p><u>5</u> 惨事ストレス対策 (略)</p> <p><u>6</u> 報告及び事務手続 (略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>国・県等による支援内容の追加</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第12節 遺体の捜索、収容及び埋火葬計画 (略)</p>	<p>第12節 遺体の捜索、収容及び埋火葬計画 (略)</p>		
<p>第2 実施内容 (略)</p> <p>2 遺体の保管 (略)</p> <p>里庄総合文化ホール <u>フロイデ電動中ホール</u> 里庄町大字里見 1107-2</p> <p>なお、町は、この保管場所を周知する。 (略)</p> <p>4 遺体の埋火葬 町は、自ら遺体を埋火葬 <u>又は火葬</u> に付し、又は棺、骨つぼ等現物を遺族に支給することによって行う。また、警察官の検視、身元確認等を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意すること。 (1) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬 <u>に当たっては土葬</u> とする。 (略)</p>	<p>第2 実施内容 (略)</p> <p>2 遺体の保管 (略)</p> <p>里庄 <u>町福祉会館</u> 里庄町大字里見 1107 <u>番地2</u></p> <p>なお、町は、この保管場所を周知する。 (略)</p> <p>4 遺体の埋火葬 町は、自ら遺体を埋火葬に付し、又は棺、骨つぼ等現物を遺族に支給することによって行う。また、警察官の検視、身元確認等を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意すること。 (1) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋 <u>火葬</u> とする。 (略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第3 災害救助法による実施基準等</p> <p>1 捜索 (略)</p> <p>(4) 経費の基準 (略)</p> <p>ウ 燃料費 機械器具の使用に必要なガソリン代若しくは石油代又は捜索作業実施のため必要な照明用の灯油代金等 (略)</p>	<p>第3 災害救助法による実施基準等</p> <p>1 捜索 (略)</p> <p>(4) 経費の基準 (略)</p> <p>ウ 燃料費 機械器具の使用に必要なガソリン代 <u>金</u> 若しくは石油代 <u>金</u> 又は捜索作業実施のため必要な照明用の灯油代金等 (略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>追加</p>
<p>第13節 防疫・保健衛生計画</p> <p>被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすいので、これらを防止するため防疫・保健衛生活動を実施する。</p>	<p>第13節 <u>福祉</u>・防疫・保健衛生計画</p> <p>被災地においては、<u>避難所等で生活する被災者の健康状態や多様なニーズの把握等のために必要な活動を行うとともに</u>、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすいので、これらを防止するため <u>福祉</u>・防疫・保健衛生活動を実施する。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>追加</p>

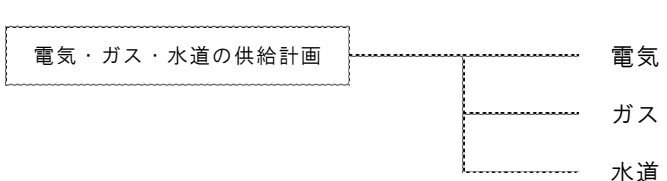
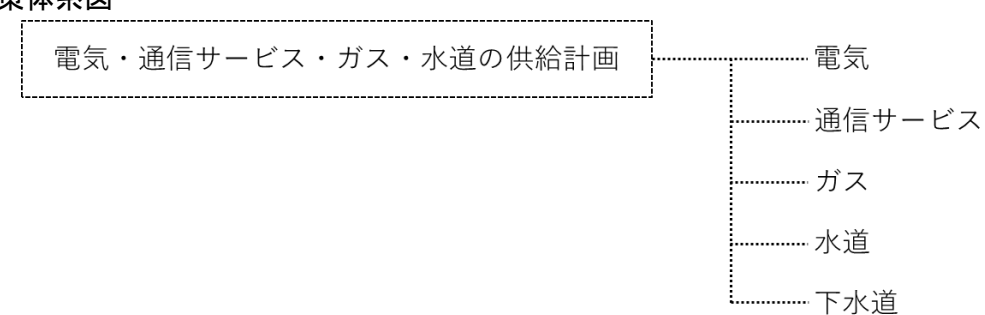
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(9) その他の防疫活動 その他の防疫活動は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定により実施する。 (略)</p>	<p>(9) その他の防疫活動 その他の防疫活動は、感染症予防法及び予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定により実施する。 (略)</p>	表現の見直し	
<p>5 応援要請 (略)</p>	<p>5 応援要請 (略)</p> <p><u>町及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。</u></p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	追加
<p>第3 保健衛生 1 食品衛生 町本部は、炊出しに当たっては常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。 (1) 炊出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、<u>社寺</u>等の既存施設を利用するほか、これ が得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所から遠ざかった場所を選定して設ける。 (2) 炊出し場所には消毒剤を備えた手洗設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。 (略) 5 公衆衛生活動 町は、公衆衛生スタッフのみでは公衆衛生活動を十分に実施できないと判断したときは、早急に公衆衛生スタッフの派遣を県に要請する。</p>	<p>第3 保健衛生 1 食品衛生 町本部は、炊<u>き</u>出しに当たっては常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。 (1) 炊<u>き</u>出し施設は、学校等の給食施設又は公民館等の既存施設を利用するほか、これ が得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所から遠ざかった場所を選定して設ける。 (2) 炊<u>き</u>出し場所には消毒剤を備えた手洗設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。 (略) 5 公衆衛生活動 町は、公衆衛生スタッフのみでは公衆衛生活動を十分に実施できないと判断したときは、早急に公衆衛生スタッフの派遣を県に要請する。<u>また、被災地、特に避難所等においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。</u></p>	表現の見直し 岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
	<p>第4 健康管理 <u>町は、被災町民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立し、町独自の対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。</u> <u>被災地以外の場合は、県の求めに応じて被災地への保健スタッフの派遣について協力する。</u> <u>県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースを避難所等へ派遣する。また、必要に応じて、避難所等における衛生環境を維持するため、国に対して災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。</u></p>	地震災害編と記載を統一 国・県等による支援内容の追加	追加
<p>第14節 清掃計画 (略)</p>	<p>第14節 清掃計画 (略)</p>		
<p>第1 実施責任者 災害により汚染したごみ<u>及び</u>し尿等の処理は町長が行うものとするが、被害甚大で町で処理不可能の場合は、県又は他の市町村に応援又は協力を要請して行う。</p>	<p>第1 実施責任者 災害により汚染したごみ<u>・</u>し尿等の処理は町長が行うものとするが、被害甚大で町で処理不可能の場合は、県又は他の市町村に応援又は協力を要請して行う。</p>		変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>し尿及びごみ等の処理は、岡山県西部環境整備施設組合、岡山県西部衛生施設組合で共同処理を行う。</p>	<p>し尿及びごみ等の処理は、岡山県西部衛生施設組合で処理を行う。</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>第2 実施内容</p> <p>1 災害廃棄物処理計画</p> <p>町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。</p> <p>(略)</p> <p>2 ごみ、し尿等の収集及び処理</p> <p>(略)</p> <p>(4) 町は、地域防災計画、災害廃棄物処理計画に基づき、風水害により生じた廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により発生した廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を適正に行う。</p> <p>廃棄物の処分に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、がれきの処分に当たっては、アスベストの飛散防止措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>(9) し尿の収集、処理をする場合には、被災地の状況を考慮し、緊急に汲取りを要する地域から、し尿運搬車両等により、収集し、原則として処理施設で処理するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 応援の要請</p> <p>(略)</p> <p>町及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、町及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。</p> <p>町は、相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 実施内容</p> <p>1 災害廃棄物処理計画</p> <p>町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場・最終処分場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者との連携・協力の在り方等について、具体的に示す。</p> <p>(略)</p> <p><u>町は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</u></p> <p>2 ごみ、し尿等の収集及び処理</p> <p>(略)</p> <p>(4) 町は、地域防災計画、災害廃棄物処理計画に基づき、風水害により生じた廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により発生した廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を適正に行う。</p> <p>災害廃棄物の処分に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、がれきの処分に当たっては、アスベストの飛散防止措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>(9) し尿の収集、処理をする場合には、被災地の状況を考慮し、緊急にくみ取りを要する地域から、し尿運搬車両等により、収集し、原則として処理施設で処理するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 応援の要請</p> <p>(略)</p> <p>町及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、町及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。</p> <p>町は、相互協力体制の整備及び災害廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正、表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第15節 応急住宅計画</p> <p>(略)</p>	<p>第15節 応急住宅計画</p> <p>(略)</p>		
<p>第2 実施内容</p> <p>1 応急仮設住宅の設置</p> <p>(1) 設置場所の選定</p> <p>(略)</p> <p>里庄町大字里見 2392_</p> <p>(2) 設置予定戸数及び1戸当たりの用地面積</p> <p>設置予定戸数：100戸（地震対策編の被害想定約3割を見込む）</p> <p>1戸当たりの用地面積：<u>8.0</u>㎡</p> <p>(略)</p> <p>2 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（<u>特定動物は除く。</u>）の受入れに配慮するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 実施内容</p> <p>1 応急仮設住宅の設置</p> <p>(1) 設置場所の選定</p> <p>(略)</p> <p>里庄町大字里見 2392 <u>番地</u></p> <p>(2) 設置予定戸数及び1戸当たりの用地面積</p> <p>設置予定戸数：100戸（地震対策編の被害想定約3割を見込む。）</p> <p>1戸当たりの用地面積：<u>80</u>㎡</p> <p>(略)</p> <p>2 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性や子ども・若者</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の<u>受け入れ</u>に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本計画の改定による修正、岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>4 要配慮者の配慮</p> <p>(略)</p> <p>特に高齢者、障がい<u>者</u>の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい<u>者</u>向け応急仮設住宅の建設等に努める。その際、可能な限り避難前のコミュニティが維持できるように配慮し、高齢者・障がい<u>者</u>のみの入居エリアを作らないようにする。</p> <p>(略)</p>	<p>4 要配慮者の配慮</p> <p>(略)</p> <p>特に高齢者、障がいの<u>ある人</u>の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい<u>のある人</u>向け応急仮設住宅の建設等に努める。その際、可能な限り避難前のコミュニティが維持できるように配慮し、高齢者・障がいの<u>ある人</u>のみの入居エリアを作らないようにする。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第3 災害救助法による実施基準等</p> <p>1 応急仮設住宅</p> <p>(略)</p> <p>(2) 建設及び供与の期間</p> <p>着工は災害発生の日から20日以内、供与は完成の日から2<u>箇</u>年以内を原則とする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 災害救助法による実施基準等</p> <p>1 応急仮設住宅</p> <p>(略)</p> <p>(2) 建設及び供与の期間</p> <p>着工は災害発生の日から20日以内、供与は完成の日から2年以内を原則とする。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

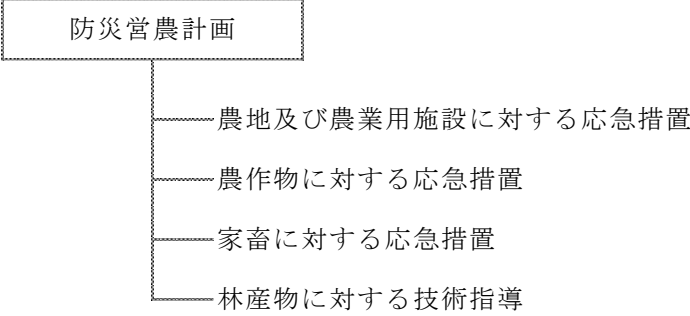
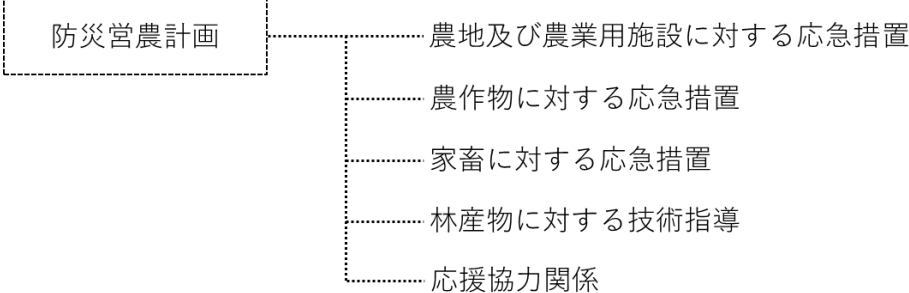
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>2 住宅の応急修理</p> <p>(1) 対象者 災害のため住家が半壊又は半焼し、<u>当面の日常生活を営み得ない状態であり、かつ</u>、自らの資力では応急修理をすることができない者</p> <p>(2) 期間 期間は原則として、災害発生の日から1箇月以内とする。</p> <p>(3) 経費の基準 修理の方法は、居室、炊事場、トイレ等日常生活に<u>欠くことのできない</u>部分に対して現物をもって行う。</p> <p>(略)</p>	<p>2 住宅の応急修理</p> <p>(1) 対象者 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者<u>又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u> <u>また、災害のため住家が半壊若しくは半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u></p> <p>(2) 期間 期間は原則として、災害発生の日から1ヶ月以内とする。</p> <p>(3) 経費の基準 修理の方法は、居室、炊事場、トイレ等日常生活に<u>必要な最小限度</u>の部分に対して現物をもって行う。</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第17節 文教災害対策</p> <p>災害が発生し、<u>又はそのおそれがある場合</u>に、迅速かつ適切な措置を講ずるため必要な計画を定めるものとする。また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、<u>授業料等の減免</u>、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>第17節 文教災害対策</p> <p>災害時に、迅速かつ適切な措置を講ずるため必要な計画を定めるものとする。また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講ずる。 <u>児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E-S-T）を活用し、学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	変更
<p>第1 実施内容</p> <p>1 被害状況、休業措置等の報告</p> <p>(1) 臨時休業等の措置 災害が発生し、<u>又は発生のおそれがあるときは</u>、校（園）長は、常に気象情報等に注意するとともに、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講ずる。</p> <p>(2) 被害状況、休業措置等の報告 (略) また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第63条等により、教育委員会へ同様に報告すること。 (略)</p> <p>2 教育施設の確保</p> <p>(1) 学校施設の確保 ア 応急措置</p>	<p>第1 実施内容</p> <p>1 被害状況、休業措置等の報告</p> <p>(1) 臨時休業等の措置 災害時には、校（園）長は、常に気象情報等に注意するとともに、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、<u>実態に即して休業等適切な措置を講ずる。</u></p> <p>(2) 被害状況、休業措置等の報告 (略) また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則<u>（昭和22年文部省令第11号）</u>第63条等により、教育委員会へ同様に報告すること。 (略)</p> <p>2 教育施設の確保</p> <p>(1) 学校施設の確保 ア 応急措置</p>	<p>表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p>	変更

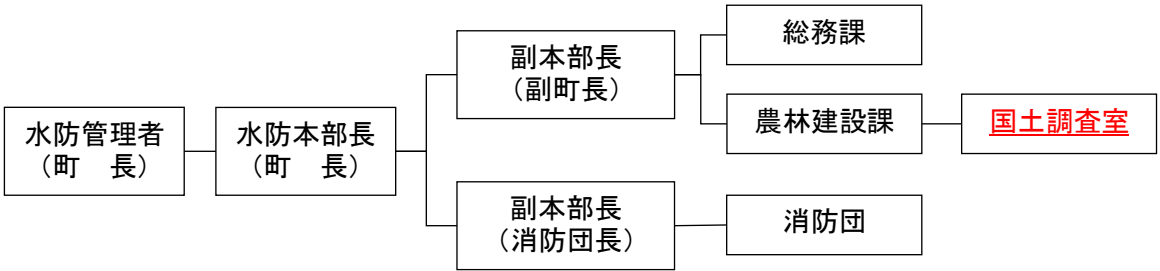
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第18節 社会秩序の維持</p> <p>災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるため、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定めるものとする (略)</p>	<p>第18節 社会秩序の維持</p> <p>災害時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるため、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定めるものとする。 (略)</p>	表現の見直し	削除
<p>第19節 交通・輸送対策</p> <p>(略)</p>	<p>第19節 交通・輸送対策</p> <p>(略)</p>		
<p>第1 交通対策</p> <p>町その他道路管理者は、災害時において交通が途絶あるいは混乱した場合又はそのおそれがあるときは、その状態を速やかに回復して、交通秩序を確立し、災害地に対する緊急輸送及び災害地に関連する交通の安全と円滑を図る。</p> <p>1 道路等の応急措置</p> <p>(1) 町その他道路管理者は、道路等に被害が生じた場合、その状況に応じて応急工事の実施により交通の確保を図る。 (略)</p> <p>2 交通規制</p> <p>(1) 県公安委員会、県警察による交通規制</p> <p>ア 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合、災害応急対策の円滑な実施及び一般交通の安全を図るため、災害の規模、態様、道路の状況等に応じて、交通の整理、通行の禁止、制限等の交通規制を行う。 (略)</p> <p>(2) 道路管理者による交通規制</p> <p>災害時において、道路施設の破損等により、被災道路の補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合、玉島警察署、備中県民局と協議して、区間を定めて通行を禁止又は制限する。 (略)</p>	<p>第1 交通対策</p> <p>町及びその他道路管理者は、災害時において交通が途絶あるいは混乱した場合又はそのおそれがあるときは、その状態を速やかに回復して、交通秩序を確立し、災害地に対する緊急輸送及び災害地に関連する交通の安全と円滑を図る。</p> <p>1 道路等の応急措置</p> <p>(1) 町及びその他道路管理者は、道路等に被害が生じた場合、その状況に応じて応急工事の実施により交通の確保を図る。 (略)</p> <p>2 交通規制</p> <p>(1) 県公安委員会、県警察による交通規制</p> <p>ア 災害時は、災害応急対策の円滑な実施及び一般交通の安全を図るため、災害の規模、態様、道路の状況等に応じて、交通の整理、通行の禁止、制限等の交通規制を行う。 (略)</p> <p>(2) 道路管理者による交通規制</p> <p>災害時において、道路施設の破損等により、被災道路の補修及び応急復旧等の措置を講じる必要がある場合、玉島警察署、備中県民局と協議して、区間を定めて通行を禁止又は制限する。 (略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第2 輸送対策 (略)</p> <p>2 緊急通行車両の確認 災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所（臨時を含む。））に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。 (略)</p>	<p>第2 輸送対策 (略)</p> <p>2 緊急通行車両の確認 災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所（臨時を含む。））に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）をあらかじめ受けることができることについて、周知及び普及を図る。 (略)</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
<p>3 輸送拠点の確保</p> <p>(1) 災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性・利便性等を考慮しながら、トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点及び確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設について把握し、これらを調整することにより、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。</p> <p>(2) 施設の管理者と連携をとりながら、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び町民に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講ずる。 (略)</p>	<p>3 輸送拠点の確保</p> <p>(1) 災害時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性・利便性等を考慮しながら、トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点及び確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設について把握し、これらを調整することにより、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。</p> <p>(2) 施設の管理者と連携をとりながら、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び町民に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。 (略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	変更
<p>第20節 電気・通信サービス・ガス・水道の供給計画 (略)</p> <p>施策体系図</p> 	<p>第20節 電気・通信サービス・ガス・水道の供給計画 (略)</p> <p>施策体系図</p> 		変更
<p>第1 電気 1 災害時における応急工事等</p>	<p>第1 電気 1 災害時における応急工事等</p>		変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンターは、災害が発生した場合、被災施設に対する状況を速やかに調査把握し、応急工事を実施するとともに町民への広報を速やかに実施する。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害時における電気の保安</p> <p>強風、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所及び危険設備に対しては危害防止に必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>4 応援及び協力</p> <p>中国電力(株)は、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の確保を図る。</p>	<p>中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンターは、災害が発生した場合、被災施設に対する状況を速やかに調査・把握し、応急工事を実施するとともに町民等への広報を速やかに実施する。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害時における電気の保安</p> <p>強風、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所及び危険設備に対しては危害防止に必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>4 応援及び協力</p> <p>中国電力ネットワーク株式会社は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合は、<u>国、電力広域運営推進機関、他一般送配電事業者等と連携し、供給力確保に努める。</u></p>	<p>表現の見直し</p> <p>関係機関の指摘による修正</p>	
<p>第2 通信サービス</p> <p>1 実施責任者</p> <p>通信事業者 (西日本<u>電信電話</u>株式会社岡山支店、<u>NTT</u>ドコモ中国岡山支店)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応援協力関係</p> <p>(略)</p>	<p>第2 通信サービス</p> <p>1 実施責任者</p> <p>通信事業者 (<u>NTT</u>西日本株式会社岡山支店、<u>株式会社</u>ドコモ<u>CS</u>中国岡山支店)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>情報共有</u></p> <p><u>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び町民に対してわかりやすく情報提供 (ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等) する。</u></p> <p><u>(4) 応援協力関係</u></p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	変更
<p>第3 ガス</p> <p>(略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>ウ 中国四国産業保安監督部、県警察及び町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の町民に避難するよう警告する。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 ガス</p> <p>(略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>経済産業省</u>中国四国産業保安監督部、県警察及び町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の町民に避難するよう警告する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	追加

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第4 水道 (略)</p> <p>3 防災対策 (略)</p> <p>4 応急工事 (略)</p> <p>5 水道水の衛生保持 (略)</p> <p>6 復旧予定時期の明示 (略)</p>	<p>第4 水道 (略)</p> <p>3 防災対策 (略)</p> <p><u>(6) 地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 応急給水の実施 <u>断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保する。また、災害発生時において、上水道の構造等を勘案して、速やかに、上水道施設の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、下水道管理者と連携し、施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</u></p> <p>5 応急工事 (略)</p> <p>6 水道水の衛生保持 (略)</p> <p>7 復旧予定時期の明示 (略)</p>	<p>防災対策基本計画の改定による修正、岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>追加 変更</p>
<p>第5 下水道 (略)</p> <p>2 実施内容 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</p>	<p>第5 下水道 (略)</p> <p>2 実施内容 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、<u>水道事業者と連携しながら</u>下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じる。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第21節 防災営農計画</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p> 	<p>第21節 防災営農計画</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p> 		変更
<p>第1 農地及び農業用施設に対する応急措置</p> <p>1 農地</p> <p>町は、河川等のはん濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うに当たっては、排水河川の状況を十分把握する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 農地及び農業用施設に対する応急措置</p> <p>1 農地</p> <p>町は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うに当たっては、排水河川の状況を十分把握する。</p> <p>(略)</p>	表現の見直し	変更
<p>4 用排水路</p> <p>町は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。</p> <p>5 頭首工</p> <p>町は、頭首工の保全のため必要な措置を講ずるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。</p>	<p>4 用排水路</p> <p>町は、取水樋門、立切等を操作し、又は応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。</p> <p>5 頭首工</p> <p>町は、頭首工の保全のため必要な措置を講じるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。</p>	表現の見直し	変更

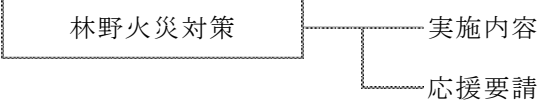
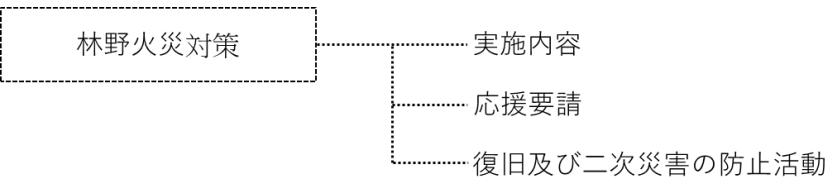
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第2 農作物に対する応急措置 (略)</p> <p>2 種子の確保 町は、種子<u>を</u>確保するため、県に依頼する。</p> <p>3 病害虫の防除 (1) 防除指導等 (略)</p> <p>また、県と一体となって、病害虫の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討した上、具体的な防除の実施を指示、<u>指導</u>する。</p> <p>(2) 農薬の確保 町は、農業協同組合等農業団体において農薬の供給が困難である場合、<u>県に対して県経済農業協同組合連合会又は他の農業組合等農業団体への農薬売却を依頼し、農薬を確保</u>する。 (略)</p>	<p>第2 農作物に対する応急措置 (略)</p> <p>2 種子の確保 町は、種子<u>の確保を</u>するため、県に依頼する。</p> <p>3 病害虫の防除 (1) 防除指導等 (略)</p> <p>また、県と一体となって、病害虫の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討した上、具体的な防除の実施を指示、<u>指導</u>する。</p> <p>(2) 農薬の確保 町は、農業協同組合等農業団体において農薬の供給が困難である場合、農薬を確保する<u>ため、県に依頼</u>する。 (略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第22節 水防計画 (略)</p>	<p>第22節 水防計画 (略)</p>		
<p>第1 水防本部 (略)</p> <p>3 里庄町水防管理 (1) 組織</p>  <p>(2) 事務分掌</p>	<p>第1 水防本部 (略)</p> <p>3 里庄町水防管理 (1) 組織</p>  <p>(2) 事務分掌</p>	<p>組織体制の変更による修正</p>	<p>変更</p>

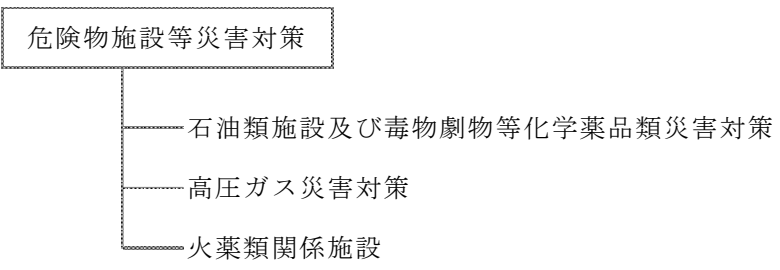
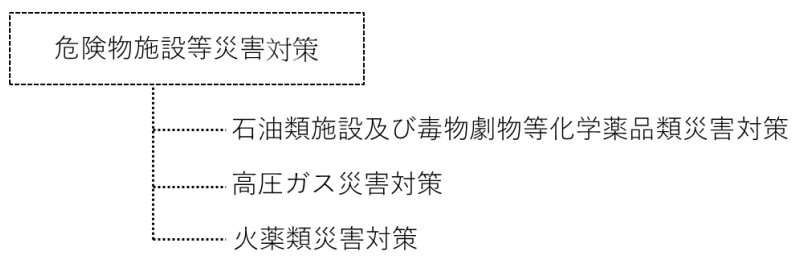
現行計画					改訂案					改訂理由	改訂事項	
班名	主管課	事 務 分 掌	配置基準		班名	主管課	事 務 分 掌	配置基準				
			注意体制	警戒体制				注意体制	警戒体制			
		(略)					(略)			組織体制の変更による修正	変更	
企画班	総務課	1 諸状況の判断及び各種指令運営に関する事。 2 各種対策の企画立案に関する事。 3 水防作業の技術指導に関する事。	1人以上	2人以上	企画班	農林建設課	1 諸状況の判断及び各種指令運営に関する事。 2 各種対策の企画立案に関する事。 3 水防作業の技術指導に関する事。	1人以上	2人以上			
		(略)					(略)					
(略)					(略)							
第2 水防活動 1 水防の責任 (略) (2) 一般 町民の責任 (略) 2 業務 (略) (2) 情報収集及び記録 町長は、管轄区域内の各河川の状況を把握するため、あらかじめ定められた箇所 <u>毎</u> に巡視員を派遣して、随時又は定時に区域内を巡視させ、水位の変動、堤防の異常について報告させるとともに、水門・樋門の管理者にその開閉状況を報告させ、その異動については、これを記録し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、備中県民局長に連絡して、必要な指示を受ける。 (略) (10) 避難のための立退き 洪水、雨水出水又は高潮による著しい危険が切迫しているとき、町長は、必要と認められる区域の居住者に対し、CATV、FMラジオ・信号又は広報その他の方法により、立退き又はその準備を指示することができる。立退きの指示をする場合には、玉島警察署長にその旨を通知するものとする。このため、町長はあらかじめ玉島警察署長と協議の上立退計画を作成し、予定立退先、経路等に必要な措置を講じておくものとする。 (略)					第2 水防活動 1 水防の責任 (略) (2) 町民の責任 (略) 2 業務 (略) (2) 情報収集及び記録 町長は、管轄区域内の各河川の状況を把握するため、あらかじめ定められた箇所 <u>ごと</u> に巡視員を派遣して、随時又は定時に区域内を巡視させ、水位の変動、堤防の異常について報告させるとともに、水門・樋門の管理者にその開閉状況を報告させ、その異動については、これを記録し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、備中県民局長に連絡して、必要な指示を受ける。 (略) (10) 避難のための立退き 洪水、雨水出水又は高潮による著しい危険が切迫しているとき、町長は、必要と認められる区域の居住者に対し、CATV、FMラジオ・ 通信 信号又は広報その他の方法により、立退き又はその準備を指示することができる。立退きの指示をする場合には、玉島警察署長にその旨を通知するものとする。このため、町長はあらかじめ玉島警察署長と協議の上立退計画を作成し、予定立退先、経路等に必要な措置を講じておくものとする。 (略)					表現の見直し	表現の見直し	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>4 水防訓練 (略)</p> <p>(2) 水防訓練の種別は、通信訓練・招集訓練・水防工法訓練・水防等操作訓練・避難訓練とする。</p>	<p>4 水防訓練 (略)</p> <p>(2) 水防訓練の種別は、通信訓練、招集訓練、水防工法訓練、水防等操作訓練、避難訓練とする。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第23節 消防計画 (略)</p>	<p>第23節 消防計画 (略)</p>		
<p>第2 消防活動計画</p> <p>1 火災警報 (略)</p> <p>(2) 火災警報の発令及び解除 火災警報の発令及び解除の伝達については、消防団及び各関係機関へ速やかに連絡するとともに、掲示板への掲示若しくは広報車による広報宣伝又は消防各分団の警鐘、サイレンを吹鳴、打鐘（消防信号）により町民へ周知徹底を図るものとする。 (略)</p> <p>5 危険物防御対策</p> <p>(1) 危険物火災 町は、笠岡地区消防組合と協力して次の措置を講ずる。 (略)</p> <p>7 緊急避難対策 災害時における避難の勧告は、法に基づき町長が発するが、緊急避難については常に第一線で防災活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にある消防機関が的確に行う。 (略)</p>	<p>第2 消防活動計画</p> <p>1 火災警報 (略)</p> <p>(2) 火災警報の発令及び解除 火災警報の発令及び解除の伝達については、消防団及び各関係機関へ速やかに連絡するとともに、掲示板への掲示若しくは広報車による広報宣伝又は消防各分団の警鐘、サイレンを吹鳴、打鐘（消防信号）により町民に周知徹底を図るものとする。 (略)</p> <p>5 危険物防御対策</p> <p>(1) 危険物火災 町は、笠岡地区消防組合と協力して次の措置を講じる。 (略)</p> <p>7 緊急避難対策 災害時における避難指示は、法に基づき町長が発するが、緊急避難については常に第一線で防災活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にある消防機関が的確に行う。 (略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更 変更</p>
<p>第3 動員計画</p> <p>1 招集計画 (略)</p> <p>(2) 災害発生の場合において、通信施設の可能な場合若しくは非常連絡を必要とする注意報、警報等、その他災害に関する緊急情報等を受理した場合等においては、所定の場所へ参集する。</p>	<p>第3 動員計画</p> <p>1 招集計画 (略)</p> <p>(2) 災害発生の場合において、通信施設の可能な場合若しくは非常連絡を必要とする注意報、警報、その他災害に関する緊急情報等を受理した場合等においては、所定の場所へ参集する。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>削除</p>

現行計画			改訂案			改訂理由	改訂事項
第4 出動計画 市街地、住宅密集地等の状況に応じ、 <u>警防区を設定し、火災と同時に</u> 計画に基づく出動をし、火災の状況により出動区分に基づき消防活動に万全を期する。			第4 出動計画 市街地、住宅密集地等の状況に応じ、計画に基づく出動をし、火災の状況により出動区分に基づき消防活動に万全を期する。			表現の見直し	削除
出動区分	火災規模	出動人員等	出動区分	火災規模	出動人員等	表現の見直し	変更
第1次出動	延焼危険度小の火災	<u>地元部、地区機動部</u>	第1次出動	延焼危険度小の火災	<u>管轄する分団、本部</u>		
第2次出動	延焼危険度大の火災	<u>機動部</u>	第2次出動	延焼危険度大の火災	<u>全団員、本部</u>		
<u>第3次出動</u>	<u>大規模火災</u>	<u>全団員が出動する。</u>					
第5 応援の要請 火災現場における最高責任者は、火災の状況を的確に判断し、その旨を町長に <u>告げ</u> 、町長は必要に応じて、県又は他の市町村に消防相互応援協定等に基づき応援を要請する。 (略)			第5 応援の要請 火災現場における最高責任者は、火災の状況を的確に判断し、その旨を町長に <u>報告する</u> 。町長は必要に応じて、県又は他の市町村に消防相互応援協定等に基づき応援を要請する。 (略)			表現の見直し	変更
第25節 雪害対策 (略)			第25節 雪害対策 (略)				
第1 実施内容 1 豪雪災害の防止活動 町は、家屋倒壊による被害を防止するため、町民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。また、この場合、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかける。 (略)			第1 実施内容 1 豪雪災害の防止活動 町は、家屋倒壊による被害を防止するため、町民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。また、この場合、 <u>町及び県は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかけるとともに、命綱固定アンカーの設置など、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発・普及の促進を図るよう、適切な配慮をする。</u> (略)			表現の見直し 岡山県地域防災計画の改定による修正	追加
第27節 鉄道事故災害対策 (略)			第27節 鉄道事故災害対策 (略)				
第3 救助・救急、医療及び消火活動 (略)			第3 救助・救急、医療及び消火活動 (略)				変更
4 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「本篇第3章 第 <u>33</u> 節 集団事故災害対策」により活動を実施する。 (略)			4 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「本篇第3章 第 <u>34</u> 節 集団事故災害対策」により活動を実施する。 (略)				

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第5 災害復旧活動 (略)</p> <p>この場合、可能な限り、復旧予定時刻を明確化するよう努める。 (略)</p>	<p>第5 災害復旧活動 (略)</p> <p><u>鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。</u></p> <p>この場合、可能な限り、復旧予定時刻を明確化するよう努める。 (略)</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	追加
<p>第28節 航空機事故災害対策 (略)</p>	<p>第28節 航空機事故災害対策 (略)</p>		
<p>〔町の措置〕 町は状況に従い、以下の措置を<u>取る</u>。 (略)</p> <p>4 災害の規模が大きく町だけで対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。 また、必要に応じ、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。 <u>県</u>及び<u>他の市町村</u>は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。 (略)</p> <p>6 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「本篇第3章 第<u>33</u>節 集団事故災害対策」により活動を実施する。 (略)</p>	<p>〔町の措置〕 町は状況に従い、以下の措置を<u>講じる</u>。 (略)</p> <p>4 災害の規模が大きく町だけで対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。 また、必要に応じ、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。 <u>町</u>及び<u>県</u>は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。 (略)</p> <p>6 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「本篇第3章 第<u>34</u>節 集団事故災害対策」により活動を実施する。 (略)</p>	表現の見直し	変更
<p>第29節 大規模な火災対策 (略)</p>	<p>第29節 大規模な火災対策 (略)</p>		
<p>第4 救助・救急活動 (略)</p> <p>2 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「本篇第3章 第<u>33</u>節 集団事故災害対策」により活動を実施する。 (略)</p>	<p>第4 救助・救急活動 (略)</p> <p>2 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「本篇第3章 第<u>34</u>節 集団事故災害対策」により活動を実施する。 (略)</p>		変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第30節 林野火災対策</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p> 	<p>第30節 林野火災対策</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p> 	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第1 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>2 応急活動及び活動体制の確立</p> <p>(1) 町は、林野火災対応の中核として、<u>すべての</u>指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置<u>する</u>。</p> <p>(略)</p> <p>3 消火・避難活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 町は、必要に応じて消防団や自主防災組織等の協力を得て町民の避難誘導等の活動を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>2 応急活動及び活動体制の確立</p> <p>(1) 町は、林野火災対応の<u>指揮体制を早期に確立するとともに、林野火災対応の中核として、全ての</u>指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置<u>し、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う</u>。</p> <p>(略)</p> <p>3 消火・避難活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 町は、必要に応じて消防団や自主防災組織等の協力を得て町民の避難誘導等の活動を行う。<u>また、林野火災は急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。</u></p> <p><u>(3) 林野火災が発生した場合には、必要に応じて、ヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。ヘリコプターの配備、空中消火用資機材、活動拠点等の整備について定めるとともに、空中消火の積極的な実施を図るためのヘリコプター保有団体との連携、自衛隊への派遣要請及び自衛隊出動時の消防防災ヘリとの活動区域や役割分担について定める。その際、連続的な散水に努める等の消火効率を高める運用を行うことに留意する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>7 要配慮者への配慮</u></p> <p><u>町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要配慮者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第2 応援要請 (略)</p> <p>応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。</p>	<p>第2 応援要請 (略)</p> <p><u>消防ヘリコプター及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努める。</u></p> <p>応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。</p>	<p>防災対策基本計画の改定による修正</p>	<p>追加</p>
	<p>第3 復旧及び二次災害の防止活動</p> <p><u>1 町及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。</u></p> <p><u>2 町及び県は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。また、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>追加</p>
<p>第31節 危険物施設等災害対策 (略)</p> <p>施策体系図</p> 	<p>第31節 危険物施設等災害対策 (略)</p> <p>施策体系図</p> 		<p>変更</p>
<p>第1 石油類施設及び毒物劇物等化学薬品類災害対策</p> <p>1 石油类等施設</p> <p>(1) 石油类等施設の所有者、管理者及び占有者の措置</p> <p>ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講ずる。</p> <p>イ 町、笠岡地区消防組合及び玉島警察署へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近町民に対して避難するよう勸告する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 石油類施設及び毒物劇物等化学薬品類災害対策</p> <p>1 石油类等施設</p> <p>(1) 石油类等施設の所有者、管理者及び占有者の措置</p> <p>ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講じる。</p> <p>イ 町、笠岡地区消防組合及び玉島警察署へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の町民等に対して避難するよう指示する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>表現の見直し、岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>ケ 大量の石油類等が事業所外に漏えいした場合は、現場の事業者等は、防除措置を講ずる。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。</p> <p>(2) 町の措置 (略)</p> <p>イ 石油類等の所有者、管理者及び占有者に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般町民の立入制限、退去等を命令する。 (略)</p> <p>カ さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。 また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。 (略)</p> <p>2 石油類等積載車両 石油類等輸送機関及び町は、それぞれ上記に準じた措置を講ずる。</p>	<p>ケ 大量の石油類等が事業所外に漏えいした場合は、現場の事業者等は、防除措置を講じる。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。</p> <p>(2) 町の措置 (略)</p> <p>イ 石油類等の所有者、管理者及び占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般町民の立入制限、退去等を命令する。 (略)</p> <p>カ さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。 また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について幹旋を求める。 (略)</p> <p>2 石油類等積載車両 石油類等輸送機関及び町は、それぞれ上記に準じた措置を講じる。</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>第2 高圧ガス災害対策</p> <p>1 高圧ガス施設</p> <p>(1) 高圧ガス施設等の所有者、管理者及び占有者の措置 (略)</p> <p>イ 災害発生について町及び笠岡地区消防組合に通報するとともに、必要があるときは、付近の町民に対して避難するよう勧告する。 (略)</p> <p>(2) 町の措置 上記石油類等施設に準じた措置を講ずる。</p> <p>2 高圧ガス積載車両 高圧ガス輸送機関及び町は、それぞれ上記に準じた措置を講ずる。 (略)</p>	<p>第2 高圧ガス災害対策</p> <p>1 高圧ガス施設</p> <p>(1) 高圧ガス施設等の所有者、管理者及び占有者の措置 (略)</p> <p>イ 災害発生について町及び笠岡地区消防組合に通報するとともに、必要があるときは、付近の町民に対して避難するよう指示する。 (略)</p> <p>(2) 町の措置 上記石油類等施設に準じた措置を講じる。</p> <p>2 高圧ガス積載車両 高圧ガス輸送機関及び町は、それぞれ上記に準じた措置を講じる。 (略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第3 火薬類災害対策</p> <p>1 火薬類関係施設</p> <p>(1) 火薬庫又は火薬類の所有者、管理者及び占有者の措置</p>	<p>第3 火薬類災害対策</p> <p>1 火薬類関係施設</p> <p>(1) 火薬庫又は火薬類の所有者、管理者及び占有者の措置</p>		<p>変更</p>

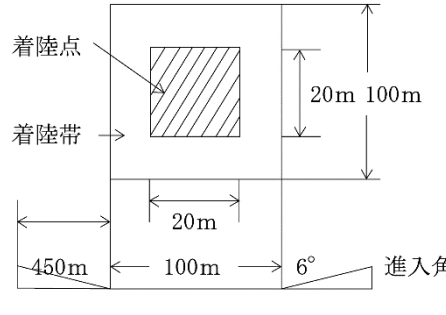
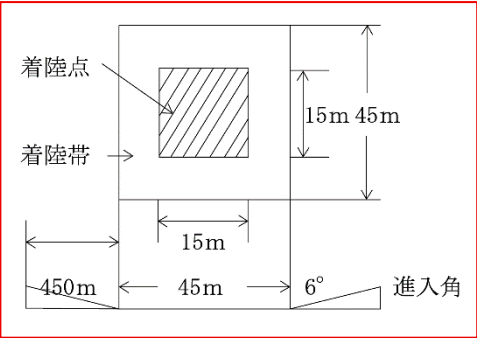
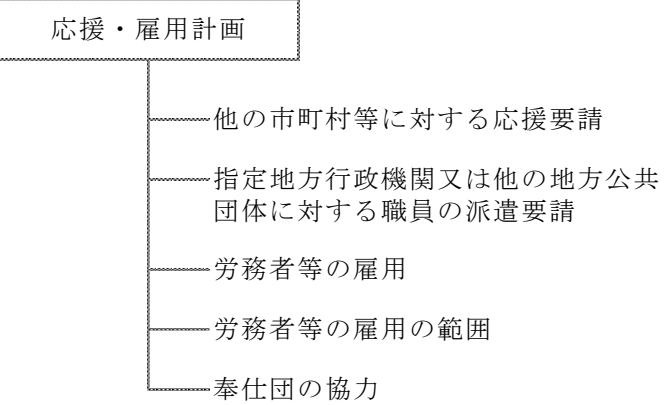
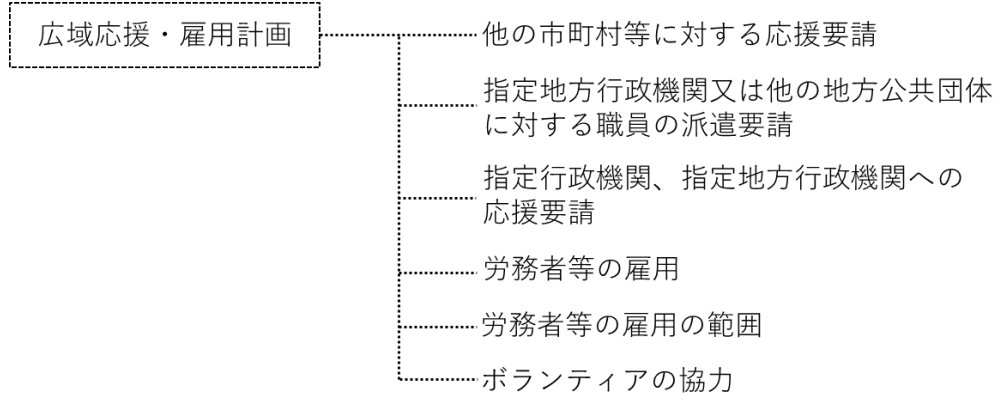
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>ア 施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講ずる。</p> <p>イ 火薬類を安全な場所に移動する。移動する余裕がない場合は、水中又は火薬庫の入口等を密封し、防火の措置を講ずる等の安全措置を講ずる。</p> <p>ウ 町及び玉島警察署へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があるときは、付近の町民に対して避難の勧告を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 町の措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 火薬類の所有者等に危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般町民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p>(略)</p> <p>2 火薬類積載車両 火薬類輸送機関及び町は、それぞれ上記に準じた措置を講ずる。</p>	<p>ア 施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。</p> <p>イ 火薬類を安全な場所に移動する。移動する余裕がない場合は、水中又は火薬庫の入口等を密封し、防火の措置を講じる等の安全措置を講じる。</p> <p>ウ 町及び玉島警察署へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があるときは、付近の町民に対して避難するよう指示する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 町の措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 火薬類の所有者等に危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般町民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p>(略)</p> <p>2 火薬類積載車両 火薬類輸送機関及び町は、それぞれ上記に準じた措置を講じる。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	
<p>第32節 有害ガス等災害対策</p> <p>特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、町民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講ずるとともに速やかに復旧措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>第32節 有害ガス等災害対策</p> <p>特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、町民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講じるとともに速やかに復旧措置を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第1 特定施設等の設置者の措置</p> <p>(略)</p> <p>2 町長又は知事に事故状況を通報するとともに、必要に応じ付近町民等が避難するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 特定施設等の設置者の措置</p> <p>(略)</p> <p>2 町長又は知事に事故状況を通報するとともに、必要に応じ付近町民等が避難するために必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第2 町の措置</p> <p>町長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、町民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告等を行う。</p>	<p>第2 町の措置</p> <p>町長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、町民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の指示等を行う。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第3 その他 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、「本篇第3章 第33節 集団事故災害対策」により活動を実施する。 (略)</p>	<p>第3 その他 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、「本篇第3章 第34節 集団事故災害対策」により活動を実施する。 (略)</p>		変更
<p>第33節 放射性物質災害対策 (略)</p> <p>施策体系図</p>  <p>(略)</p>	<p>第33節 放射性物質災害対策 (略)</p> <p>施策体系図</p>  <p>(略)</p>		変更
<p>第2 町(消防機関)の措置 (略)</p> <p>2 事故の状況に応じ、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 避難の<u>勧告</u>・指示</p> <p>(<u>2</u>) 町民に対する広報</p>	<p>第2 町(消防機関)の措置 (略)</p> <p>2 <u>町は、国、県と連携し</u>事故の状況に応じ、次の措置を講じる。<u>なお、措置の実施が困難なときは、他市町村又は県へこれらの措置の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。</u></p> <p>(1) <u>事故の状況把握と周辺住民への情報提供</u> (2) <u>事故の態様に応じた避難の指示等</u> (3) <u>事故の鎮静に必要な消火その他の措置</u> (4) <u>被ばく者の救助等</u> (5) <u>汚染の拡大防止及び除染</u> (6) <u>町民に対する広報</u></p>	岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し	変更
<p>第34節 集団事故災害対策 (略)</p> <p>施策体系図</p> 	<p>第34節 集団事故災害対策 (略)</p> <p>施策体系図</p> 		変更

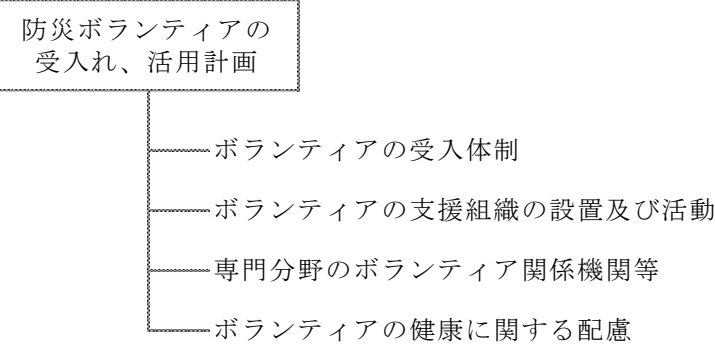
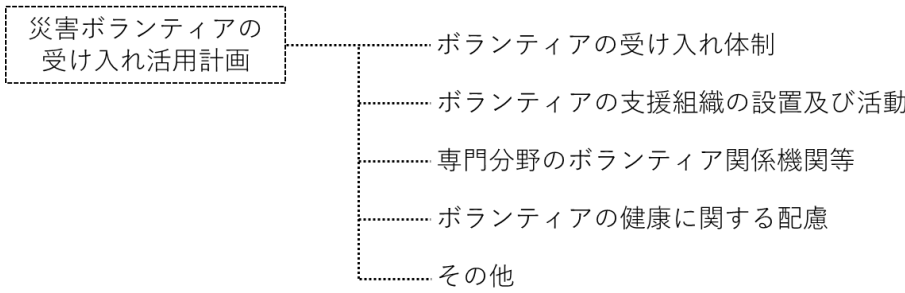
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項																		
<p>第1 総合救急対策本部 (略)</p> <p>3 総合救急対策本部の組織 総合救急対策本部の組織は、別表に掲げるとおり<u>である</u>。</p>	<p>第1 総合救急対策本部 (略)</p> <p>3 総合救急対策本部の組織 総合救急対策本部の組織は、別表に掲げるとおり<u>とする</u>。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>																		
<p>第2 関係機関の措置 (略)</p> <p>5 県の措置 (1) 町の救急体制のみでは、<u>適切な措置が困難と認めるとき</u>、又は町長からの要請があったときは、日本赤十字社岡山県支部、県医師会、災害拠点病院等に医療従事者の派遣要請をし、自衛隊その他関係機関に応援を要請する。 (略)</p>	<p>第2 関係機関の措置 (略)</p> <p>5 県の措置 (1) 町の救急体制のみでは<u>適切な措置が困難と認めるとき</u>、又は町長からの要請があったときは、日本赤十字社岡山県支部、県医師会、災害拠点病院等に医療従事者の派遣要請をし、自衛隊その他関係機関に応援を要請する。 (略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>削除</p>																		
<p>[活動組織の構成及び主な機能]</p>	<p>[活動組織の構成及び主な機能]</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="68 978 270 1020">組織</th> <th data-bbox="270 978 715 1020">構成機関等</th> <th data-bbox="715 978 1234 1020">主な機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="68 1020 270 1188">(略)</td> <td data-bbox="270 1020 715 1188">(略) <u>井笠</u>保健所長 (略)</td> <td data-bbox="715 1020 1234 1188">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="68 1188 270 1262">(略)</td> <td data-bbox="270 1188 715 1262"></td> <td data-bbox="715 1188 1234 1262">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	組織	構成機関等	主な機能	(略)	(略) <u>井笠</u> 保健所長 (略)	(略)	(略)		(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1234 978 1436 1020">組織</th> <th data-bbox="1436 978 1902 1020">構成機関等</th> <th data-bbox="1902 978 2436 1020">主な機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1234 1020 1436 1188">(略)</td> <td data-bbox="1436 1020 1902 1188"><u>備中</u>保健所<u>井笠支所</u>長 (略)</td> <td data-bbox="1902 1020 2436 1188">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 1188 1436 1262">(略)</td> <td data-bbox="1436 1188 1902 1262"></td> <td data-bbox="1902 1188 2436 1262">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	組織	構成機関等	主な機能	(略)	<u>備中</u> 保健所 <u>井笠支所</u> 長 (略)	(略)	(略)		(略)	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
組織	構成機関等	主な機能																			
(略)	(略) <u>井笠</u> 保健所長 (略)	(略)																			
(略)		(略)																			
組織	構成機関等	主な機能																			
(略)	<u>備中</u> 保健所 <u>井笠支所</u> 長 (略)	(略)																			
(略)		(略)																			
<p>第35節 自衛隊災害派遣要請計画 (略)</p>	<p>第35節 自衛隊災害派遣要請計画 (略)</p>																				
<p>第1 自衛隊の活動範囲 (略)</p> <p>10 <u>炊飯</u>及び給水の支援 <u>炊飯</u>及び給水の支援を行う。</p> <p>11 救援物資の無償貸付及び譲与</p>	<p>第1 自衛隊の活動範囲 (略)</p> <p>10 <u>給食</u>及び給水の支援 <u>給食</u>及び給水の支援を行う。</p> <p>11 <u>入浴支援</u> <u>入浴施設の開設などにより、入浴支援を行う。</u></p> <p><u>12</u> 救援物資の無償貸付及び譲与</p>	<p>表現の見直し、岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>																		

現行計画				改訂案				改訂理由	改訂事項
<p>「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づいて救援物資を無償貸付けし、又は譲与する。</p> <p>12 交通規制の支援 (略)</p> <p>13 危険物の除去等 (略)</p> <p>14 その他 (略)</p>				<p>「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づいて救援物資を無償貸付し、又は譲与する。</p> <p>13 交通規制の支援 (略)</p> <p>14 危険物の除去等 (略)</p> <p>15 その他 (略)</p>				表現の見直し	
	措 置 権 限	根拠条文	関 連 規 定		措 置 権 限	根拠条文	関 連 規 定	表現の見直し	変更
災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	63条3項		ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	63条3項				
	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	64条8項	通常生ずべき損失の補償(82条)	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	64条8項	通常生ずべき損失の補償(82条)			
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	64条8項	除去した工作物等の保管(64条9項)	ウ 現場の被災工作物等の除去等	64条8項	除去した工作物等の保管(64条9項)			
	エ 町民等を応急措置の業務に従事させること	65条3項	従事した者に対する損害の補償(84条)	エ 町民等を応急措置の業務に従事させること	65条3項	従事した者に対する損害の補償(84条)			
	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	76条の3 3項		オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	76条3項				
自衛隊法	ア 警察官がその場にはいない場合の避難等の措置 イ 警察官がその場にはいない場合に救助等のための立入り	94条	警察官職務執行法(4条及び6条)	ア 警察官がその場にはいない場合の避難等の措置 イ 警察官がその場にはいない場合に救助等のための立入り	94条	警察官職務執行法(4条及び6条)			
<p>第3 災害派遣要請等の手続</p> <p>1 派遣要請の要求</p> <p>(1) 町長は、自衛隊の災害派遣を必要とした場合には、次の事項を記載した災害派遣要請要求書を知事に対し提出する。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。</p> <p>なお、知事に対し派遣要請の要求を行った場合は、<u>その旨</u>を備中県民局長に連絡<u>しておく</u>。</p> <p>(略)</p>				<p>第3 災害派遣要請等の手続</p> <p>1 派遣要請の要求</p> <p>(1) 町長は、自衛隊の災害派遣を必要とした場合には、次の事項を記載した災害派遣要請要求書を知事に対し提出する。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。</p> <p>なお、知事に対し派遣要請の要求を行った場合は、<u>次に掲げる事項</u>を備中県民局長に連絡<u>する</u>。</p> <p>(略)</p>				表現の見直し	変更

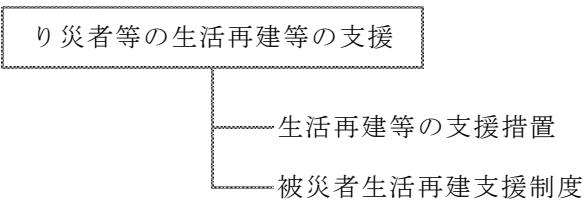
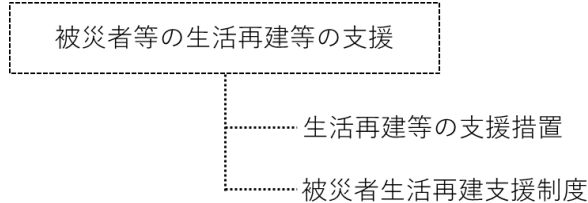
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>3 災害派遣要請等手続系統</p> <p>(災害対策基本法第68条の2第2項)</p> <p>(----- は情報の連絡系統)</p>	<p>3 災害派遣要請等手続系統</p> <p>(災害対策基本法第68条の3第2項)</p> <p>(----- は情報の連絡系統)</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
<p>第4 災害派遣部隊の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>6 ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について留意し、ヘリポートを準備する。</p> <p>(略)</p> <p>ア <u>小型機 (OH-6 : 観測用)</u> の場合</p> <p>ウ <u>大型機 (V-107 : 輸送用)</u> の場合</p> <p>イ <u>中型機 (UH-1 : 多用途)</u> の場合</p> <p>エ 大型機 (CH-47 : 輸送用) の場合</p>	<p>第4 災害派遣部隊の受^レ入れ</p> <p>(略)</p> <p>6 ヘリコプターによる災害派遣を受^レ入れる場合は、次の点について留意し、ヘリポートを準備する。</p> <p>(略)</p> <p>ア <u>中型機 (UH-1 : 多用途)</u> の場合</p> <p>エ 大型機 (CH-47 : 輸送用) の場合</p>	表現の見直し	変更
岡山県地域防災計画の改定による修正			

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
 <p>(略)</p>	 <p>(略)</p>		
<p>第36節 広域応援・雇用計画</p> <p>(略)</p> <p>なお、町及び県は、大規模な災害が発生したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、速やかに応援体制を整える。</p>	<p>第36節 広域応援・雇用計画</p> <p>(略)</p> <p>なお、町及び県は、大規模な災害が発生したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「応急対策職員派遣制度」により、速やかに応援体制を整える。</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
<p>施策体系図</p> 	<p>施策体系図</p> 		変更
<p>第1 他の市町村等に対する応援要請</p> <p>1 応援要請</p> <p>町及び県は、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。</p>	<p>第1 他の市町村等に対する応援要請</p> <p>1 応援要請</p> <p>町及び県は、「応急対策職員派遣制度」による岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。</p> <p>町及び県は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、町及び県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
(略)	(略)		
第2 指定地方行政機関又は他の地方公共団体に対する職員の派遣要請 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため専門の職員を確保する必要があるときは、指定地方行政機関の長又は <u>他の普通地方公共団体の長等</u> に対し、当該機関の職員の派遣要請を行うものとする。 (略)	第2 指定地方行政機関又は他の地方公共団体に対する職員の派遣要請 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため専門の職員を確保する必要があるときは、指定地方行政機関の長又は <u>指定公共機関</u> に対し、当該機関の職員の派遣要請を行うものとする。 (略)	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
	第3 指定行政機関、指定地方行政機関への応援要請 <u>町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。また、要求ができない場合には、その旨及び町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u>	岡山県地域防災計画の改定による修正	追加
第3 労務者等の雇用 (略)	第4 労務者等の雇用 (略)		変更
第4 労務者等の雇用の範囲 (略)	第5 労務者等の雇用の範囲 (略)		変更
第5 ボランティアの協力 (略) 2 ボランティアの主な作業 (1) 炊出しその他被災者に対する救助 (略)	第6 ボランティアの協力 (略) 2 ボランティアの主な作業 (1) <u>炊き</u> 出しその他被災者に対する救助 (略)	表現の見直し	変更
第37節 防災ボランティアの受入れ、活用計画 災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるように、町及び県、日本赤十字社岡山県支部は、相互の協力し、ボランティアに対する被災地のニーズを把握するとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。	第37節 災害ボランティアの受け入れ、活用計画 災害時には、平時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるように、町及び県、日本赤十字社岡山県支部は、相互の協力し、ボランティアに対する被災地のニーズを把握するとともに、 <u>災害</u> ボランティアの受付、調整等その <u>受け</u> 入れ体制を確保するよう努める。	表現の見直し 防災対策基本法の改正による修正 表現の見直し	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>施策体系図</p> 	<p>施策体系図</p> 		変更
<p>第1 ボランティアの受入れ体制</p> <p>町災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、<u>(福)</u>里庄町社会福祉協議会が設置するボランティア現地本部に情報の提供を行うものとする。</p> <p>ボランティアの受入れに際して、<u>老人介護や外国人との会話力等</u>のボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p> <p>町及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織<u>(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)</u>を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。</p> <p><u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症</u>対策の観点を取り入れたボランティアの受入や活動が行われるよう、県、市町村、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う必要がある。</p>	<p>第1 ボランティアの受け入れ体制</p> <p>町災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、<u>里庄町社会福祉協議会</u>が設置するボランティア現地本部に情報の提供を行うものとする。</p> <p>ボランティアの受け入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p> <p>町及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新</u>の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。</p> <p>感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受け入れや活動が行われるよう、県、市町村、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う必要がある。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	変更
<p>第2 ボランティアの支援組織の設置及び活動</p> <p><u>(福)</u>里庄町社会福祉協議会は、被災者の生活支援のための一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティア現地本部を設置し、次の業務を行う。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、町及び県と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 ボランティアの支援組織の設置及び活動</p> <p>里庄町社会福祉協議会は、被災者の生活支援のための一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティア現地本部を設置し、次の業務を行う。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、町及び県と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。</p> <p>(略)</p>	表現の見直し	削除
<p>第3 専門分野のボランティア関係機関等</p> <p>県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入れ及び派遣に係る調整等を行う。</p>	<p>第3 専門分野のボランティア関係機関等</p> <p>県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受け入れ及び派遣に係る調整等を行う。</p>	表現の見直し	追加

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第4 ボランティアの健康に関する配慮 (略)</p> <p>2 町は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講ずる。</p> <p>3 町、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。</p>	<p>第4 ボランティアの健康に関する配慮 (略)</p> <p>2 町は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。</p> <p>3 町、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携し、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p>	表現の見直し	変更
	<p>第5 その他 <u>県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と町及び県の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	追加
<p>第38節 災害義援金品の募集及び配分計画</p> <p>町長は、日本赤十字社里庄分区、<u>(福)</u>里庄町社会福祉協議会、民生委員会、各分館その他町単位の各種団体により協議会を構成し、各機関が共同しあるいは協力により、災害義援金品の募集及び配分を実施する。 (略)</p>	<p>第38節 災害義援金品の募集及び配分計画</p> <p>町長は、日本赤十字社里庄分区、里庄町社会福祉協議会、民生委員会、各分館その他町単位の各種団体により協議会を構成し、各機関が共同しあるいは協力により、災害義援金品の募集及び配分を実施する。 (略)</p>	表現の見直し	削除
<p>第1 募集及び受付 (略)</p> <p>2 職域募集等 <u>小・中学校生徒あるいは</u>工場等において募集するものは、それぞれの機関において町に寄託する。 (略)</p>	<p>第1 募集及び受付 (略)</p> <p>2 職域募集等 <u>児童生徒等又</u>は工場等において募集するものは、それぞれの機関において町に寄託する。 (略)</p>	表現の見直し	変更
<p>第3 配分 (略)</p> <p>2 町における配分 県及びその他機関から配分を受け、又は町で受けた義援金品は、1に定める基準を参考にして民生委員会その他関係者の意見を聞き、実情に<u>則</u>して配分するものとする。</p>	<p>第3 配分 (略)</p> <p>2 町における配分 県及びその他機関から配分を受け、又は町で受けた義援金品は、1に定める基準を参考にして民生委員会その他関係者の意見を聞き、実情に<u>即</u>して配分するものとする。</p>	表現の見直し	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>なお、各世帯別配分に当たっては、「本篇 第3章 第10節 被服・寝具等生活必需物資供給計画」に定める配分手続きに準じて行うことを原則とするが、配分物資の条件が異なるので実情に<u>則</u>して適宜その手続を変更して差支えないものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>なお、各世帯別配分に当たっては、「本篇 第3章 第10節 被服・寝具等生活必需物資供給計画」に定める配分手続きに準じて行うことを原則とするが、配分物資の条件が異なるので実情に<u>即</u>して適宜その手続を変更して差支えないものとする。</p> <p>(略)</p>		
<h2>第4章 災害復旧・復興計画</h2>	<h2>第4章 災害復旧・復興計画</h2>		
<h3>第1節 復旧・復興計画</h3> <p>(略)</p>	<h3>第1節 復旧・復興計画</h3> <p>(略)</p>		
<p>〔地域の復旧・復興の基本方向の決定〕</p> <p>(略)</p> <p>2 被災地の復旧・復興は、町民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進する。</p> <p>3 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。</p>	<p>〔地域の復旧・復興の基本方向の決定〕</p> <p>(略)</p> <p>2 被災地の復旧・復興は、町民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、高齢者、障がいのある人等の要配慮者の参画を促進する。</p> <p>3 <u>観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。</u></p> <p>4 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。<u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。</u></p>	<p>表現の見直し 岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<h3>第2節 被災者等の生活再建等の支援</h3>	<h3>第2節 被災者等の生活再建等の支援</h3>		
<p>施策体系図</p>  <pre> graph TD A[り災者等の生活再建等の支援] --- B[生活再建等の支援措置] A --- C[被災者生活再建支援制度] </pre>	<p>施策体系図</p>  <pre> graph TD A[被災者等の生活再建等の支援] --- B[生活再建等の支援措置] A --- C[被災者生活再建支援制度] </pre>		<p>変更</p>
<h4>第1 生活再建等の支援措置</h4> <p>(略)</p>	<h4>第1 生活再建等の支援措置</h4> <p>(略)</p> <p>2 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>2 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。</p> <p>3 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付する。また、町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</p> <p>4 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を<u>積極的に</u>作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>5 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、及び母子父子寡婦福祉資金貸付金により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。</p> <p>6 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。</p> <p>7 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。</p> <p>8 町は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行う。</p> <p>9 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（P T S D）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる<u>事</u>が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。 (略)</p> <p>10 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に添った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。</p> <p>11 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。</p> <p>12 居住地域外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった町、県及び避難先の市町村、県が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p>13 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、<u>弾力的</u>に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。 (略)</p>	<p>3 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。</p> <p>4 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付する。また、町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</p> <p>5 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>6 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、及び母子父子寡婦福祉資金貸付金により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。</p> <p>7 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。</p> <p>8 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料<u>等</u>の減免等、被災者の負担の軽減を図る。</p> <p>9 町は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行う。</p> <p>10 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（P T S D）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる<u>こと</u>が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。 (略)</p> <p>11 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に添った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。</p> <p>12 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。</p> <p>13 居住地域外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった町、県及び避難先の市町村、県が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p>14 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細<u>く</u>かに、かつ、機動的、<u>弾力的</u>に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。 (略)</p>	<p>表現の見直し</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
第3節 被災中小企業の復興の支援 (略)	第3節 被災中小企業の復興の支援 (略)		
第2 県の措置 (略) 3 セーフティネット保証4号の地域指定を受けた場合に、災害により売上高が減少している中小企業者を支援する県制度融資「危機対策資金」の取扱を開始する。	第2 県の措置 (略) 3 セーフティネット保証4号の地域指定を受けた場合に、災害により売上高が減少している中小企業者を支援する県制度融資「危機対策資金」の取 り扱 いを開始する。	表現の見直し	追加
第4節 公共施設災害復旧計画 公共施設の復旧は、常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則とし、更に関連事業を積極的に 採 り入れて施工するものとする。 (略)	第4節 公共施設災害復旧計画 公共施設の復旧は、常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則とし、更に関連事業を積極的に 取 り入れて施工するものとする。 (略)	表現の見直し	変更
〔災害復旧事業の種類〕 1 公共土木施設災害復旧事業 (略) (7) 下 水道災害復旧事業 (8) 公園災害復旧事業 (9) 公営住宅等災害復旧事業 2 農林水産業施設災害復旧事業 3 都市災害復旧事業 4 水道災害復旧事業 5 住宅災害復旧事業 6 社会福祉施設災害復旧事業 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業 8 学校教育施設災害復旧事業 9 社会教育施設災害復旧事業 10 その他の災害復旧事業	〔災害復旧事業の種類〕 1 公共土木施設災害復旧事業 (略) (7) 水道災害復旧事業 (8) 下水道災害復旧事業 (9) 公園災害復旧事業 (10) 公営住宅等災害復旧事業 2 農林水産業施設災害復旧事業 3 都市災害復旧事業 4 住宅災害復旧事業 5 社会福祉施設災害復旧事業 6 公立医療施設、病院等災害復旧事業 7 学校教育施設災害復旧事業 8 社会教育施設災害復旧事業 9 その他の災害復旧事業	並び替え	変更
第5節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略)	第5節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略)		
第1 法律により一部負担又は補助するもの (略)	第1 法律により一部負担又は補助するもの (略)		削除

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号） （略）	5 感染症予防法 （略）	表現の見直し	
第 6 節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置 （略）	第 6 節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置 （略）		
第 3 住宅復興資金 住宅に被害を受けた者に対しては、住宅金融公庫法（昭和 25 年法律第 156 号）の規定により災害復興資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。	第 3 住宅復興資金 住宅に被害を受けた者に対しては、住宅金融公庫法（昭和 25 年法律第 156 号）の規定により災害復興資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸 付 付けを行う。	表現の見直し	追加
第 4 更生資金 1 災害援護資金 災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、町は災害援護資金の貸付けを行う。 2 生活福祉資金 災害により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自力更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金の貸付けを行う。 （略）	第 4 更生資金 1 災害援護資金 災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、町は災害援護資金の貸 付 付けを行う。 2 生活福祉資金 災害により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自力更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金の貸 付 付けを行う。 （略）	表現の見直し	追加